

2025 年度（2023 年度～2025 年度） 自己点検・評価の総括

本報告書は、2025 年度（2023 年度～2025 年度）における日本赤十字東北看護大学の自己点検・評価の結果をまとめたものである。

1. 新たな内部質保証システムの構築

内部質保証システムの実効性を高めるために、2025 年度より、内部質保証委員会を独立した責任機関として再定義し、全学的な PDCA サイクルを統括する体制を構築した。これにより、各部局の自己点検結果を委員会が「検証」し、具体的な「改善計画」の策定を求める仕組みが整った。従来は各部署で個別完結しがちであった自己点検・評価の結果を、組織横断的な改善活動へと繋げるための全学的な基盤を確立した。

2. 自己点検・評価結果の概況

評価基準	項目数	A：順調	B：要改善	C：抜本的改善
基準 1：理念・目的	4	4	0	0
基準 2：内部質保証	8	2	6	0
基準 3：教育研究組織	3	2	1	0
基準 4：教育・学習	18	15	3	0
基準 5：学生の受け入れ	8	6	2	0
基準 6：教員・教員組織	12	7	4	1
基準 7：学生支援	11	7	4	0
基準 8：教育研究等環境	9	8	1	0
基準 9：社会連携・社会貢献	4	3	1	0
基準 10：大学運営・財務	16	16	0	0
項目数（%）	93	70（75.3%）	22（23.7%）	1（1.1%）

（A：順調 B：改善や新たな取組が必要 C：抜本的改善が必要）

全 93 項目の評価視点のうち、70 項目（構成比 75.3%）において『A：順調』判定であり、本学の教育研究活動および大学運営は概ね適切に遂行されていると言える。

3. 各基準の概況

内部質保証

2025 年度からの新体制構築により、全学的な PDCA サイクルの基盤は整った。今後は、新体制に即した規程の改定とウェブサイトでの公表を速やかに進めるとともに、「学生参画」の仕組みを機関レベルで具体化することが課題である。

教育・学習

「人道」を基盤とした教育課程は概ね順調に推移している。今後のさらなる質向上に向け、2022 年度教育課程の完成年度評価を踏まえた「コンピテンシー基盤型教育」への転換を推進する。また、学修ポートフォリオの運用により、4 年間の学生の成長プロセスの可視化を強化する。

学生の受け入れ

赤十字のネットワークを活かした特色ある入試制度を維持しているが、18 歳人口の減少に伴う志願者数減少は深刻な課題である。戦略的な広報活動を展開し、入学者確保に注力することが課題である。

教員・教員組織

現行の「めざす教職員像」を踏まえ、教員組織編成方針を体系的に策定するとともに、教員に求める資質・能力を明確化するために「日本赤十字東北看護大学の求める教員像」を策定し、教員配置方針との整合性を図っていく。

クロスアポイントメント制度については、導入方針が示され、現在、その導入時期や運用方法について検討を進めている。

学生支援

新アドバイザー制度の導入により手厚い支援体制を構築しているが、看護師国家試験合格率の向上は最優先課題であり、指導体制の抜本的な強化を図る。

社会連携・社会貢献

「赤十字防災ボランティアステーション」を拠点とした活動は本学の大きな強みである。今後は「赤十字マイスター制度」の周知を通じ、ボランティア活動への参加学生をさらに拡大させ、地域社会への貢献を一層深めていく。また、災害救護訓練については、学生自身の成長実感等を明確にし、プログラムの改善につなげていく。

4. 今後の展望

今回の自己点検・評価を通じて、本学の教育研究活動の大部分が適切に運用されていることが確認された一方で、組織横断的に取り組むべき課題も明確となった。

建学の精神である「人道」に基づき、自己点検・評価の結果を次なる一歩へと確実に繋げ、社会の期待に応える質の高い看護専門職を育成し続ける大学であり続けることを目指す。

【基準1】理念・目的

1. 現状分析

評価項目①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

看護学部における教育研究上の目的は、大学が掲げる理念・目的を踏まえて大学学則に「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与すること」（資料1）と明確に定めている。

看護学研究科における教育研究上の目的は、大学が掲げる理念・目的を踏まえて大学院学則に「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」と定めている。また、大学院には看護学研究科修士課程と後期3年博士課程（以下、博士課程）を置き、大学院学則に課程ごとに目的を定めている（資料2-1～資料2-2）。

理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

看護学部の理念・目的は学生便覧に示し教職員及び学生に周知するとともに、大学ホームページ上で広く公表している（資料3-1～資料3-2）。

教職員に対しては、毎年4月に実施している全教職員会議において、理念・目的について周知している。新任教職員に対しては、入職時オリエンテーションで説明しているほか、毎年、新任教職員を対象に日本赤十字学園が実施している「新任教職員研修」へ参加することとしており、赤十字の理念を学び、本学の教育との関連を考える機会としている。なお、本研修については、コロナ禍以降はオンデマンド方式となったことにより、新任教職員全員の受講が可能となった（資料3-3）。

また、学生に対する周知は、看護学部においては「学生便覧」（資料3-1）、看護学研究科の修士課程については「履修ガイド」（資料3-4）、博士課程については「共同看護学専攻履

修の手引き」(資料 2-2)に明記して、入学時のガイダンスや学期始めの学習ガイダンスの際に学生に説明し、周知を図っている。

高校生や受験生には、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等で、「大学案内(キャンパスガイド)」(資料 3-5)、学報『CARILLON カリヨン』(資料 3-6)、「看護学部看護学科学生募集要項」(資料 3-7)等を用いて本学の理念・目的を説明している。

社会一般に対しては、大学ホームページにて公表をしている(資料 3-2、資料 3-8～資料 3-9)。

さらに、大学院の目的及び課程ごとの目的・教育目標は、課程ごとに履修ガイド・履修の手引きに示し教職員及び学生に周知するとともに、大学ホームページ上で広く公表している(資料 3-4、資料 3-8～資料 3-9)。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的が明記された冊子や広報誌、大学ホームページ等の媒体を通じて、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると評価できる。

評価項目②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

本学の運営の基本目標と方向を定めるため、令和 5 年度に第 4 次中期計画を定めるとともに、中期計画に掲げた目標の達成に向け、毎年度、年度別の事業計画を策定している。中期計画の策定に当たっては、学園本部が策定したグランド・デザインの内容を踏まえるとともに、本学を取り巻く社会経済情勢の変化や国における制度改正の状況等も踏まえ、本学の理念・目標の達成に向け、具体的で実現可能な施策を盛り込んだ(資料 4-1)。

また、年度別事業計画については、毎年度上半期の取組状況を 11 月に中間評価しており、評価結果を次年度の予算編成や組織改編、年度別事業計画の策定に反映するようにしている(資料 4-2)。

中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

中期計画については、毎年度末の進捗状況を点検・評価し、6 月(年度によっては 7 月)

に評価結果を公表している（資料 5-1）。中期計画の施策の進捗状況の判定は、「想定を上回る」、「順調」、「概ね順調」、「取組の強化」、「抜本的な改善」、「達成不能」の 6 段階で評価しており、令和 6 年度は「概ね順調」以上の判定が全体の 88%であった（資料 5-2）。

年度別事業計画については、毎年度上半期の取組状況を 11 月に中間評価し、評価結果を次年度の予算編成や年度別事業計画の策定等に反映しているほか、年度末の成果・実績を翌年度 6 月に最終評価し、公表している（資料 5-1）。年度別事業評価は、S（目標を上回る）、A（目標を達成）、B（概ね目標を達成）、C（部分的目標達成）、D（全く達成できず）、E（達成不能）の 6 段階で評価しており、令和 6 年度の評価は、S～B（概ね目標達成以上）が 84%であった（資料 5-3）。令和 7 年度の年度別事業評価は、S～B（概ね目標達成以上）が 90%であり、計画に掲げた取組は順調に進捗している（資料 5-4、資料 5-5）。

なお、毎年度、中期計画及び年度別事業計画の最終評価の結果を踏まえ、必要な取組の実施について学長から各委員会等に対し指示している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

本学では、赤十字の理念である「人道」を建学の精神とし、それに基づく生命の尊厳と人間性の尊重の上に、教育理念を定め、学部、研究科ごとに教育目的・目標を定めている。学生・教職員へは「学生便覧」等で周知し、社会に向けても大学ホームページで公表している。

「問題点」

令和 7 年度末における第 4 次中期計画の評価は、「概ね順調」以上の判定が全体の 85%であることから、中期計画の最終年度（2028（令和 10）年度）における目標達成に向けて、着実に取組を進めていく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「全体のまとめ」

本学は、建学の精神に則り、大学の理念・目的および各課程の教育研究上の目的を定めている。これらは学生便覧や大学ホームページ等の媒体を通じて学内外に適切に公表されており、今後もより分かりやすい表現での情報発信を行っていく。

また、理念の実現に向け策定した「第 4 次中期計画」および「年度別事業計画」は、定期的な点検・評価により進捗を管理している。評価結果を踏まえて取り組みの充実強化を図ることで、PDCA サイクルを確実にかつ継続的に機能させる。これにより、計画最終年度における目標達成を目指し、適切な進捗管理を着実に進めていく。

4. 根拠資料

資料 1 日本赤十字東北看護大学学則

資料 2-1 日本赤十字東北看護大学大学院学則

資料 2-2 2025 年度 日本赤十字東北看護大学大学院共同看護学専攻 履修の手引き

資料 3-1 日本赤十字東北看護大学 学生便覧 2023～2025

資料 3-2 日本赤十字東北看護大学 HP 建学の精神、教育理念・目的、教育目標
<https://www.rctohoku.ac.jp/faculty/idea/>

資料 3-3 令和 7 年度 日本赤十字学園 新任教職員研修 開催要項

資料 3-4 2025 年度 日本赤十字東北看護大学大学院看護学研究科 履修ガイド

資料 3-5 大学案内（キャンパスガイド）

資料 3-6 学報『CARILLON カリヨン』

資料 3-7 看護学部看護学科学生募集要項

資料 3-8 日本赤十字東北看護大学 HP 修士課程の理念・目的・教育目標
https://www.rctohoku.ac.jp/graduate/master_idea/

資料 3-9 日本赤十字東北看護大学 HP 博士後期課程の理念・目的・教育目標
https://www.rctohoku.ac.jp/graduate/doctor_idea/

資料 4-1 日本赤十字学園第 4 次中期計画

資料 4-2 令和 7 年度事業・中間評価シート

資料 5-1 令和 6 年度自己点検・評価結果報告書

資料 5-2 中期計画施策判定結果一覧

資料 5-3 2024 事業計画判定結果一覧

資料 5-4 令和 7 年度事業評価結果一覧

資料 5-5 令和 7 年度事業評価判定結果一覧

【基準 2】内部質保証

1. 現状分析

評価項目①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

日本赤十字東北看護大学では、日本赤十字東北看護大学学則第1条および日本赤十字東北看護大学大学院学則第1条に掲げる目的の達成を目指し、本学の教育理念・教育目的に基づき、教育・研究の充実と学生の学習成果の向上を実現するために、大学自らの責任において、教育・研究、学習環境等が適切な水準にあることを説明・証明し、恒常的・継続的に質の向上を図ることを「内部質保証の方針・手続き」として定めている（資料1-1～資料1-6）。

現状の内部質保証体制については、2022（令和4）年度の大学認証評価において、教育課程の編成に関するPDCAサイクルの運用状況を確認する教学マネジメント会議と、内部質保

証委員会との関連性が不明確であり、両者の間で組織的な情報共有を可能とする方策について検討することが望まれるとされたことから、体制の再構築についての検討を続けてきた。その結果、2025（令和 7）年度より、教学マネジメント会議を内部質保証体系の中核に位置付けるとともに、内部質保証の責任機関として、内部質保証の推進に責任を負うことを明確化するための内部質保証委員会を独立した機関として位置づけ、各委員会や組織間の関係性を整理するなど、全学的な運用プロセスを強化した（資料 2-1～資料 2-3_内部質保証体系図）。この内部質保証システムの見直しについては、大学基準協会に対して 2025（令和 7）年 7 月に改善報告書として提出し、「課題の改善に向けて大学全体で計画的・組織的に取り組んでいるといえる。」との評価をいただいている（資料 3-1～資料 3-14、資料 4-1～資料 4-8）。また、行政機関等からの指摘事項への対応については、年 1 回、外部有識者会議を開催し、指摘のあった事項に適切に対応するなど、内部質保証の妥当性を客観的に担保している（資料 5-1～資料 5-3）。

一方で内部質保証に関する大学の基本的な考え方を、「内部質保証の方針・手続き」として定めているものの、内部質保証委員会を独立した機関として位置付ける以前に作成した内容になっていることから、2025（令和 7）年度以降の新体制に即した改定が課題である。また、内部質保証のための全学的な方針については、学内では共有はしているものの、今後は、ウェブサイトでの明示も課題である（資料 1-6）。この課題に対し、内部質保証委員会では、2026（令和 8）年度の早い段階での規程改定とウェブサイトでの公開を目標に取り組んでいる。

看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署は、大学基準協会の評価基準・項目に基づき、毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を提出している。2025（令和 7）年度より、内部質保証委員会は、看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署が作成した自己点検・評価報告書を章ごとに検証する予定である。これらの結果は、学長へ報告し、学長は経営会議の承認を得て、看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署に対して、必要な改善指示等を行う。最終的には、内部質保証委員会が全学の自己点検・評価報告書（資料 6-1）を作成し、本学ウェブサイトにて公表していく予定である（資料 7【ウェブ】）。また、2025（令和 7）年度、改善・向上が必要と確認した項目については、2026（令和 8 年度）の自己点検・評価報告書の提出の際に、担当部局に対し、改善結果一覧を求める予定である。

研究科の共同看護学専攻博士課程については、共同看護学を構成する 5 大学の教員で組織される「大学院看護学研究科共同看護学専攻 自己点検・評価委員会」において、アセスメントプランに基づき共同運営・教育課程・科目の 3 つのレベルで点検・評価を行っている。この点検・評価は共同看護学専攻連絡協議会での議を経て、本学の研究科委員会を通じて内部質保証委員会へ報告している。

さらに本学では、設置者である学校法人日本赤十字学園が 5 カ年計画として策定した第 IV 次中期計画（2024 年度～2028 年度）において、各取組目標を掲げている。この中期計画

に基づき、毎年度の事業計画の適切な進捗管理を図るとともに、教育の質の向上に向け、次年度予算編成の基礎資料とするほか、次年度の事業計画策定および各教育研究組織や事務組織各部署の活動に反映させている（資料 8）。

このように、自己点検・評価報告書の検証結果により改善計画の達成状況を毎年度確認し、PDCAサイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図ること、および大学全体の内部質保証のあり方を継続的に検証することとする。

以上より、内部質保証の実質的な体制は強化されたものの、それに対応する全学的な方針・手続きの文書改定およびウェブサイトでの明示がされていないという課題がある。

教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

2019（令和元）年度に策定した日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における「教学マネジメント指針」（資料 9）に基づき、年 2 回の教学マネジメント会議が開催されている。教学マネジメント会議は、学長、学部長、研究科長、学務部長、内部質保証委員長、教務委員長、教職課程（養護教諭）専門委員長、学生支援委員長、入試・広報委員長、FD・SD委員長、その他学長が指名した教職員、専門的な支援スタッフ（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に広く見識のある者）で構成されている（資料 10-1～資料 10-4）。

教育の企画・設計とその実施については、2025（令和 7）年度の内部質保証体制の見直しに伴い、内部質保証委員会が教学マネジメント会議を包含する体制とし、学習成果を基軸とした評価を実施している。具体的には、本学の教学マネジメント・ポリシーに基づき、全学的な教育課程の編成に関する 3 つの方針（DP・CP・AP）の整合性や適切性について、IR 情報や各教育研究組織および事務組織各部署の自己点検・評価報告書を基に検証を行っている（資料 10-1～資料 10-4、資料 11）。この検証の結果は、看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署の活動に反映され、PDCAサイクルが機能するよう調整・支援を行っている。

・ 3 つの方針の策定の調整・支援。

・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。

教学マネジメント会議では、3 つの方針それぞれの適切性と 3 つの方針の整合性について IR 情報や各教育研究組織から提出された自己点検・評価報告書を基に、大学全体、学位プログラム、授業科目レベルで検証を行っている。また、教育課程の適切性についての検証および課題への取組（教育改善）の進捗状況の検証の結果、今後の課題が示され、PDCAサイクルを実行している（資料 10-1～資料 10-4）。

・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。

教務委員会では、日本赤十字東北看護大学教務委員会規程（資料 12）に基づき、教育課程の円滑な運営及び教育方法の改善を推進するため、教員への支援や全学的な調整を行っている。特に、本学の教育目標を踏まえ、学生が主体的に学び、課題を発見し解決する力を育成するため、授業方法の工夫や学修支援の充実に取り組んでいる。

その具体的な施策として、アクティブラーニングに特化した FDSD を 2024 年度～2025 年度（R6～R7 年度）に開催し（資料 13）、単なる手法の紹介にとどまらず「能動的な授業のあり方」「学生にどのような学習効果をもたらすか」をテーマとした意見交換の場を推進した（資料 14_実施後アンケート）。アクティブラーニングを用いた該当科目は、2024 年度～2025 年度（R6～R7 年度）にかけて増加しており、授業評価アンケートにおける「授業方法の工夫」についても過去 5 年間で最も高い割合を示している（資料 15）ことから、アクティブラーニングについて、授業担当教員の理解が深まり、積極的に取り入れている状況と、学生がアクティブラーニングを含めた授業方法の工夫を認識している状況が示唆された。このことは、教職員が個々の授業設計・業務設計を客観的に見直す機会を担保し、組織的な教育改善のサイクルを強化している。今後は、FD・SD で共有した教育方法が各授業に継続的に反映されているかを検証するとともに、その結果を教育方法のさらなる改善につなげていく必要がある。

ICT に関しては、2025 年度（R6 年度）より教育用電子カルテを導入した。活用状況調査では、使用手順の理解が及ばず、十分な活用ができていない状況が確認された（資料 16_アンケート結果）ことから、年度末に、使用方法の共有会を複数回の設定で実施する（資料 17_実施後アンケート結果）。次年度への使用更新契約を進め、臨床現場に即した思考プロセスを学生に促す教育方法として、理解の促進を進める。これにより、知識の定着のみならず、専門的判断力や即戦力となるスキルの修得という「学びの深化」を具体的に支援していく。

2026 年度導入予定の電子テキストにおいては、学外学習や事前・事後学習との連動性を高める基盤としての活用が期待される。これにより、授業時間内と時間外学習をシームレスに統合し、学生一人ひとりの学習時間を確保するとともに、個々の理解度に応じたきめ細やかな指導体制の構築を目指す。

これらの取組を通して、教員の教育方法に関する理解の深化と授業改善を推進してきた。今後は、授業評価アンケート等を活用し、教育方法の改善が授業実践に適切に反映されているかを継続的に検証し、その結果を教育方法のさらなる改善につなげていく。

・学習成果の可視化に向けた調整・支援。

教務委員会では、直接評価及び間接評価による学習成果の把握・分析結果を教員間で共有するとともに、その結果を教育課程や授業改善に活用できるよう調整・支援を行っている。

具体的な取り組みとして、各学年の平均 f-GPA を算出するとともに、2009 年（開学時）より全授業科目を対象とした「授業評価アンケート」を実施し、定期的に集計・分析を行っ

ている（資料 19-1～資料 19-6）。アンケート項目には、単位修得に必要な学習時間の実施状況を把握するための「事前・事後学習時間」や、学生自身による「授業目標の達成度」の自己評価を設定している。

これらの直接評価（f-GPA）及び間接評価（授業評価アンケート）によるデータを継続的に蓄積し、経年比較による分析を行うことで、学習成果や教育効果の推移及び課題を可視化し、その結果を教員会議等で共有している。また、その分析結果を教育課程や授業改善に反映できるように、教務委員会が調整・支援を行っている。

さらに、授業評価アンケートについては、各担当教員が集計結果を踏まえて改善調査票を作成・提出し、授業改善に取り組んでいる。改善が必要と判断された科目については、学部長等との面談を通して改善方策を検討する体制を整備しており、学習成果の把握・分析結果を授業改善へつなげるための支援・調整を組織的に実施している（資料 27）。

これらの直接・間接評価に関するデータに加え、2025 年度（R7 年度）より本格的に参画した文部科学省による「全国学生調査」結果も活用し、学習成果の把握・分析を充実させるとともに、その結果を教育課程及び授業改善に反映していく。

2024（令和 6）年度の修了生から、卒業時に学位記の補足資料としてディプロマ・サプリメントを発行している。2025（令和 7）年度には、東北ブロックの 6 つの赤十字病院看護部長と本学の学部長による大学・病院連携強化プロジェクトにおいて、ディプロマ・サプリメントの活用に関する検討を行った。病院側からは、学生の自己評価（強み・弱み・自己 PR など）が卒後のキャリア支援に有用であるとの意見が示されたことから（資料 18-1～資料 18-2）、大学では、4 年間の学びの過程における教員の指導内容や学生の成長を継続的に記録・蓄積できる学修ポートフォリオを作成した。2026（令和 8）年 4 月から運用を開始する予定である。

以上のように、計画、実施した結果を分析し、改善の検討を重ねるサイクルを回している。

・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。

教学マネジメント会議では、3 つの方針それぞれの適切性と 3 つの方針の整合性について各教育研究組織から提出された自己点検・評価報告書を基に、教育課程の適切性についての検証および課題への取り組み（教育改善）の進捗状況の検証が行われている（資料 10-1～資料 10-2）。その結果、看護学部では、DP と CP の整合性や DP の評価方法の具体化が課題となった。そのため、2026 年度（R8 年度）には、DP の見直しや CP の再設定及びアセスメントプランの改定を実施し、改善を図っていく。また、看護学研究科においては、カリキュラムは体系的に編成されていると評価できるものの、履修の順序性や科目間の関連性を示すことが課題となった。そのため、2026 年度（R8 年度）は、カリキュラム・ツリーを作成し、可視化していく予定である。

2025（令和 7）年度の自己点検・評価報告書からは、内部質保証システムの実効性を高めるため、「自己点検・評価結果及び検証結果報告書」と報告書を改定し、検証結果をウェブ

サイトで公表する予定である。「自己点検・評価結果及び検証結果報告書」には、「2025（令和7）年度自己点検・評価結果 改善計画」欄を設け、課題に対する改善を全学的に共有し、組織横断的な改善活動へと繋げることで、PDCAサイクルの確実な運用を定着させる。（資料 6-2）

大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署は、内部質保証体系図（資料 2-2～資料 2-3）に示すように、大学基準協会の評価基準・項目に基づき、毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を提出している。また、2025（令和7）年度からは、看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署が作成した報告書を、内部質保証委員会が章ごとに検証する予定である。これらの結果は、学長へ報告し、学長は経営会議の承認を得て、看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署に対して、必要な改善指示等を行う。また、2025（令和7）年度、改善・向上が必要と確認した項目については、2026（令和8年度）の自己点検・評価報告書の提出の際に、担当部局に対し、「2025（令和7）年度自己点検・評価結果 改善計画」一覧を求める予定である。今後は、組織横断的な改善活動へと繋げることで、内部質保証システムの実効性を高めていく。

学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

本学では、自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、秋田県高等教育政策担当者、秋田県内の高等学校関係者、病院関係者、福祉施設関係者、卒業生又は保護者等及び学識経験のある者で構成される、日本赤十字東北看護大学外部有識者会議を設置し、年1回教育課程や大学運営等に関する意見を伺っている（資料 5-1～資料 5-3）。今後は、外部有識者会議の評価・意見を事務担当の総務課が意見を取りまとめ、内部質保証委員会で検討し、関係する各教育研究組織および事務組織各部署へ伝えることで、教育課程編成等に反映させるサイクルを強化する予定である。

学生の意見については、授業科目レベルとして、授業評価アンケートを実施しているほか、学位プログラムレベルとしては、卒業時満足度調査を実施している。今後は、学生を協働者として位置づけ、機関レベルでの意思決定プロセスへの学生参画を導入することが課題である。この課題に対し、内部質保証委員会では、2026（令和8）年度の早い段階での学生参画を導入に向けて取り組んでいる。

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

2022（令和 4）年度公益財団法人大学基準協会による大学認証評価受審の結果からは、「内部質保証システムの適切性の点検・評価とその結果を改善・向上につなげる方法を具体化することが望まれる。」と示された。これを受け、前述のとおり 2025（令和 7）年度より、内部質保証委員会を独立した責任機関として再定義し、権限と責任を明確化した（資料 2-2～資料 2-3_内部質保証体系図）。また、今後は、外部有識者会議による客観的評価からも内部質保証システムの妥当性を担保していく（資料 5-1～資料 5-3）。

評価項目②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に準拠し、保有情報の積極的な公開に努め、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務状況その他の諸活動について適切に公表することにより、社会に対する説明責任を果たしている（資料 23）。

教育に関する情報をはじめ、自己点検・評価報告書、予算・決算等の財務諸表を本学ウェブサイトにおいて公表している。自己点検・評価報告書は内部質保証委員会において審議のうえ取りまとめたものであり、また、予算・決算等の財務諸表は本学経営会議の議を経て、理事会において審議・承認されたものである。これらの公表情報は、所定の会議体における適切な審議手続を経たものであり、その正確性および信頼性は確保されている（資料 7、資料 24【ウェブ】）。

自己点検・評価報告書については、毎年度本学ウェブサイトにて公表しており、改善・向上が必要と確認した項目については、次年度の自己点検・評価報告書の提出の際に、担当部局に対し求めた改善結果一覧を本学ウェブサイトにて公表する予定である（資料 7【ウェブ】）。

また、教員が教育業績の記録を整理・活用するとともに、大学が自学の教員に求める役割・責務・専門性等を学内外に明らかにし、教員の教育活動の質を保証する仕組みとして、ティーチング・ポートフォリオ（以下 TP）を作成・活用している。現在は勤務評価時の資料として活用されているが、今後は学内での共有方法や FD 活動への展開が課題である（資料 25）。

教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学では、学生の学習実態や成果に関する情報として、授業評価アンケート、卒業時アンケート、大学 IR コンソーシアム調査、PROG テスト、全国学生調査の結果をウェブサイト等で公表し、社会への説明責任を果たしている（資料 26【ウェブ】）。

評価項目③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

看護学部、看護学研究科の各教育研究組織および事務組織各部署による毎年度の自己点検・評価と、それに基づく内部質保証委員会による検証、実施という P D C A サイクルを構築している。

しかし、これまでの各部署での自己点検・評価では、その結果が見えにくく、個別に完結していることもあり、組織横断的に共有・分析して全学的な改善に繋げる仕組みが不十分であったという課題があった。そこで、2025（令和 7）年度からは、内部質保証委員会が各部署の報告書を検証し、改善計画を求める体制を強化する。今後は、この新体制下において、横断的な検証を行い、実質的な改善・向上につながるよう P D C A サイクルを確実に機能させることが重要である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1) 内部質保証体制の明確化と独立性の確保

2022（令和 4）年度の認証評価結果を受け、2025（令和 7）年度より「内部質保証委員会」を独立した責任機関として位置づけ直し、全学的なガバナンス体制を強化した。これにより、教学マネジメント会議を包含し、質保証を推進する権限と責任を明確化した。

2) 外部視点の積極的な導入と活用

外部有識者会議を定期的開催し、多様なステークホルダーからの意見を聴取する仕組みが確立されている。今後は、外部評価結果を内部質保証委員会経由で教育課程等へ具体的に反映させる仕組みを構築する予定であり、客観性と妥当性の担保に努めている。

3) データに基づく教学マネジメントの推進

教学マネジメント会議において、IR データ等に基づき、3 つの方針 (DP・CP・AP) の整合性や教育課程の検証を行っている。また、ディプロマ・サプリメントの発行や学修ポートフォリオの作成により、学習成果の可視化とキャリア支援への活用を進めている段階にある。

「問題点」

1) 新体制に対応した全学的な方針・手続きの文書改定およびウェブサイトでの明示

内部質保証の実質的な体制は強化されたものの、それに対応する全学的な方針・手続きの文書改定およびウェブサイトでの明示が急務である。

2) 機関レベルでの学生参画

学生の意見聴取はアンケート調査等が中心であり、会議体への参加など、機関レベルでの意思決定プロセスへの学生参画が必要である。

3) PDCAサイクルの実質化と横断的検証

これまでの各部署での自己点検・評価では、その結果が見えにくく、個別に完結していることもあり、組織横断的に共有・分析して全学的な改善に繋げる仕組みが不十分であったという課題があった。今後は、各部署における改善計画の策定と実施について、部署間を横断した検証については、2025 (令和 7) 年度からの運用実績を積み重ねる必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

1) 内部質保証方針の改定と可視化

2025 (令和 7) 年度の新体制に即して「内部質保証の方針・手続き」を速やかに改定し、ウェブサイトを通じて学内外へ明示する。これにより、教職員の意識共有を図るとともに、社会への説明責任を果たす。

2) 学生の組織的参画の推進

従来のアンケート調査に加え、学生を大学運営の「協働者」として位置づけ、内部質保証に関連する会議や委員会への学生代表の参加など、学生参画の仕組みを具体的に検討・導入する。

3) 学習成果の可視化の一層の推進

2026 (令和 8) 年 4 月から学修ポートフォリオの運用を開始し、4 年間の学修過程における学生の成長や強みを継続的に可視化するとともに、各学年における学生自身の振り返りや教員による学修支援に活用することで、学生の主体的な学びを促進し、学習成果の可視化の一層の推進を図る。

4) PDCAサイクルの確実な運用

内部質保証委員会が中心となり、各教育研究組織および事務組織各部署の改善計画やその検証結果を全学的に共有し、組織横断的な改善活動へと繋げることで、内部質保証システムの実効性を高める。

「全体のまとめ」

本学は、2022（令和4）年度の認証評価等の指摘を受け、2025（令和7）年度より内部質保証委員会を中核とした新たな体制をスタートさせた。看護学部・看護学研究科・事務局が連携し、自己点検・評価に基づく改善活動を行うPDCAサイクルの基盤を整備した。今後は、このシステムを形式的な運用に留めず、学生や外部有識者の参画をより実質的なものとし、教育の質と学習成果の向上に繋げていくことが求められる。確立された体制の下、内部質保証システムの維持・向上に取り組み、質の高い教育研究活動を推進していく。

4. 根拠資料

- 資料 1-1 日本赤十字東北看護大学学則
- 資料 1-2 日本赤十字東北看護大学大学院学則
- 資料 1-3 看護学部看護学科ウェブサイト（建学の精神、教育理念・目的・目標）
<https://www.rctohoku.ac.jp/faculty/idea/>
- 資料 1-4 大学院看護学研究科ウェブサイト（修士課程の理念・目的・教育目標）
https://www.rctohoku.ac.jp/graduate/master_idea/
- 資料 1-5 大学院看護学研究科ウェブサイト（博士課程の教育理念・目的・目標）
https://www.rctohoku.ac.jp/graduate/doctor_idea/
- 資料 1-6 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部内部質保証の方針・手続き
- 資料 2-1 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部内部質保証委員会規程
- 資料 2-2 内部質保証体系図（大学）
- 資料 2-3 内部質保証体系図（大学院）
- 資料 3-1 改善報告書（日本赤十字東北看護大学）
- 資料 3-2 資料 1-1 令和5年度_第2回内部質保証委員会議事録(2023年5月30日開催)
- 資料 3-3 資料 1-1-1 大学認証評価分析結果（期待される）
- 資料 3-4 資料 1-1-2 大学認証評価分析結果（望まれる）
- 資料 3-5 資料 1-2 令和6年度 日本赤十字秋田看護大学 自己点検・評価・最終評価
- 資料 3-6 資料 1-3 令和6年度 第1回内部質保証委員会議事録(2024年4月23日開催)
- 資料 3-7 資料 1-4 令和6年度 日本赤十字秋田看護大学 看護学部 内部質保証体系図
- 資料 3-8 資料 1-5 令和7年度 日本赤十字東北看護大学 看護学部 内部質保証体系図

- 資料 3-9 資料 1-6 自己点検・評価（中間評価）1 次判定結果集計表
- 資料 3-10 資料 2-(2)-1 2022 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録（2023 年 2 月 16 日開催）
- 資料 3-11 資料 2-(2)-2 2022 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会資料（18-1、18-2）
- 資料 3-12 資料 2-(2)-3 共同看護学専攻令和 5 年度点検評価シート
- 資料 3-13 資料 2-(2)-4 共同看護学専攻博士課程 DP 修正（案）
- 資料 3-14 資料 2-(3)-5 共同看護学専攻博士課程 DP（確定版）
- 資料 4-1 意見申立送付書（公印付き）
- 資料 4-2 改善報告書検討結果（委員会案）に対する意見[様式 B・日赤東北看護大学]（確定版）
- 資料 4-3 申立資料 1-1 博士課程学位審査規程（博士論文審査基準）
- 資料 4-4 申立資料 1-2 共同看護学専攻履修の手引き（学位論文審査基準の具体的な内容）
- 資料 4-5 申立資料 1-3 博士課程教育のアセスメントプラン
- 資料 4-6 「改善報告書」検討結果通知文書
- 資料 4-7 50 日本赤十字東北看護大学改善報告書検討結果
- 資料 4-8 50 日本赤十字東北看護大学（委員会案）に対する意見への対応
- 資料 5-1 外部有識者会議の開催について（通知）（R7）
- 資料 5-2 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部
令和 7 年度第 1 回外部有識者会議 資料
- 資料 5-3 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部
令和 7 年度第 1 回外部有識者会議 議事概要
- 資料 6-1 2025 年度（令和 7 年度）自己点検・評価報告書
- 資料 6-2 自己点検・評価結果及び検証結果報告書
- 資料 7 大学ウェブサイト（学修者本位の教育 教育研究等の質保証 1（自己点検・評価報告書））
<https://www.rctohoku.ac.jp/cooperation/quality/>
- 資料 8 学校法人日本赤十字学園 第四次中期計画 2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）
- 資料 9 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における「教学マネジメント指針」
- 資料 10-1 令和 7 年度第 1 回教学マネジメント会議資料
- 資料 10-2 令和 7 年度第 1 回教学マネジメント会議議事録
- 資料 10-3 令和 7 年度第 2 回教学マネジメント会議資料
- 資料 10-4 令和 7 年度第 2 回教学マネジメント会議議事録
- 資料 11 教学マネジメント・ポリシー

- 資料 12 日本赤十字東北看護大学教務委員会規程
- 資料 13 アクティブラーニングに特化した FDSO 関連資料 (2025 年度開催)
- 資料 14 アクティブラーニングに特化した FDSO 実施後アンケート (2025 年度開催)
- 資料 15 2022 (令和 4) 年度～2026 (令和 8) 年度授業評価アンケート結果
- 資料 16 教育用電子カルテ 活用状況調査 アンケート結果
- 資料 17 教育用電子カルテ 活用状況調査 実施後アンケート結果
- 資料 18-1 「卒後の継続支援に活かすディプロマ・サプリメントプロジェクト」会議資料
- 資料 18-2 「卒後の継続支援に活かすディプロマ・サプリメントプロジェクト」会議議事録
- 資料 19-1 R6 年度授業評価結果概要
- 資料 19-2 R6 授業評価回答率
- 資料 19-3 R6 授業評価まとめ
- 資料 19-4 R6 自己学習時間まとめ
- 資料 19-5 R6 実習結果
- 資料 19-6 R6 卒業研究授業評価結果
- 資料 20 実習ポートフォリオ
- 資料 21 R7 実習ポートフォリオアンケート結果について
- 資料 22-1 R7 第 5 回教務委員会議事録 20250909
- 資料 22-2 R7 第 6 回教務委員会議事録 20251014
- 資料 23 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱
- 資料 24 情報公開 (財務諸表等) ウェブサイト
<https://www.rctohoku.ac.jp/about/disclosure/>
- 資料 25 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部ティーチング・ポートフォリオ等の作成・活用に関する内規
- 資料 26 学生調査の結果報告 ウェブサイト
<https://www.rctohoku.ac.jp/cooperation/27823-2/>
- 資料 27 日本赤十字東北看護大学 授業評価実施要領

【基準 3】教育研究組織

1. 現状分析

評価項目①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学では、赤十字の「人道：Humanity」を教育理念の柱に掲げ、「生きる」を支える人材を育成するため、必要な学部や研究科、教育研究組織を設置するとともに、大学と取り巻く制度改正や社会経済情勢の変化も踏まえ、教育理念の実現に対応した教育課程を整備している。

看護学部では、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材の育成を教育の目的として 2009（平成 21）年に看護学科を開設するとともに（資料 1-1）、同学科内に地域の医療・保健・福祉活動の中核となり得る指導的保健師の育成を目指して保健師養成課程を、多様な健康問題を抱えた児童・生徒への対応ができる看護職を基礎とした養護教諭の育成を目指して教職課程（養護教諭 1 種）をそれぞれ開設している。教育研究組織については、看護学士課程及び教職課程に則して、基盤教育科目と専門基礎科目で構成し、専門科目は「基礎看護」、「発達看護」、「地域ケア」の 3 部構成とし、「基礎看護」は基礎看護学、「発達看護」は成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、「地域ケア」には、精神看護学、公衆衛生看護学、在宅看護学、次世代育成で構成し、看護専門教育の充実を図っている（資料 1-2）。

看護学研究科では、「人道：Humanity」を原則として、深い学識と人間性を備えた高度な看護専門職として、病を持つ人のみならず地域に還元できる看護活動を広く展開できる人材の育成を目指し、2011（平成 23）年に修士課程を開設するとともに、がん死亡率、自殺率とともに全国トップクラスという秋田県の地域課題に対応するため、看護専門指揮者としての広い視野に立ち、高い臨床能力と研究的な視点を備えた人材の育成に対応した「がん看護」と「精神看護」の専門看護師養成課程を 2015（平成 27）年と 2019（平成 31）年に、県内の高齢化率や地域包括ケアの状の高さなど地域社会のニーズに配慮し「老年介護」の専門看護師養成課程を「2023（令和 5）年に、質の高い看護を提供するための組織のマネジメント能力やリーダーシップを有する人材の育成に対応するため、「基盤看護学分野」に「看護管理学領域」を 2021（令和 3）年に、それぞれ設置している（資料 1-3）。また、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務の従事に必要な高度の研究能

力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を有する人材を育成するため、赤十字学園の 5 大学が共同で「後期 3 年博士課程」を設置し、「共同看護学専攻」を開設している（資料 1-4）。

評価項目②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、第 4 次中期計画に掲げられた施策と年度別事業計画に盛りこまれた計画、機関別評価の評価基準の対応状況を一覧表に作成し、評価基準ごとに担当部署を明示し、毎年自己点検・評価を行っている（資料 1-5）。

教育研究組織の適切性については、分掌する委員会等による点検・評価の結果を基に、看護学部教授会、看護学研究科委員会で検討・審議を行うとともに、最終的に内部質保証委員会が統括して点検結果の集約を行い、「経営会議」に報告して学長から必要な指示を行っている（資料 1-6）。

教育課程の適切性については、教学マネジメント会議を設置し、年に 2 回教育内容に関する検証を行い、教育課程の改善に努めているほか、諮問会議として外部有識者会議を設置し、年に 1 回、第三者の立場から点検・評価してもらうとともに、その結果を各委員会等にフィードバックし、改善・向上に向けた取組を継続的に行っている（資料 1-7）。

点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

コロナ禍により保健師の確保に対する社会的要請が高まったことを踏まえ、2022（令和 4）年度入学生から保健師課程の定員を 20 名から 40 名に拡大し、2025（令和 7）年度末には最初の卒業生を輩出した。また、近年頻発している災害発生時の対応について、赤十字の理念を実践し、かつ地域社会との連携による防災力の強化を図るため、2024（令和 6）年度に赤十字防災ボランティアステーションの機能を拡充し、普及・展示機能を追加した（資料 1-8）。

また、本学で実施する社会連携・社会貢献活動を適切に展開することを目的に、2028（令和 10）年度までに地域共生センター（仮称）の設置を行うこととしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

本学においては、教育理念である「人道：Humanity」や、「生きる」を支える人材を育成するという教育目的を踏まえ、それらの達成に必要な教育研究組織を適切に設置するとともに、地域課題等の社会的要請にも配慮して、毎年度、教育研究組織や教育課程の適切性を自己点検・評価し、外部有識者からの意見も踏まえ、改善・向上に取り組んでおり、教育研究組織等の適切性が継続的に確保されている。

「問題点」

2028（令和10）年度までに設置する計画の「地域共生センター（仮称）」については、県の委託事業を受託するなど、その基盤となる取組を積み重ねているが、具体的な機能や組織等の基本スキームの検討には未着手であり、設置時期を見据えて計画的に検討を進める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

「地域共生センター（仮称）」については、2028（令和10）年度の設置を目指し、具体的な機能や取り組む事業、人員配置、大学の財務への影響等に係る分析・検討を行うなど、基本スキームの作成に向けた作業を本格化していく。

「全体のまとめ」

本学の理念・目的に照らして、適切な教育研究施設及び教育課程が維持されるよう、引き続き、大学に係る制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からの意見も参考にして、改善・向上に取り組んでいく。

4. 根拠資料

- 資料 1-1 看護学科 教育理念・目的
- 資料 1-2 看護学科 カリキュラム
- 資料 1-3 看護学専攻 修士課程一覧
- 資料 1-4 共同看護学専攻 博士課程の概要
- 資料 1-5 中期計画・事業計画の自己点検・評価結果一覧
- 資料 1-6 自己点検・評価結果を踏まえた学長指示
- 資料 1-7 外部有識者会議による提言
- 資料 1-8 ボランティアステーションの概要

【基準 4】教育・学習

1. 現状分析

評価項目①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、赤十字の理念（資料 1～資料 2）を基盤とした質の高い看護職を養成するため、以下の通り学修成果を明確に定義し、体系的な教育を展開している。

本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）では、卒業までに修得すべき能力として、①赤十字の基本理念である人道を理解し、国内外の救援を担う看護活動ができる基礎的な能力を身につけている、②多様な人々や新たな状況に対し倫理観を持ち柔軟に対応するための知識や教養を身につけている、③人間を統合的に捉え、人々の健康と生活の質を高める看護を実践できる基礎的な能力を身につけている、④地域共生社会における生活者の保健・医療・福祉の向上に寄与できる基礎的な能力を身につけている、⑤看護における専門職として学習を継続できる能力を身につけている（資料 1）。これらを達成するため、教育の課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）に基づき体系的な教育課程を編成するとともに、カリキュラムマップ及びナンバリングを整備し、各能力を育成する授業科目及び履修の順次性を明確にしている。

一方、現行の CP には、主に DP の「2. 多様な人々や新たな状況に対し倫理観を持ち柔軟に対応するための知識や教養」を修得するための教育・学習方法が示されているが、他の DP に対応する教育・学習方法は十分に示されていない。そのため、今後は各 DP に対応した教育・学習方法を整理し、DP と CP との整合性を一層高める必要がある。

看護学研究科

看護学研究科では、学則に定めた学位課程ごとの目的を踏まえ、学位授与方針（DP）において学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果として 4 項目を示している。これを受け、カリキュラム・マップを用いて教育課程の編成・実施方針（CP）との整合性を担保して

いる。

2023（令和 5）年度に教育課程を変更したことに伴い、学修成果可視化プロジェクトを立ち上げ、修士課程の目的・教育目標と DP との整合性、設置する各専攻領域における学修目標について検討し DP を変更した（資料 3_令和 5 年度第 3 回研究科学修成果の可視化プロジェクト、資料 4_看護学研究科 修士課程 DP；2025 年 4 月 1 日変更）。DP の変更に伴い CP との整合性を検討し、CP 及びカリキュラム・マップを変更した。（資料 5_令和 6 年度第 7 回研究科学修成果の可視化プロジェクト、資料 6_看護学研究科 修士課程 CP；2025 年 4 月 1 日変更）。それを基に学修成果の評価方針（アセスメントプラン）を検討した。アセスメントプランは、DP 及び CP に基づき「入学時・入学前後」「在学中」「修了時・修了後」の 3 時点における学修成果の評価指標を「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」ごとに設定した。

教育目的、目標、DP、CP 及びアセスメントプランは、日本赤十字東北看護大学大学院看護学研究科履修ガイド（資料 7_履修ガイド）に記載し学生に分かりやすく示すとともに、大学ホームページ（資料 8_ホームページ URL）や履修ガイド、大学院案内（資料 9_大学院案内）に公表している。高度実践看護学分野におけるがん看護・老年看護・精神看護分野に関しては資格取得に対応するため、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定規程（資料 10_高度実践看護師教育課程認定規程）に基づき、教育課程（日本赤十字東北看護大学大学院学則別表第 1 教育課程）を設定・公開している（資料 11_学則別表 1 教育課程）。助産師資格取得に関する授業内容については、望ましい助産師教育におけるコア・カリキュラム（望ましい助産師教育におけるコア・カリキュラム）を網羅していることを確認している。

上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

看護学部

本学のディプロマ・ポリシーは、赤十字理念に基づく教育理念・目的を基盤とし、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（2017）による看護系人材（看護職）として求められる基本的な資質・能力や保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正（2022）を踏まえて策定しており、学習成果として定めている。また、卒後就業先調査や実習施設からの意見を通じて把握した社会の要請を踏まえるとともに（資料 12、資料 13-1～13-3）、教育課程の点検・評価結果に基づき適宜見直しを行い（資料 14）、学士（看護学）にふさわしい学習成果となるよう整備している。

看護学研究科

DP において学習成果として示した 4 項目の達成状況について、年度ごとにアセスメントプランに定めた評価指標に基づき点検・評価し、教学マネジメント会議で検証する仕組みとなっている（資料 15_日本赤十字東北看護大学教学マネジメント指針）。R6 年度のアセスメ

ントプランに基づくデータでは、学位（看護学修士）授与率、助産師国家試験合格率は 100% であり（資料 16_資料 3_R7 研究科委員会資料_令和 7 年度第 1 回教学マネジメント会議）、学位の質は保たれている。また、修了生を対象とした修了時調査に加えて、修了 1 年後の卒業生調査及び勤務先調査を実施しており、DP 到達度を検証している（資料 17_修了時アンケート、資料 18_修了生アンケート、資料 12_就業先アンケート）。

評価項目②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

看護学部

看護学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設置するとともに、履修系統図、カリキュラムマップ、ナンバリングを整備し、教育内容の順次性・体系性を明確にしている。一方、ナンバリングにおける科目の難易度は、1 年次から 4 年次までの学年を基準として設定している。今後は、学修水準をより明確に示す観点から、本学として学修水準をどのように可視化するかについて検討する必要がある。

看護学研究科

修士課程では CP に沿って授業科目を体系的に編成し開設している。「人間の尊厳と権利を尊重し倫理観に基づき行動するための能力」を獲得するために、人間・看護をより深く理解するための共通科目、共通専門科目を置く。本学の理念である人道への理解はカリキュラム全体を通して深める。「看護学の学術・実践に寄与する研究を遂行するために必要な基礎能力」を獲得するために、看護研究をはじめとする必修科目と分野ごとに設定する専門科目を置く。研究に取り組むための基礎能力は、特別研究もしくは課題研究の一連の流れの中で、国際的な知見を利用するスキルを身につけながら方法論の基礎から論文作成までの過程を効果的にたどれるように考慮している。「保健・医療・福祉のあらゆる局面で生じている課

題の創造的問題解決に必要な能力」を獲得するために、各分野の特論や演習、実習を通して問題の総合的判断と課題解決力を培う。特論の講義を通して専門的知識を修得し、演習のプレゼンテーションやディスカッションを通して専門的知識を深めるとともに、探索的に課題を発見し解決する方法を学修し主体的かつ協調的に取り組む態度を養うこととしている。「多角的な視点からケアを提供するために必要な、多職種や関係機関と連携する能力」を獲得するために、各分野の特論や演習、実習の中に地域連携とヘルスプロモーションを含める。多職種連携のあり方や方法について各分野における課題と関連付けて学修する（資料 19_履修ガイド CP）。

・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。

看護学部

看護学部の教育課程は、赤十字の人道の理念を教育の基盤とし、人間、環境、健康、看護の4つの主要概念を基に、「基盤教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「赤十字」の4科目群で構成している。このうち「専門科目」については、看護学の学問体系に則り「基礎看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「母性看護学」「地域・在宅看護学」「公衆衛生看護学」の8領域の科目を配置している。また、教育課程は看護師学校養成所指定規則及び保健師学校養成所指定規則に基づく指定科目との対比により必要な教育内容を満たしていることを確認するとともに、看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状取得に必要な授業科目を適切に配置している（資料 20）。

看護学研究科

専門とする分野で研究・教育・実践の高度な専門性をもった人材を育成するため、「基盤看護学分野」「成育看護学分野」「健康療養生活看護学分野」「高度実践看護学分野」の4つの専攻分野を設置している。資格取得を目指す成育看護学分野（助産学領域）では助産師国家試験受験資格に必要な科目を置き、高度実践看護学分野では「高度実践看護師教育課程（日本看護系大学協議会）」に必要な科目を置いている（資料 19_履修ガイド CP）。

・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。

看護学部

各授業科目については、教育課程における位置付け（科目群）を明確にするとともに、シラバスに授業の目的、到達目標、授業計画、授業方法及び成績評価方法を明示している。また、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係をカリキュラムマップ及びシラバスに明記しており、授業科目の位置付けと到達目標を明確にしている。今後は、学生が到達目標の達成に向けて既習内容との関連や学修の積み上がりを理解できるよう、シラバスにおける授業科目間の関連性の示し方について検討する必要がある。

看護学研究科

各専門分野、領域において達成すべき能力を育成するために共通専門科目、専門科目、必修研究科目の科目群に分け、必修科目、選択科目を示している。論文コース、助産師資格取得コース、高度実践看護師コースごとに育成する人材像を設定し、コースごとの専門科目を配置している。授業科目の到達目標をシラバスに明示するとともにコースごとの履修モデル（履修ガイド・履修モデル）を示し、それぞれの人材像に沿って学習できるよう明確化している（資料 20_履修モデル）。

・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。

看護学部

教育課程は、基礎的な知識・技術から応用・統合へと段階的に学修できるよう、授業科目の年次・学期配当を行っている。また、学生便覧等に履修系統図及びカリキュラムマップを掲載し、学習の順次性や各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を示している。

一方、2022 年度カリキュラムの完成年度を迎えたことから教育課程全体を検証した結果、一部の授業科目については学修内容や科目間の関連性を踏まえた年次・学期配当の見直しが必要であることが明らかとなった（資料 22-1～22-3）。また、学生が学びの積み上げをより理解できるよう、授業科目間の連続性や関連性をより分かりやすく示す方法についても検討を進めている。

看護学研究科

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性について、1 年次には学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修することにより関連する分野の基礎的素養を身につける。2 年次に必要な分野では実習を行い看護実践能力を養う。全ての分野において 2 年間を通し研究を構築する能力を培っている。実習にあたっては各分野においてより高度な専門性をもって臨むことを目指し、「助産学実習Ⅰ」の履修前には「助産学概論」「リプロダクションに関する形態機能」「妊娠分娩進行に伴う検査・診断・技術」「助産診断・技術学Ⅰ～Ⅲ」「周産期ケア」「周産期の保健指導」「周産期の異常」が履修できるよう、「がん看護学実習Ⅰ～Ⅳ」の履修前には「臨床診断学」「臨床薬理学」「病態生理学」「がん看護学特論Ⅰ～Ⅲ」「がん看護学演習Ⅰ～Ⅱ」が履修できるよう、「老年看護学実習Ⅰ～Ⅱ」の履修前には「臨床診断学」「臨床薬理学」「病態生理学」「老年看護学特論Ⅴ」「老年看護学演習Ⅰ～Ⅱ」が履修できるよう「精神看護学実習Ⅰ～Ⅴ」の履修前には「臨床診断学」「臨床薬理学」「病態生理学」「精神看護学特論Ⅰ～Ⅵ」「精神看護学演習Ⅰ～Ⅱ」が履修できるよう先修条件を示しており（資料 23_学則別表 2. 先修条件）、必要な学修内容の順序性は保たれている。

一方で、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程が可視化されていないため、カリキュラム・ツリーなどにより学生に示す必要があり、取り組んでいく。

・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

看護学部

本学では、大学設置基準に則り、1 単位あたり 45 時間の学修時間を確保することを定めており、授業時間については、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で設定し、1 単位としており、実験、実習及び実技については、授業時間を 30 時間から 45 時間までの範囲で設定し 1 単位としている。また、1 単位あたり 45 時間の学習時間の確保のため、教務委員会ではシラバス記入要領を作成しており、授業内容（担当）、授業方法、事前・事後学習（学習課題・取組時間）を具体的に示すことを指示している。各授業科目では、単位数に応じた授業外学修時間の目安をシラバスに明示し、レポートや課題等を通して授業外学修を促している。

授業期間については、各学期とも定期試験期間を除き 15 週の授業回数を確保し、学年暦に明示している。また、セメスター制を導入し、1 年を前期・後期の 2 学期に区分し、4 年を 8 セメスターとして授業を編成している。

学生の学修時間を確保するため、履修登録単位数の上限（CAP 制）を設けている。また、シラバスは科目責任者及び教務委員会による二段階チェックを実施し、学生の授業外学修時間を考慮した授業設計となるよう確認している。さらに、各学年のガイダンス及びシラバスを通じて、単位制度や学修時間に関する基本的な考え方を学生に周知している。

授業評価アンケートでは、学生が十分な授業外学修時間を確保することが難しい状況が示されている。このため、学生の授業外学修時間を確保できるよう、教育課程全体における授業時間数及び単位数の適正化について検討を進めている。

看護学研究科

これまで CAP 制を導入していたが、修士課程で学ぶ学生の特徴である「仕事を持ちながら就学している学生」が個々の事情に合わせた履修が可能となるよう検討した。結果、学生の学習時間への配慮として令和 5 年度より、修了に必要な単位数のうち 1 年間に履修できる単位の上限は設けないこととし、学生個々の状況に合わせた学習時間の確保が可能となるよう配慮している。

評価項目③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

看護学部

講義・演習科目において、グループワークやシミュレーション教育など、2025 年度（R7 年度）よりアクティブラーニングの手法を積極的に導入し（資料 24）、学生の主体的・対話的な学びを促進している。また、LMS（学習管理システム：google classroom）をはじめ、Google Forms、Miro、UME 及び RCT ポータルなどの ICT ツールを活用し、教材配信、課題提出、授業内での意見共有や理解度確認等を行っている。教務委員会企画による FD 研修によりアクティブラーニングを積極的に導入した結果、アクティブラーニングを取り入れた授業数は前年度より増加した（資料 24）。また、授業評価アンケートにおける「授業方法の工夫」の評価も前年度より向上しており、教員による授業方法の改善が進んでいることが確認できる（資料 25-1～資料 25-5）。

臨地実習では、実習目標の達成に向けて実習指導者と大学教員が連携し、実習前後のオリエンテーションやカンファレンス、振り返りを通じて学修を支援している。学生から、実習

授業評価や卒業生就業状況調査（資料 25-2、資料 12）を通して、実習における学習状況や実習環境に関する意見を把握している。実習授業評価には教員の指導に関する項目が含まれているが、その結果については臨地実習協議会で実習施設と共有する仕組みは整備されており、今後の課題である。一方、卒業生就業状況調査の結果については、総合経営会議の諮問事項「大学と病院の連携強化」の中で東北ブロックの赤十字病院の看護部長と共有し、実習指導や学習環境の改善について継続的に検討している（資料 26）。

看護学研究科

看護学研究科では専門とする分野で研究・教育・実践の高度な専門性を持った人材を育成する。DP と各授業科目の関連が見えるよう対比表を作成・明確化し、シラバス作成の際もチェックリストに項目を作成（資料 27_シラバスチェックリスト）、授業担当教員が確認できるようにしている。またその内容はシラバスにも示しており学生自身も授業科目と DP との関連を確認しながら授業に臨めるようにしている。

授業内容とシラバスの整合性については、大学院授業評価アンケート（資料 28_授業評価アンケート）、修了時アンケートを通し確認できる（資料 17_修了時アンケート）。DP の修得に対する検証はアセスメントプランに則り【機関レベル】学位授与数、助産師国家試験合格数、専門看護師認定数、就職者数【教育課程レベル】修了認定数、修了者の在学年数、助産師国家試験合格者数、専門看護師認定数、DP 達成状況、学会発表数、論文採択数（資料 29_学会発表・採択論文数）を評価指標とし、その効果が確認されている。

ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

看護学部

看護学部では教育効果の観点から対面授業を基本としている。一方、人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱなど一部の授業科目では、教育内容の特性を踏まえオンデマンド配信を活用した授業を実施している。なお、遠隔授業の教育効果については、組織的な検証方法を整備していないことから、今後、授業評価アンケート等を活用した検証を進める必要がある。

看護学研究科

仕事をしながら学ぶ大学院生が個々の事情に応じて履修できるよう、ICTを利用した遠隔授業を行っており受講のしやすさにつながっている（資料 30_シラバス）。成育看護学分野助産学領域を例とし、対面による演習が効果的な授業もあるため効果的な授業となるよう適した授業科目を科目ごとに検討し実施しており今後も両立を進めて行く。

授業の多くは、講義の他学生からの発言やプレゼンテーション、討論の時間をつくり、主体的な学習の機会を設けている。関連授業科目のうち半数以上の科目において、半数以上の

時間数をあてている。職業人のさらなる受講のしやすさと学生の利便性を考慮した授業運営を目ざし、遠隔授業を積極的に導入・実施している。遠隔授業に関し学生からの否定的意見は聞かれず、課題や成績等からも期待された効果も得られており、今後可能な範囲でさらに勧めて行く。

授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

看護学部

学生の学力や学習経験の違いに配慮した対応として、入学前教育では小論文や読書感想文、新聞記事考察課題や人体の構造と機能に関する課題を課し、入学後は1年次配当の授業科目「基礎ゼミナール」においてスタディ・スキル、基礎看護学科目や英語科目においてグループ学習によるきめ細やかな指導を実施している。

学内では、オフィスアワーの活用や LMS（学習管理システム）を通じた質問体制を整え、学生の疑問に即座に対応できる環境を提供している（資料 31）。また、学生支援アドバイザー教員による定期面談を通じ、学業のみならず生活面や心身の健康状態を把握するなど適切な指導体制を整えている（資料 32）。

入学前教育に関しては、約 7～8 割の学生が入学前の心構えとして「役立った」と回答しており（資料 33）、入学前教育は入学後の学習への準備や学習意欲の形成に一定の効果が得られている。

看護学研究科

修士課程では仕事を持ちながら就学している学生、資格取得を目指している学生等多様である。授業が効果的に学習できるよう、1年間で履修可能な単位数を制限せず、授業は仕事との両立が可能であるよう土日や夜間帯の開講を可能としている。また学生生活や学習等に関する個別対応ができるよう履修登録やティーチング・アシスタント業務希望時に主に主研究指導教員が関わることをとしている。また学生生活を送るうえで起こる修学上や健康上の問題に対し学生支援委員やカウンセラーだけではなく研究指導教員も関わることをしている（資料 7_履修ガイド 学生生活）。

・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。

看護学部

看護学部は1学年100名定員による1クラス制を採用しており、学習状況に応じたクラス分けを行っていない。一方、技術習得を目的とした学内演習においては、複数のグループによる少人数指導を行うとともに、領域や科目によっては、技術チェックを用いた評価のもとで、習熟度の高い学生と支援が必要な学生をバランスよく配置する等の配慮を行い、学生同士の学び合い、教え合い（ピア・ラーニング）を促進することで、学力や経験の差を補完

し合える環境を提供している。また、学生支援アドバイザー教員一人当たり 13 名程度の学生を割り当て、学生の f-GPA や授業出席率といった客観的な学習状況に基づき、学習が低迷している学生を早期に把握し、個別の学習計画の立案や支援を組織的に行っている。

看護学研究科

看護学研究科は少人数での学習となるためクラス分けは行っていない。特に特別研究や課題研究に関しては学生の進捗等に差があるため初回から個別指導を基本に学習を進めるとともに、複数名で行うゼミナール内でディスカッションを行いながら他者の意見を聞き、自己の考えの明確化を行っている。

- ・ **単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。**

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、1 単位 45 時間の学習時間を遵守し、実質的な教育効果を担保するために、以下の組織的な措置を講じている。まず、シラバスによる学習指示の具体化として、各授業科目のシラバスにおいて、毎回の授業内容に対応した「事前・事後学習の具体的な内容と想定される学習時間」を明記している（資料 24）。これにより、学生が授業時間外に何をなすべきかを明確にし、主体的かつ継続的な学習を促している。また、履修登録単位数の上限（CAP 制）を設けるとともに、各セメスター開始時の履修ガイダンスにおいて CAP 制の趣旨や履修登録方法について説明し、適切な履修計画を促している。

看護学研究科

単位の実質化を図るため、授業科目の単位の設定は 1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に定め、授業の方法に応じ、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位としている（資料 34_大学院学則）。

授業科目は DP 達成のための教育内容や方法を確認できるよう、シラバス作成時に該当する DP を記載している。さらにそれを示すことで学生自身が DP を意識した取り組みができるよう示している。事前事後学習時間はその内容と所要時間をシラバスに記載。その内容は授業と連動させており、充実した学習内容・学習時間の確保を図っている。

- ・ **シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。**

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、シラバス記載内容の標準化と充実を目的に、教育課程、資格対応、授業科目名、担当教員（担当形態）、授業の目的、DP 要素、到達目標、授業内容（担当）、授業方法、事前・事後学習（学習課題・取組時間）、評価方法・基準、履修条件、学習相談・助言体制、その他注意事項、実務経験（実務経験のある教員による授業科目）、テキ

スト、参考文献を記入するシラバス記載要領を作成し、各教員に提示している（資料 35）。また、シラバス作成後は、科目責任者および教務委員会におけるシラバス二段階チェック体制に取り組んでいる（資料 36）。シラバスは、文部科学省の指針に基づき、授業の概要、到達目標、各回の授業計画のみではなく、事前・事後学習の内容と具体的な指示、成績評価の基準、使用テキスト、および疑問への対応方法、フィードバック方法を網羅している（資料 24）。特に、到達目標については、学位授与方針との関連性を明示し、その科目が看護実践能力のどの部分を担うのかを学生が意識できるよう工夫している。シラバスは履修登録前から学生に公開し、履修ガイダンスにおいて活用方法を説明するとともに、学生が授業内容や学修計画を確認できるよう、学生用のポータルを通じて随時閲覧できる環境を整備している。

看護学研究科

授業目標や、自主的継続的学習内容と授業内容との関連性がわかるようなシラバス作成に努めている。シラバスには授業内容（授業内容、担当教員、授業方法、事前事後学習の学修課題・取組時間のみならず担当教員の実務経験、使用テキストや参考文献、遠隔授業の可否、お試し聴講の可否等を掲載している。特に授業との関連性を持たせた事前事後学習の学修課題・取組時間を毎回提示しており、学生が計画的・効果的に学習を進められる仕組みづくりをしている。教育内容に関しシラバス通りの実施がなされていることの確認等、大学院授業評価アンケートにより確認をしている（資料 28_授業評価アンケート）。

- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

看護学部

セメスター開始時のガイダンスにおける全体指導に加え、アドバイザー教員による個別面談の場で履修に関する指導を実施している。学生の f-GPA については、低迷する場合は、個別指導の対象となることを学生便覧に掲載している。成績評価については、試験やレポート等により学生の理解度・達成度を確認するとともに、シラバスにはフィードバック方法を明記し、授業時間内に事前・事後学修の内容を振り返るなど、授業外学修につながるフィードバックを行うことをシラバス記載要領に示している。授業評価アンケートでは、「何度もレポートを添削してくれて、良かった」等の学生の評価を得ており（資料 37）、授業外学習に資するフィードバックとして一定の評価を得ている。

看護学研究科

授業の履修登録の時点から時間割表や履修モデルを参考とし、研究指導教員とよく相談をしたうえでを行っている。特別研究・課題研究に関しては、履修ガイドに学年暦、研究（審査基準、修了要件、スケジュール、研究倫理審査、学位申請及び学位論文審査、学位論文等

最終試験)に関する項目を設けており(資料7_履修ガイド)、入学時および2年次ガイダンスにおいて説明している。研究指導計画については、履修ガイドに研究のスケジュール等を明示しておりさらに特別研究及び課題研究のシラバスの中に、研究指導の内容及び方法を明示している。研究を進めながら研究指導教員を主とした協力のもと学生の理解度や達成度を確認し、相談の上進めている。特別研究に関する指導過程は履修ガイドに記載したように、1年次後期に研究指導教員が指導し研究計画書を作成、学内に公開で研究計画書発表会を開催。他分野等の教員からのアドバイスも得ながら最終的な計画書を完成している。2年次始めには、研究倫理審査委員会の承認を得て研究が開始され、修士論文の作成に取り組み、研究指導教員との密な連絡・指導の下に1月初旬に修士論文を提出することとしている。最終稿提出後の面接試験に関し、助産師国家試験の時期を考慮し2025年度から国家試験終了後に実施できるよう時期の見直しを行っている。研究指導補助教員の役割も明文化しており、主指導教員との役割を確認、協力のもと学習支援に取り組んでいる。

研究計画書の提出時期は3期に分け、学生各自が選択できるようにしている。また、学習意欲の向上や自主的取組の推進のため、討議・演習・プレゼンテーションなど、多様な授業方法を取り入れている。

シラバスは各担当教員に記入およびチェックリストに沿った自己点検を依頼し、その後学務課、教務委員会と2段階による確認および修正依頼を行い、標準化した内容になるように努めている。結果、シラバス記載内容はほぼ統一されてきている。全ての授業は終了時には授業評価を実施しており、達成度の確認等を行っている。また、授業評価を受けた内容に関するフィードバックを各授業担当教員に依頼をし、結果は学生に開示している(資料38_授業評価フィードバック)。

評価項目④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、全授業科目のシラバスにおいて、成績評価の基準を詳細に

明記し、授業開始時に学生へ確認を促している（資料 24）。

特に、教員の主観に左右されやすい実習や演習の評価においては、基礎看護学実習を除き各領域において、ルーブリック（評価指標）を導入し、複数の指導者間で、評価基準を共有することで、評価の客観性と公平性を担保している（資料 24）。

単位認定については、学則及び履修規程に基づき実施し、卒業判定及び進級判定は教授会の審議を経て決定している。

看護学研究科

看護学研究科では、成績の評価は履修規程（資料 39_修士課程履修規程、資料 40_博士課程履修規程）に基づき成績評価の基準を定め、客観的かつ厳格で、公正、公平に評価を実施している。評点 100～90 点の S、89～80 点の A、79～70 点の B、69～60 点の C までを合格とし、59 点以下の D を不合格とすることを履修ガイド等（看護学研究科履修ガイド、共同看護学専攻履修の手引き）に示し入学時ガイダンスで入学生に説明をしている。

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、毎年度、全学生に配布する学生便覧において、成績評価の評語、評点、基準や単位認定の要件、要件を明示している（資料 1）。成績評価の評点と評語は、100～90 点を S、89～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D 評価とし、S、A、B、C が合格、D が不合格と一覧表で明記している（資料 1）。また、f-GPA 制度の目的と f-GPA 制度による成績管理について、学生にとっても理解しやすい説明内容としている。さらに、個別の授業科目についてはシラバスにおいて、試験・レポート・実習評価等の具体的な評価方法・基準を明示し（資料 24）、成績評価の基準及びプロセスの透明性を確保している。

成績評価及び単位認定に関する基準や手続は、学生便覧及びシラバスに明示するとともに、成績照会制度についても学生便覧に掲載し、学生が必要に応じて適切な手続きを行えるよう周知している。

看護学研究科

各授業科目の成績評価方法は配点比率とともにシラバスに示している（資料 30_シラバス）。成績照会及び不服申立てへの対応については仕組みがないため今後検討し履修ガイドに提示していく。課程の修了要件は大学院設置基準に則り、修業年限、在学期間ともに学則第 7 条、第 27 条に定めている。修了要件に関しては教育課程と合わせて見やすいよう体裁を整え、履修ガイドに明示している（資料 7_履修ガイド）。

既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、他大学や短期大学等で修得した単位について、学生からの申請に基づき、当該科目のシラバスや成績証明書を精査している。看護学部の授業科目と内容・水準が同等であると認められる場合に限り、大学設置基準および本学の学則に基づき、上限単位数である 60 単位を超えない範囲内で認定を行っている。以上を学生便覧に掲載し、周知を図っている（資料 1）。

看護学研究科

学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、本大学院の科目等履修生として修得した単位に関しては、本大学院入学の際、審議したのち既修得単位として認定している。既修得単位の認定については、提出された成績証明書と共に、換算及び認定に必要な資料を基に研究科委員会の議を経て学長が許可する旨履修規程に提示している。

学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、学則に則り、学位授与に必要な要件（修得単位数、必修科目の履修等）を学生便覧に明示し、学生へ周知している。学位授与に当たっては、学則に則り、卒業要件及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める履修要件を満たしていることを教務委員会で確認した後、教授会の審議を経て決定しており、学位授与に係る実施手続及び体制を明確にしている。

看護学研究科

学位授与については、修士及び後期 3 年博士（以下、博士課程）の課程をそれぞれ修了した者に学位を授与することを大学院学則に定め、「履修ガイド（修士課程）」「履修手引き（後期 3 年博士課程）」（資料 41_履修手引き）及び研究科ホームページ（資料 8_ホームページ URL）に明示している。課程の修了判定の手続きは、関係委員会規程（資料 42_研究科学位論文審査委員会規程、資料 43_研究科教務委員会規程、資料 44_研究科委員会規程、資料 45_共同看護学専攻専門委員会、資料 46_共同看護学専攻教務委員会規程、資料 47_共同看護学専攻研究科長会議規程）に基づき適切に実施している。

学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、学位授与については、学位授与方針に基づき、卒業要件を

満たした学生に対して行っている。教育課程は学位授与方針と授業科目との対応関係をカリキュラムマップにより明確にしており、各授業科目において学位授与方針に対応した到達目標を設定している。学生は所定の授業科目を修得し、卒業要件を満たしたことを教務委員会及び教授会で確認した上で、学位を授与している。卒業時満足度調査を活用し、学位授与方針の達成状況を把握するとともに、教育課程の改善に活用している。

看護学研究科

学位授与の実施手続きは、修士課程では、研究科学位論文審査委員会が学位論文及び最終試験の可否を判定し、研究科教務委員会が修了に必要な単位を認定し、研究科委員会の議を経て修了判定を行なう。後期3年博士課程では、共同看護学専攻専門委員会が学位論文及び最終試験の可否を判定し、共同看護学専攻教務委員会が修了に必要な単位認定を認定し、共同看護学専攻研究科長会議の議を経て修了判定を行なう。

学位論文審査及び最終試験の実施体制は、修士課程では、主査1名、副査2名の複数制としている。学位論文審査及び最終試験は、「学位論文審査及び最終試験による学位論文の評価（資料48_「学位論文審査及び最終試験による学位論文の評価」）」に基づき判定する。学位論文の評価は審査基準に基づき優、良、可、劣に付した配点により測定し、「学習の取り組みについて」と「DPの到達度」の面接評価は優、良、可に付した配点により測定した合計点により判定する。主査は判定結果を基に学位論文等審査報告書を作成し学位論文審査委員会に報告し、同委員会は報告に基づき論文の可否を記名投票で決することとしている（学位論文審査委員会規程）。

博士課程では、学位論文審査及び最終試験の実施体制は、主査1名、副査4名の複数制としている。学位論文審査及び最終試験は「学位論文審査基準及び最終試験審査（資料49_「学位論文審査基準及び最終試験審査」）」に基づき判定する。主査は判定結果を基に学位論文等審査報告書を作成し学位論文審査委員会に報告し、同委員会の議を経て可否を決することとしている（学位論文審査委員会規程）。

評価項目⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

看護学部

日本赤十字東北看護大学では、3つのポリシーに基づき、学生の学習成果を把握・評価するための方針としてアセスメントプランを定め、本学ウェブサイト、学生便覧で公表している。アセスメントプランは、大学全体レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの3つのレベルごとに、学習成果を把握・評価する指標及び方法を設定している（資料2）。

看護学部では半期ごとの単位認定会議において、学生の在籍状況、進路状況、学習行動、単位取得状況、GPA、授業アンケートの結果等から学生の学習達成状況を検証している。また、卒業後に、資格・免許取得状況を把握し、教授会および教員会議の場で検証結果を共有し、教育改善に活用している。

看護学研究科

2023(令和5)年度の教育課程変更に伴い、修士課程の目的・教育目標と学位授与方針(DP)、DPとの整合性、設置する各専攻領域における学修目標とDPの整合性を検討しDPを変更した（資料3_令和5年度第3回研究科学修成果の可視化プロジェクト資料、資料4_看護学研究科 修士課程 DP；2025年4月1日変更）。それを基にDPの見直しの検討と学修成果の評価方針（アセスメントプラン）の検討を行った。アセスメントプランは「入学時・入学前後」「在学中」「修了時・修了後」の3時点をそれぞれ「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」で評価が可能であるよう検討、見直しを行った。

学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

看護学部

本学ではアセスメントプランを策定し、大学全体レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの3つのレベルにおいて、学習成果を把握・評価する指標及び方法を設定している。一方、教育課程編成・実施方針には学習成果の評価方法が十分に示されていないことから、現在、カリキュラム改正において、学位授与方針との整合性を踏まえ、教育方法及び学習成果の評価方法を明確にした教育課程編成・実施方針への見直しを進めている。

看護学研究科

学位授与方針に定めた学修成果の把握・評価として、各科目の到達目標の達成が評価できる評価方法になっていることをシラバス作成時に検討し第三者の確認作業も取り入れている。最終試験の際は面接を介し学位授与方針達成をも確認できるよう申し合わせを行い評価に反映している。

指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

看護学部

A. 科目レベル

科目レベルでは、授業科目の到達目標の達成度を示す GP や授業評価アンケートの結果から、科目ごとの学習成果を把握・評価している。

教員会議において科目ごとの GP を共有し、科目間の成績分布を確認するとともに、シラバス作成する際に学修内容等の改善に活用している。シラバス記載要領では、平均 GP が著しく高い又は低い科目については、到達目標、評価方法及び評価基準との整合性を確認するように求めている（資料 41）。

授業評価アンケートでは、到達目標の達成状況や授業方法等について学生の意見を把握している。結果は科目責任者が分析し、授業改善案を作成・公開するとともに、次年度の授業改善に活用している（資料 50）。

B. 学位プログラム

学位プログラムレベルでは、単位取得状況、f-GPA、資格・免許取得状況、PROG 等を指標として、教育課程全体における学習成果を把握・評価している。

全科目における単位取得状況を教務委員会で審議し、その後教授会の単位認定会議の審議を経て単位認定を行っている。単位未修得が見込まれる学生に対しては、アドバイザー教員等による個別指導を実施している。

看護師・保健師国家試験については、全国平均と比較し、平均より低い場合には国家試験対策委員会が原因分析をし、次年度の国家試験対策や教育内容の改善に活用している。

IR 推進室と連携し、PROG と f-GPA との関連を分析している。分析結果は教務委員会等で共有するとともに、学生ヘフィードバックし、実習指導等に活用している。

教育課程全体の点検・評価の一環として、カリキュラムで示す教育内容の方向性に対応した科目群の GP 及び学年別 f-GPA の推移を確認し、教育課程の改善に活用している。

C. 大学全体（機関レベル）

大学全体レベルでは、学生の在籍状況、進路状況、学習行動等の指標から学生の学習成果を把握・評価し、教育課程の見直しや改善に活用している。一方、教育改善につなげる具体的な手順や役割分担については、アセスメントプランにおいて十分に明確化されていないため、今後、運用方法を含めて整理・明確化する必要がある。

看護学研究科

機関レベルでは学位授与率、助産師国家試験合格者数、専門看護師認定数、就職者数、教育課程レベルでは修了認定数、修了者の在学年数、助産師国家試験合格者数、専門看護師認

定数、DP 達成状況（資料 18_修了生アンケート）、最終試験面接評価点、就業先アンケート（資料 12_就業先アンケート）、学会発表数、論文採択数から、大学院での学修成果の達成状況を評価している。当該年度の結果に関しては必要時改善に向けた検討を行っている。調査結果は全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用できるよう共有している。

文科省より「職業実践力育成プログラム」の講座指定を受けている。それに伴い教育課程編成に関する事項や社会人の職業に必要な能力の向上に関する事項を協議し、社会に有為な人材を輩出する本プログラムの機能向上に資するために外部機関の意見を積極的に取り入れる仕組みとして、毎年検討会を実施している。検討会では教育課程に関する事項等を検討しており外部機関の意見を基に会議の上で検討、内容は教務委員会や研究科委員会で共有し改善に向けた取り組みに結び付けている（資料 3_令和 5 年度第 3 回研究科学修成果の可視化プロジェクト資料）。

教育課程レベルでは、修了要件の達成状況、単位取得状況、免許の取得状況等から、教育課程全体を通した学修成果の達成状況を評価している。学生の修学形態に応じた単位の取得がなされており、また助産師免許の取得についても例年 100%の合格率を得られていることから今後も点検・評価、改善を継続していく。科目レベルでは科目ごとの目標達成に対し学生の間接評価として授業評価で把握し、全授業担当者に提示、次年度の授業改善に活用している。内容は大学院生の研究室に掲示し開示している。

評価項目⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

看護学部

大学基準協会の大学基準及び関係法令等を踏まえ、自己点検・評価項目を設定し、毎年度

自己点検・評価を実施している。教学マネジメント会議では、IR 情報を活用しながら教育課程及び教育方法の現状や課題を点検・評価し、改善状況を確認している。教務委員会では、その結果を踏まえ、教育課程及び授業運営に関する具体的な改善を検討している。

看護学研究科

修士課程では 2023（令和 5）年度に「健康・療養生活支援領域」の中の専門領域の見えにくさ、老年看護学を修得した高度な看護実践を提供できる専門看護師の育成の必要性から教育課程を変更した。さらに修士課程の目的・教育目標と学位授与方針（DP）、DP との整合性、設置する各専攻領域における学修目標と DP との整合性と関連性を検討し DP を変更した（令和 5 年度第 3 回研究科学修成果の可視化プロジェクト資料、看護学研究科 修士課程 DP）。新たなカリキュラムのもと授業を展開していくにあたり、改めて「科目のねらい」を授業担当教員に配布、年度末には教育方法の確認と同時にシラバスの修正・確認を促している。作成されたシラバスは授業担当者の他委員会等で内容の確認を行っている。

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

看護学部

教育課程及び教育方法の点検・評価に当たっては、学位授与方針の達成状況、単位取得状況、f-GPA、授業評価アンケート、全国学生調査、国家試験結果、進路状況等の情報を活用している。これらの情報を教務委員会及び教学マネジメント会議等で分析し、教育課程及び教育方法の改善に活用している。

看護学研究科

課程修了時に求められる学習成果・評価は各科の評価点や、課題研究・特別研究評価時に実施している面接評価で総合的に判断をしており、ほとんどの学生が 2 年間（長期履修登録者は 3 年間）で修了に至っている。修了時アンケートにより修了後の研究活動の意向を調査、また毎年主研究指導教員を通し、修了後の研究活動について調査を行っている（資料 51_面接評価表、資料 52_修了時アンケート結果）。

外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

看護学部

外部有識者会議において教育課程や 3 つのポリシー等について意見を聴取し、自己点検・評価及び教育課程の改善に反映している。

臨地実習協議会や看護関係者との意見交換会を開催し、実務者から教育内容や実習に関する意見を聴取し、教育改善に活用している（資料 53-1～資料 53-3）。

卒業後 5 年目の卒業生を対象としたアンケートにより、学生の意見を取り入れる工夫をしている。今後は、学生が大学運営や教育改善に意見を述べる機会の充実を図る。

看護学研究科

修士課程では実践的・専門的な能力を育成することを目的として実務に関する知識・技術・技能について体系的な教育を行う者であり職業実践力育成プログラムの講座指定を受けている。それに伴い教育課程編成に関する事項や社会人の職業に必要な能力の向上に関する事項を協議し、社会に有為な人材を輩出する本プログラムの機能向上に資するために外部機関の意見を積極的に取り入れる仕組みとして、毎年検討会を実施している。検討会では教育課程に関する事項等を検討しており外部機関の意見を基に会議の上で検討、内容は教務委員会や研究科委員会で共有し改善に向けた取り組みに結び付けている（資料 3_令和 5 年度第 3 回研究科学修成果の可視化プロジェクト資料）。

自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

看護学部

アセスメントプランに基づく学習成果の評価結果や自己点検・評価の結果については、年 2 回開催する教学マネジメント会議に報告し、教育課程及び教育方法の改善に関する意見を聴取している。

2025 年度は、2022 年度カリキュラムの完成年度評価を踏まえ、教務委員会の下にカリキュラム・プロジェクトを設置し、教育課程の見直しに着手した。その結果、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性や教育内容の体系化等を課題として整理し、次期カリキュラム改正に反映することとしている。

今後は、教務委員会におけるカリキュラム・プロジェクトにおいて、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」との対応を可視化し（資料 54-1～資料 54-6）、未対応項目に関し再度確認の機会を設定し、対応科目のシラバスや実習要項に記載していく。

看護学研究科

看護学研究科では、修士課程、博士課程ごとに教育課程の編成・実施の適切性について、毎年の自己点検・評価の結果を活用し PDCA を回して改善している（令和 6・7 年度 自己点検・評価等に基づく教育課程編成の適切性についての検証：研究科修士課程（資料 27_シラバスチェックリスト、資料 55_令和 6・7 年度 共同看護学専攻博士課程 自己点検・評価シート））。

修士課程は、令和 5 年度に教育課程を変更したことに伴い、研究科学修成果の可視化プロジェクトを立ち上げ、令和 6 年度に修士課程の目的・目標と DP の整合性及び DP に示した能力・資質が定量的・定性的に評価可能なものであるかを検討し DP を変更した。これに伴

い、CP、AP についても DP との整合性を検討したうえで変更した。また、修士課程の教育の方針（以下、3P）に基づき学修成果を評価するため、アセスメントプランの点検時期・項目を 3P と対応させて変更した（資料 56_看護学研究科修士課程アセスメントプラン、デュプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）。その評価結果は教育課程の編成・実施の適切性の検証に活用しており、令和 7 年度にカリキュラム評価を行い教育課程の改善に取り組んでいる（資料 57_2025 年度第 4 回研究科委員会資料）。これらの教育課程改善のプロセス及び変更内容については、大学院研究科 FD 研修会で共有し、研究科担当教職員の教育課程に関する理解の向上を図っている（資料 58_2024・2025 年度研究科 FD 研修会次第、2024・2025 年度研究科 FD 研修会アンケート結果）。

博士課程は、令和 3 年度の機関別評価において「学位授与方針と論文審査基準の関連が明瞭ではないため、アセスメントポリシー（受審時の表記）に沿って学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するよう」改善勧告を受け、以下の改善に取り組んだ。博士課程は赤十字 5 大学（北海道、東北、広島、豊田、九州）で構成する共同大学院であることから共同大学院の研究科長会議で検討し、令和 4 年 10 月に共同看護学専攻連絡協議会において（アセスメントプランを決定した（資料 59_令和 4 年度第 6 回共同看護学専攻研究科長会議議事録）、資料 60_令和 4 年度第 6 回共同看護学専攻連絡協議会議事録、資料 61_共同看護学専攻博士課程アセスメントプラン）。

その後、同会議及び協議会により博士論文審査基準の関連を組み入れた DP を検討し、変更を決定した（資料 62_令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録、資料 63_令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録、資料 64_共同看護学専攻博士課程デュプロマ・ポリシー）。この改善報告について令和 7 年に大学基準協会へ提出し、令和 8 年 1 月に大学基準協会から次回受審に向けて、以下の 2 点について改善が求められた。①学位授与方針に示す学習成果を把握・評価するための測定方法や、その測定した結果について明確に示していない、②学位論文審査に当たって学習成果を把握・評価する旨を「アセスメント・ポリシー（受審時の表記）」に定めていない。そのため、共同大学院の研究科長会議で検討することとしている。

また、令和 4 年度に共同大学院の構成大学が機関別評価において、「学生の受け入れ方針に学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していない」ため改善を求められ、入学前の学習歴、学力水準、能力を示した AP を検討し、変更した（資料 65_令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録、資料 66_令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録、資料 67_共同看護学専攻博士課程アドミッション・ポリシー）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

教務委員会として、授業評価アンケートや臨地実習協議会、意見交換会を通じて、外部の視点や学生の意見を迅速に収集・分析し、具体的な FD 活動やシラバス改訂につなげるサイ

クルが定着していることが長所である。

「問題点」

1) 学生の多様性を踏まえた対応による学生の意欲的かつ効果的な学習について

学力や背景の多様性への対応として、入学前教育の結果を入学後の学部教育へ活用する仕組みが十分ではない。

2) CP、アセスメントプランの見直し

学位授与方針に基づく学習成果の評価指標は、大学全体レベル、学位プログラムレベル、科目レベルで設定しているが、DP と CP との整合性や、アセスメントプランとの対応について見直しが必要である。

3) 学生参画の場の創設

大学の教育研究活動への学生参画を促すための仕組みができていないため、教育課程の編成や実施において学生の意見を反映する機会や手段が限定的である。

4) 新教育課程編成への取り組み

2025 年度、2022（令和 4）年度の教育課程の完成年度を迎えたため、教育効果を検証し、変更時の課題や問題点の解消について検討する必要がある。

2022 年度（令和 4 年度）教育課程について、学習成果や各種アセスメント結果を踏まえて評価を行い、順序性に配慮した段階的・体系的な教育課程編成へ改善するとともに、コンピテンシー基盤型教育のさらなる充実を図る。ナンバリングにおける科目の難易度は、1 年次から 4 年次までの学年を基準として設定していることから、今後は、学修水準をより明確に示す観点から、本学として学修水準をどのように可視化するかについて検討する必要がある。

看護学研究科

達成すべき学習成果を明確にし、適宜評価をしながら改善に取り組んでいるといえる。特に職業実践力育成プログラムの講座を通し教育課程編成に関する事項や社会人の職業に必要な能力の向上に関して外部機関の意見を積極的に取り入れる仕組みが整えられており、改善に結び付けることができている。

学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程が可視化されていない点、成績評価に対する疑問や不服がある場合の制度ができていない点が今後の課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

看護学部

〔改善・発展方策〕

1) 学生の多様性を踏まえた対応による学生の意欲的かつ効果的な学習について

入学前教育の結果を学部教育と連動させる仕組みを構築し、入学後の学生の学習に対する意欲の向上と効果的な学習方法の獲得に繋がる支援を推進する。

2) CP、アセスメントプランの見直し

教育課程編成・実施方針と学位授与方針との整合性を図るため、現在、カリキュラム・ポリシーの見直しを進めている。これに併せて、学位授与方針に掲げる学習成果をより適切に把握・評価できるよう、アセスメントプランの評価指標及び運用方法について、評価結果を教育改善へつなげる手順や役割が明確となるよう見直しを行う。

3) 学生参画の場の創設

大学の教育研究活動への学生参画を促すために、後期ガイダンス後の「学生懇談会」において学生の意見を聴取し、教育改善に反映する仕組みとして活用する。

4) 新教育課程編成への取り組み

2022 年度教育課程の評価結果を踏まえ、学習成果や科目の順序性を見直し、段階的・体系的な教育課程へ改善する。

以上の自己点検・評価結果を踏まえ、次期教育課程の編成に向けて、教育課程編成・実施方針及びアセスメントプランの見直しを進めるとともに、学生参画や入学前教育との接続を含めた教学マネジメント体制の充実を図り、学習成果を基盤とした教育課程の改善を継続していく。

看護学研究科

1) 成績照会制度の整備と周知

成績評価に対する疑問等に備え、成績照会に関する制度を整備し、その手続きについて学生便覧で周知していく。

2) 学習の順次性の明示

教育課程の編成において学修内容の順序性は保たれているが、授業科目の年次配当及び学びの過程が可視化されていないため、学生に順序性を示す必要があり、取り組んでいく。

全体のまとめ

看護学部

日本赤十字東北看護大学看護学部では、赤十字の「人道」を基盤として、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に基づく教育課程を編成・実施している。また、学修成果を可視化し、学生と教員が共有できる仕組みを整備するとともに、その結果を学修支援及び教育改善に活用している。

学習成果については、f-GPA、授業評価アンケート、卒業時満足度調査、国家試験結果等の多面的な指標を活用して把握・評価し、教務委員会及び教学マネジメント会議等において検証を行い、教育課程及び教育方法の改善につなげている。

今後は、2022 年度教育課程の完成年度評価を踏まえ、教育課程編成・実施方針及びアセ

スメントプランの見直しを進めるとともに、学生参画や教学マネジメント体制の充実を図り、教育の質保証に向けた継続的な改善に取り組んでいく。

看護学研究科

修士課程ではCPに沿って授業科目を体系的に編成し開設し、各専門分野、領域において達成すべき能力を育成するために共通専門科目、専門科目、必修研究科目の科目群に分け、必修科目、選択科目を示し学生に開示している。さらにコースごとの専門科目を配置し授業科目の到達目標をシラバスに明示するとともにコースごとの履修モデルを示し、それぞれの人材像に沿って学習できるよう明確に示している。必要な学修内容の順序性は保たれているが、授業科目の年次配当・学びの過程が可視化されていない点を今後の課題として取り組んでいく。

課程の修了要件は大学院設置基準に則り定め、修了要件に関しては教育課程と合わせて見やすいよう体裁を整え、履修ガイドに明示している。成績の評価に関しては履修規程に基づき成績評価の基準を定め、客観的かつ厳格で公正・公平に評価を実施している。各授業科目の成績評価方法に関しても配点比率と合わせシラバスに示している。各科目の到達目標の達成が評価できる評価方法になっていることに関し、シラバス作成時に検討し第三者の確認作業も取り入れている。成績評価に対する疑問等、照会に関わる仕組みがないため今後検討し履修ガイドに提示していく。

4. 根拠資料

- 資料 1 令和 7 年度学生便覧
- 資料 2 URL（本学ホームページ 建学の精神、教育理念・目的・目標）
- 資料 3 令和 5 年度第 3 回研究科学修成果の可視化プロジェクト
- 資料 4 看護学研究科 修士課程 DP；2025 年 4 月 1 日変更）
- 資料 5 令和 6 年度第 7 回研究科学修成果の可視化プロジェクト
- 資料 6 看護学研究科 修士課程 CP；2025 年 4 月 1 日変更
- 資料 7 履修ガイド
- 資料 8 ホームページ URL
- 資料 9 大学院案内
- 資料 10 高度実践看護師教育課程認定規程
- 資料 11 学則別表 1 教育課程
- 資料 12 就業先アンケート
- 資料 13-1 第 1 回_臨地実習協議会_議事録
- 資料 13-2 第 2 回_臨地実習協議会_議事録
- 資料 13-3 第 3 回_臨地実習協議会_議事録
- 資料 14 R6 年度 自己点検・評価等に基づく教育課程編成の適切性についての検証

資料 15	日本赤十字東北看護大学教学マネジメント指針
資料 16	資料 3_R7 研究科委員会資料_令和 7 年度第 1 回教学マネジメント会議
資料 17	修了時アンケート
資料 18	修了生アンケート
資料 19	学則別表 1 教育課程（資料 19_履修ガイド CP）。
資料 20	教育課程と指定規則表との対比表
資料 21	履修モデル
資料 22-1	カリキュラムプロジェクト 検討課題
資料 22-2	1・2 年次と 3・4 年次の到達目標（マイルストーン）
資料 22-3	学部カリキュラム改正に向けたロードマップ追加案
資料 23	学則別表 2. 先修条件
資料 24	令和 7 年度シラバス
資料 25-1	R6 授業評価回答率_20250418
資料 25-2	R6 授業評価まとめ
資料 25-3	R6 自己学習時間まとめ_20250507
資料 25-4	R6 実習結果_20250508
資料 25-5	R6 卒業研究授業評価結果
資料 26	総合経営会議 諮問事項 2 看護大学と赤十字病院の連携強化の取り組みにか かる会議議事録
資料 27	シラバスチェックリスト
資料 28	授業評価アンケート
資料 29	学会発表・採択論文数
資料 30	シラバス
資料 31	【看護用結合版】2025 年度 RCT ぼーたるマニュアル（学生用）
資料 32	令和 7 年度アドバイザー配置
資料 33	入学前教育課題に関するアンケート調査（第 2 回）アンケート集計結果
資料 34	大学院学則
資料 35	（確定）令和 8 年度シラバス記入要領_202511
資料 36	（確定）令和 8 年度シラバス作成_チェックリスト_202511
資料 37	R7_前期授業評価アンケート自由記述まとめ
資料 38	授業評価フィードバック
資料 39	修士課程履修規程
資料 40	博士課程履修規程
資料 41	履修手引き
資料 42	研究科学位論文審査委員会規程
資料 43	研究科教務委員会規程

資料 44	研究科委員会規程
資料 45	共同看護学専攻専門委員会
資料 46	共同看護学専攻教務委員会規程
資料 47	共同看護学専攻研究科長会議規程
資料 48	「学位論文審査及び最終試験による学位論文の評価」
資料 49	「学位論文審査基準及び最終試験審査」
資料 50	日本赤十字東北看護大学 授業評価実施要領
資料 51	面接評価表
資料 52	修了時アンケート結果
資料 53-1	第 1 回_臨地実習協議会_次第
資料 53-2	第 2 回_臨地実習協議会_次第
資料 53-3	第 3 回_臨地実習協議会_次第
資料 54-1	第 1 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版) 20250509
資料 54-2	第 2 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版 2) 20250528
資料 54-3	第 3 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版) 20250627
資料 54-4	第 4 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版) 20251022
資料 54-5	第 5 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版) 20260108
資料 54-6	第 6 回_カリキュラム・プロジェクト_議事録(確定版) 20260227
資料 55	令和 6・7 年度 共同看護学専攻博士課程 自己点検・評価シート
資料 56	看護学研究科修士課程アセスメントプラン、デュプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー
資料 57	2025 年度第 4 回研究科委員会資料
資料 58	2024・2025 年度研究科 FD 研修会次第、2024・2025 年度研究科 FD 研修会アンケート結果
資料 59	令和 4 年度第 6 回共同看護学専攻研究科長会議議事録
資料 60	令和 4 年度第 6 回共同看護学専攻連絡協議会議事録
資料 61	共同看護学専攻博士課程アセスメントプラン
資料 62	令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録
資料 63	令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録
資料 64	共同看護学専攻博士課程デュプロマ・ポリシー
資料 65	令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録
資料 66	令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録
資料 67	共同看護学専攻博士課程アドミッション・ポリシー

【基準 5】学生の受け入れ

1. 現状分析

評価項目①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

本学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、「日本赤十字東北看護大学学則」（資料 1）及び「日本赤十字東北看護大学大学院学則」（資料 2）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、看護学部、看護学研究科修士課程及び博士課程の学位課程ごとに設定している（資料 3～資料 5）。

学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

看護学部においては、赤十字の理念を基調として活躍できる人材を育成するため、「求める学生像」「入学前に身につけてきてほしい能力」を入学者受け入れ方針に明示している。また、入学者に求める資格（入学ができるもの）を「日本赤十字東北看護大学学則」第 12 条に規定しており、同条に基づく「出願資格及び要件」を明示している（資料 3）。

判定方法は「入学者選抜の基本方針」として示しており、高等学校における学力を構成する三要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」について、看護学部の求める学生像を踏まえて客観的に評価できるよう多様な選抜方法による多面的・総合的な評価を設定し配点を公表している（資料 3）。

看護学研究科においては、赤十字の理念の達成を図るため、深い学識及び卓越した感性と

人間性を備えた高度な看護専門職の育成を教育目的とし、「求める学生像」を入学者受け入れ方針として明示している（資料 4～資料 5）。また、入学資格を「日本赤十字東北看護大学大学院学則」第 11 条に規定しており、出願資格・出願要件として明示している（資料 4～資料 5）。判定方法について、選抜方法および試験科目を明示している（資料 4～資料 5）。

博士課程は、令和 4 年度に共同大学院の構成大学が機関別評価において、「学生の受け入れ方針に学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していないため」改善が求められ、入学前の学習歴、学力水準、能力を示した AP を検討し、変更した（令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録（資料 6）、令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録（資料 7）、共同看護学専攻博士課程アドミッション・ポリシー（資料 8））。AP 変更に伴い、令和 7 年 5 月に本学研究科入試・広報委員会において博士後期課程の入学者選抜方法・基準について検討を経て研究科委員会で決定し、学生募集要項に示している（令和 7 年度第 2 回大学院研究科入試・広報委員会議事録（資料 9）、研究科委員会議事録、看護学研究科共同看護学専攻博士後期課程合否判定基準（資料 10）、令和 8 年度大学院研究科学生募集要項 共同看護学専攻博士後期課程（資料 11））。

これら学生の受け入れ方針については、大学案内パンフレット（資料 12）、大学院案内パンフレット（資料 13）、各学生募集要項（資料 3～資料 5）及び大学公式サイト（資料 14）において公表するとともに、高校・施設訪問、進学相談会及びオープンキャンパス等の募集活動を通じて説明を行っていることから、志願者等に理解しやすく示していると評価できる。

学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

入学者選抜の運営体制は、看護学部及び看護学研究科の各入試・広報委員会を設置し、アドミッションオフィサーを配置して、入学者選抜に関する計画から実施及び選抜実施後の検証と改善を行う PDCA サイクルを効率的に稼働させるよう構築している。

入学者選抜方法は、学生の受け入れ方針に基づき多様な方法で実施している。看護学部においては学校推薦型選抜（公募制推薦、指定校制推薦、赤十字特別推薦）のほか、一般入学選抜、大学共通テスト利用選抜及び社会人・学士等選抜を実施している。さらに 2024 年度入学者選抜からは赤十字学園の 6 看護大学を一度に受験できる赤十字 6 看護大学連携併願選抜、2026 年度入学者選抜からは総合型選抜を導入している（資料 3）。

看護学研究科修士課程においては、推薦選抜、社会人特別選抜、赤十字推薦選抜及び一般選抜を設定し、事前に研究指導教員との相談期間を設定するなど、社会人の入学にも配慮した選抜方法を実施している（資料 4）。

入学者選抜試験の実施にあたっては、入試・広報委員会が試験問題作成と合否判定についての確認と管理等を行っている。また、入学者選抜の公平・公正な実施のため入試・広報委員会が選抜試験の人員配置を決定し、選抜試験ごとに実施要領（資料 15）を作成して担当

教職員向けの事前説明会を行うことで、職務に携わる教職員の責任及び役割を明確にし、ミスのない公正な実施に万全を期している。試験実施後には全教職員に対するアンケート調査を行い入学試験実施時の運営状況を確認し、抽出された課題について、入試・広報委員会において検討及び改善する取り組みを行っている（資料 16）。

入学者選抜における能力・意欲・適性等の評価・判定にあたっては、本学が求める学生像をふまえ、試験および書類審査等の多様な選抜方法によって、多面的・総合的に行っている。また、試験の合否判定においては、入試・広報委員会が試験結果に基づく合否判定資料を作成し、看護学部教授会及び看護学研究科委員会において合否判定を諮り、学長が合否を決定している（資料 17～資料 18）。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜の制度及び運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平・公正に行っていると評価できる。

入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

病気や障害等により受験及び修学上の配慮が必要な志願者への対応として、入試・広報課に相談窓口を設置し、学生募集要項（資料 3～資料 4）及び大学公式サイト（資料 14）に明示して、事前相談に基づき個別対応を行う仕組みを整備している。

また、学校推薦型選抜においては、感染症罹患など志願者の身体・健康上の理由により当日の受験が困難な場合の措置として、あらかじめ追試験の日程を確保している。

すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生募集要項は見やすさに配慮して表形式を多用し、志願時に必要な情報を項目ごとに整理して分かりやすく作成している（資料 3～資料 5）。

また、大学公式サイトにデータを掲載し、すべての志願者が入学者選抜に関する情報や募集要項・出願書類等を容易に閲覧・ダウンロードできるようにしている（資料 14）。

評価項目②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

看護学部及び看護学研究科の入学定員・収容定員は、本学の目的（「日本赤十字東北看護大学学則」第 1 条「目的」、「日本赤十字東北看護大学大学院学則」第 1 条「目的」）に則り、

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教員組織や教育施設・設備等の教育的資源を考慮して、学校法人日本赤十字学園と協議の上、適切とする定員を「日本赤十字東北看護大学学則」第4条及び「日本赤十字東北看護大学大学院学則」第6条に規定している（資料1～資料2）。ただし、その適切性は18歳人口等の社会情勢や社会の要望に応じて変化するため、看護学部教授会、看護学研究科委員会において随時検討を行い、定員の変更が必要な場合には、学校法人日本赤十字学園を通じて文部科学省に定員変更の申請を行う。

看護学部及び看護学研究科の学生の受け入れ状況について、以下の表に過去3年分を示した（表1～表3）。

看護学部の2025年度における入学者及び在籍者比率について、入学者は定員100名に対して106名で入学定員充足率は1.06倍、在籍者は収容定員400名に対して422名であり、収容定員充足率は1.06倍であった。収容定員充足率の多寡を判断するための指標として、文部科学省による学部等新設の認可要件や私立大学等経常費補助金の措置基準などが挙げられるが、本学の在籍学生数は適正な範囲内であると判断できる。

一方、看護学研究科の2025年度における入学者及び在籍者比率について、修士課程では入学者は定員12名に対して5名で入学定員充足率は0.5倍、在籍者は収容定員24名に対して11名であり、収容定員充足率は0.42倍であった。博士課程では、入学者は入学定員2名に対して1名で入学定員充足率は0.5倍、在籍者は収容定員6名に対し3名で収容定員充足率は0.5倍であった。修士課程においては研究分野別の教育課程の再編成や老年CNS分野の新設など教育課程の充実を図ったが、充足率を満たすことができない現状にあるため、学生募集活動の更なる強化を検討している。

以上のことから、看護学研究科の入学定員充足率が低い状況にあるが、看護学部については、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うと共に、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価できる。

表1 過去3年間の入学者選抜別募集定員、志願者数及び入学者数（看護学部）

選抜種別	2023年度			2024年度			2025年度		
	募集定員	志願者	入学者	募集定員	志願者	入学者	募集定員	志願者	入学者
公募制推薦	40	36	36	40	58	51	50	39	39
指定校制推薦		21	21		22	22		21	21
赤十字特別推薦	10	4	4	10	2	2		2	2
社会人・学士等	3	3	2	3	2	0	若干名	1	0
一般入学	30	95	35	30	106	29	30	83	39
大学入学共通テスト利用前期	12	70	3	12	91	6	15	99	2
大学入学共通テスト利用後期	5	10	3	5	20	2	5	9	1

6 看護大学連携併願	—	—	—	若干名	18	1	若干名	22	2
合 計	100	239	104	100	100	113	100	276	106
入学定員充足率	—	—	1.04	—	—	1.13	—	—	1.06

表 2 過去 3 年間の在籍者数（看護学部）（各年度 5 月 1 日現在）

学年	収容定員 400		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度
1 年生	104	113	107
2 年生	106	103	109
3 年生	109	105	103
4 年生	109	108	103
合 計	428	429	422
収容定員充足率	1.07	1.07	1.06

表 3 過去 3 年間の募集定員、志願者数、入学者数及び在籍者数等（看護学研究科）

課程		2023 年度	2024 年度	2025 年度
修士課程	収容定員	24		
	募集定員	12		
	志 願 者	10	7	6
	入 学 者	9	5	5
	在 籍 者	13	16	11
	収容定員充足率	0.54	0.67	0.46
博士課程	収容定員	6		
	募集定員	2		
	志 願 者	0	0	1
	入 学 者	0	0	1
	在 籍 者	5	2	3
	収容定員充足率	0.83	0.33	0.5

評価項目③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生の受け入れに関わる事項について、看護学部入試・広報委員会及び看護学研究科入試・広報委員会において、毎年度事業計画を策定し、それぞれの取り組みの実績等に対する点検・評価を行うことで、現状や課題を適切に把握している。

看護学部においては、18 歳人口の減少に伴う志願者数の減少が経年的な課題であるが、この減少を最小限に抑えることを目標として、オープンキャンパスや進学相談会などの学生募集活動を強化することを事業計画の柱としている。参加者数等を把握しながら、例えばオープンキャンパスでは赤十字病院等で活躍している卒業生の紹介プログラムを組み入れたり、進学相談会の参加回数を県外も含めて増やすなど、より効果的な方法や取り組みについて委員会で検討を行っている（資料 16、資料 19）。

以下の表に看護学部のオープンキャンパス及び進学相談会の参加者数と、志願者数・入学者数の関係を示している（表 4）が、オープンキャンパスや進学相談会の参加者数が減少していないにもかかわらず、志願者数は減少している現状が確認できる。これについては、18 歳人口の減少に加え、県外の競合大学の新設や定員増が要因と分析しており、本学としては赤十字の大学としての特色や魅力をさらに強力にアピールした学生募集活動を行う必要があると認識している。

表 4 オープンキャンパス及び進学相談会の参加者数と志願者数及び入学者数

入学者選抜年度	オープンキャンパス	進学相談会	志願者数	入学者数
2024 年度	307	144	319	113
2025 年度	265	153	276	106
2026 年度	282	162	243	114

また、入学者選抜方法の妥当性については、本学 I R 推進室が入学者選抜区分別に入学後

の成績とその変化をクロス分析した結果に基づき、入試・広報委員会が検証している。2024年度入学生の分析結果では、総じて高校や入試種別、学年によって入学後の f-GPA に大きな差異が見られなかったことから、入学者選抜方法については妥当であると評価された（資料 20～資料 21）。

看護学研究科入試・広報委員会においても、大学院への志願者数の減少が課題となっている。特に現職看護師が大学院進学を検討しても、家庭の事情等により進学に踏み切れない状況が、病院訪問時のヒアリング等により確認されている。

また、学部生については助産師の資格取得を目指して入学する学生は一定数いるが、他の専攻領域を志願する学生がいないことから、資格以外の理由で大学院に進学する意義について、学部生に意識付けを図る必要があることが、委員会で認識されている。

点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

看護学部では、オープンキャンパスや進学相談会の参加者数を増やし、赤十字の大学としての特色や魅力を十分伝えることを目標として、オープンキャンパスにおいては開催の告知や申し込みに SNS を取り入れたり、赤十字病院等で活躍している卒業生を招待した新たなプログラムを組み入れるなどの取り組みを実施している。

看護学研究科においては、学部生の大学院入学をターゲットとし、新たに学部の就職ガイダンスで大学院説明を行うことを委員会で決定した。

このように看護学部入試・広報委員会及び看護学研究科入試・広報委員会では、学生の受け入れに関わる事項について自己点検・評価を通じて、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。抽出された課題については、改善策やより効果的な取り組みを検討し、「自己点検・評価シート」に取り組むべき課題として明記し、改善・向上に向けた取り組みを行っている（資料 19）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1) 赤十字の大学としての特色ある入学者選抜の実施

日本赤十字社東北各県の支部と連携した赤十字特別推薦選抜、赤十字のスケールメリットを生かした赤十字6看護大学連携併願選抜、また2026年度入学者選抜から導入する総合型選抜など、それぞれの選抜方法において赤十字の理念・活動に共感し、将来赤十字関連施設等でリーダーとして活躍できる学生の受け入れを狙いとした選抜を実施している。

「問題点」

1) 志願者の減少

看護学部においては、入学定員の確保はできているものの、18 歳人口の急激な減少や看護分野離れの傾向により、志願者数は年々減少している。

看護学研究科では修士課程及び博士課程において、経年的に入学定員を充足できていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

1) 志願者を増やすための取り組みの強化

- (1) 看護師の職業に興味を持つ生徒を増やすことを目的に、出張講義用のプログラムを一新し、要望のある県内の小中学校及び高校に講師を派遣する。
- (2) 引き続き県内の中学校・高校の生徒を対象とした学校見学会を開催し、看護職及び本学の魅力を PR して入学者確保に努める。
- (3) 東北地方の県外各県に対する大学の認知度向上を目的として、進学相談会の参加回数増加や、各県の赤十字支部や病院と連携したイベントに参加し大学案内を配布することなどを検討する。
- (4) 高校教諭を対象とした学生募集説明会を対面からハイブリッド形式に変更し、県外の高校も対象に広げる。
- (5) SNS や報道媒体等を積極的に活用し、本学の認知度やブランド向上に努める。

「全体のまとめ」

学生の受け入れ方針は看護学部及び看護学研究科ごとに、求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示し、学生募集要項等で公表するとともに、学生募集活動において直接説明を行っている。また、適切な入学者選抜体制を整備したうえで、受け入れ方針に基づいた特色ある入学者選抜制度を設定し、その実施にあたっては選抜ごとの実施要領を作成して厳正に行っている。

教育の質を担保できるよう、適正な入学定員・収容定員の管理に努める一方で、積極的な学生募集活動や情報発信活動を通じて多様な学生の受け入れに取り組んでいる。入学者選抜方法の妥当性については、本学 IR 推進室の協力を得ながら分析・検証を行い、改善に向けた取り組みを進めていく。

4. 根拠資料

- 資料 1 日本赤十字東北看護大学学則
- 資料 2 日本赤十字東北看護大学大学院学則
- 資料 3 看護学部学生募集要項

- 資料 4 看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項
- 資料 5 看護学研究科共同看護学専攻博士課程学生募集要項
- 資料 6 令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻研究科長会議議事録
- 資料 7 令和 5 年度第 10 回共同看護学専攻連絡協議会議事録
- 資料 8 共同看護学専攻博士課程アドミッション・ポリシー
- 資料 9 令和 7 年度第 2 回大学院研究科入試・広報委員会議事録
- 資料 10 看護学研究科共同看護学専攻博士後期課程可否判定基準
- 資料 11 令和 8 年度大学院研究科学生募集要項 共同看護学専攻博士後期課程
- 資料 12 大学案内パンフレット
- 資料 13 大学院案内パンフレット
- 資料 14 大学公式サイト（該当ページ）
- 資料 15 入学者選抜実施要領
- 資料 16 入試・広報委員会議事録
- 資料 17 看護学部教授会議事録
- 資料 18 看護学研究科委員会議事録
- 資料 19 入学者選抜方法の妥当性検証 IR 推進室・分析報告書
- 資料 20 教学マネジメント会議議事録
- 資料 21 自己点検・評価シート（2023～2025 年度）

【基準 6】教員・教員組織

1. 現状分析

評価項目①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※ 具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

本学では、理念・目的を実現するため「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像」を 2017（平成 29）年度に定めている（資料 1）。この教職員像を教員組織編成の基本的な考え方として位置づけ、教員配置計画の策定、適正な教員配置及び昇任等に反映している（第 4 次中期計画、p 12）。一方で、教員組織の構成や配置に関する方針をより具体的に示した教員組織編成方針については明文化されておらず、今後策定を進める必要がある。また、2019 年度に「日本赤十字秋田看護大学教員配置方針」が策定されているものの、「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像」との関連性や整合性について、体系的な整理・明文化が必ずしも十分ではなく、現状の教育・経営環境を踏まえた内容への更新も行われていない状況にある。さらに、教員に求める資質能力として、教育、研究、学内貢献、社会貢献の 4 つ

の観点から評価を行っている（資料 2_学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱）ものの、「日本赤十字東北看護大学の求める教員像」としての位置づけは明確に整理されていない。このため、「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像」を踏まえた教員組織編成方針の策定を行うとともに、「日本赤十字東北看護大学の求める教員像」を策定し、それらと教員配置方針との体系的な整合性を図ることが課題である。

・教員が担う責任の明確性。

看護学部

看護学部の教員が担う責任については、選考基準内規（採用・昇任）において、教育課程を構成する科目担当教員の職位、学位、教育研究能力及び業績、教育・研究の運営に係る実績、学会活動、社会貢献等を規定している（資料 3_日本赤十字東北看護大学教員選考基準に関する規程、資料 4_日本赤十字東北看護大学教員選考基準内規（採用）、資料 5_日本赤十字東北看護大学教員選考基準内規（昇任））。これらの基準に基づき科目適合性を確認することで、学習成果の達成につながる教育及び研究を担う教員の責任を明確にしている。

看護学研究科

看護学研究科の教員が担う責任は、学位課程（修士課程、後期 3 年博士課程）ごとに科目担当教員の職位、学位、研究業績、教育研究上の指導能力について資格審査基準に規定し（資料 6-1_修士；資格審査規程、資料 6-2_博士後期；資格審査内規）、科目適合性を含めて学習成果の達成につながる教育や研究等の実施にかなう教員の責任を明確に示している。

・法令で必要とされる数の充足。

看護学部

看護学部は、大学設置基準上の必要最小限の基幹教員数（19 名：学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）を満たすにとどまらず、看護師養成に不可欠な領域別専門性を担保するため、JANPU の直近の実態調査による私立大学の教員数平均 31.7 名を超えた 45 名体制（1 名欠員）を構築している。これにより、教員 1 人あたりの学生数は 9.9 名*と低く抑え、きめ細やかな指導体制を実現している（資料 7_令和 7 年度学部教員配置）。

* 令和 7 年 7 月時点で、学部・大学院合わせた在籍学生数を教員数で割った数値

教員一人あたりの平均学生数：私学事業団（保健系）12 名、JANPU（私立大学）11.4 名

看護学研究科

看護学研究科の修士課程は、科目担当教員数 27 名のうち研究指導教員数（M○合相当）13 名（教授 10 名、准教授 3 名）のうち教授が 2/3 以上、研究指導補助教員 3 名（教授 2 名、准教授 1 名）で構成しており、法令（大学設置基準第 10 条関係）で必要とされる研究指導教員数 12 名（別表 1 必置教員数：研究指導教員 6 名＋研究指導補助教員 6 名）を充足している（資料 8_令和 7 年度大学院看護学研究科教員配置）。博士課程は、科目担当教員数 38 名のうち研究指導教員数（D○合相当）は 26 名（教授 26 名）であり、法令で必要とされる研究指導教員数を充足している（資料 9_看護学研究科修士課程令和 8 年度科目名・担当者一覧、資料 10_合同ガイダンス資料 2025 年度共同看護学専攻教員一覧）。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。

看護学部

看護学部の教育課程は、「赤十字科目」「基盤教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の 4 つの科目群から構成されており、地域特性を考慮した教育を実施している。各科目群には、教授又は准教授を 1 名以上配置している。

「専門科目」については、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学、地域・在宅看護学、公衆衛生看護学の 8 領域を設けており、各領域の責任者には教授又は准教授を 1 名以上配置している。令和 7 年度現在、精神看護学領域については准教授のみの配置であるが、令和 8 年度には教授 1 名の配置が見込まれている。

また、講義及び演習は教授、准教授、講師、助教が担当し、助手は教授、准教授、講師又は助教の指導のもと、学生の演習・実習の指導や教材作成等を行うことを「看護大学助手に関する内規」（資料 11_日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部助手に関する内規）に定めている。以上のように、本学では大学設置基準及び看護教育の特性を踏まえた教員配置となっている。

看護学研究科

看護学研究科の教員組織は看護学部専任教員が兼務し構成されており、令和 5 年度に修士課程の専攻分野・領域を細分化したことにより、看護学部と看護学研究科の教員組織の専門領域の関連が明確になった。修士課程には基盤看護学、成育看護学、健康療養生活支援看護学、高度実践看護学の 5 専攻分野 8 専攻領域を置き、各専攻分野の責任者には教授を配置している。また、修士課程は准教授、講師、助教が、博士後期課程は教授、准教授が科目担当することを教員資格審査基準に定め、科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成となっている（資料 12_看護学研究科教員の資格審査に関する内規（修士課程）、資料 8_令和 7 年度大学院看護学研究科教員配置）。博士課程は、赤十字の 5 大学により構成している共同看護学専攻であり、各構成大

学が資格審査基準に基づき審査した科目担当教員について、5 大学共同で運営する研究科長会議で承認を得る手続きとしており、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成となっている（資料 13_看護学研究科共同看護学専攻教員の資格審査に関する内規、資料 14_ 2025 年度共同看護学専攻教員一覧）。

・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

看護学部

看護学部においては、授業担当者一覧表をもとに教員の科目担当状況を確認するとともに、各領域長が教育および研究の円滑な実施や学習成果の達成に支障がない教員配置となっているかを確認し、必要に応じて調整を行っている。また、看護の統合科目である「統合実習」および「統合看護技術」については、担当授業時間の偏りが生じないようにローテーション表（資料 15）を作成し、担当状況の不均衡がないように調整をしている。教員個々の授業担当科目や授業時間数は勤務評価結果を基に把握されているが、全体集計や分析への活用には至っていない。今後、教員全体の担当科目や担当授業時間の均衡を確認する資料としての活用を検討する必要がある。

看護学研究科

各教員の担当授業科目については科目名・担当者一覧表（資料 9）により把握している。看護学研究科の教員は看護学部教員が兼務しており、各教員の担当授業時間については大学全体の勤務評価において把握している。看護学研究科においては、科目名・担当者一覧表をもとに教員の科目担当状況を確認するとともに、各専攻領域責任者が教育および研究の円滑な実施や学習成果の達成に支障がない教員配置となっているかを確認し、必要に応じて調整を行っている（資料 9_看護学研究科修士課程令和 8 年度科目名・担当者一覧、資料 14 _2025 年度共同看護学専攻教員一覧）。

・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

令和 7 年度の時点で、複数学部の基幹教員を兼ねる者は不在である。

・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

令和 7 年度の総合経営会議において、「大学の経営改善に向けた新たな取り組み」の一つとしてクロスアポイントメント制度の導入方針が示され、現在、その導入時期や運用方法について検討を進めている。今後、クロスアポイントメント制度を活用して他大学や企業等の人材を教員として任用する場合には、教員の業務範囲を明確に定めるとともに、業務の実施状況を適切に把握・管理する体制を整備する必要がある。

教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教員と職員が連携して、より効率的・効果的に教育研究活動を推進していくため、委員会ごとに委員会規程を定め、委員会が目指す目的や所掌事項を明記している。委員会規程については、毎年度、社会情勢の変化や大学に関する制度改正等の状況を踏まえるとともに、各委員会間の連携や協働にも配慮して、見直しを行っている。また、各年度の当初に委員会所属一覧や事務分担表を作成し、教職員ごとの所属委員会や担当する業務を明らかにしている（資料 16-1～資料 16-2）。所属委員会の検討に当たっては、各委員会間の関連性や連携に配慮して所属教職員を配置し、教授会等で承認を得た上で、全教職員会議で情報共有している。

授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

TA 制度は看護学研究科の制度だが、看護学部の授業を担当することもある。

看護学研究科では、授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合として、ティーチング・アシスタント（TA）制度規程を定めている。TA 制度の活用にあたっては、TA ハンドブックに TA になるための資格・適性、TA の業務・心得・登録手続き、授業担当教員の心得等を示し、授業担当教員が TA 実施計画書を研究科長に提出し、TA ハンドブックに示した指導計画（オリエンテーション）のもとで行わせている（資料 17_日本赤十字東北看護大学ティーチング・アシスタント制度規程、資料 18_日本赤十字東北看護大学 TA ハンドブック（学生用、教員用））。

看護学研究科

修士課程では、令和 8 年度から臨地実習の教育にあたる医師、看護師、保健師及び助産師等に臨床教員を付与する規程を定めることが決定した。臨床教員の付与にあたっては、本看護学研究科の教授又は実習施設の長の推薦を受けた者について、臨床教員の資格・選考方法・選考基準に基づき選考し、学長が決定することを定めている（資料 19_日本赤十字東北看護大学看護学研究科臨床教員に関する規程、資料 20_日本赤十字東北看護大学看護学研究科臨床教員に関する内規）。また、実習及び演習科目の授業において助手に授業の一部を担当させる場合がある。助手の責任関係や役割については、助産師資格取得コースの実習と演習に限り、同専攻領域の助手は「原則として、演習は授業科目担当教員（助教以上）の、実習は助産学領域責任者の指導の下で担当すること」を研究科委員会の申し合わせに示している（資料 21_「助産師資格取得コース」における助手の科目担当に関する申し合わせ）。

評価項目②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

看護学部

教員に欠員が生じるときや昇任が必要と認められる場合には、当該教員の専攻領域及び職位を明示し、学部長が教授会に対して選考の発議を行う。教授会は、選考の発議を承認し、教員選考委員会を設置し、その審査を実施する。委員会は、看護学部長のほか学部長が任命する教授3名をもって構成している。また、教員の選考は、学長が別に定める選考基準に基づき行うことになっている（資料3_日本赤十字東北看護大学教員選考規程）。

以上のことから、看護学部における教員組織は教育課程の編成及び学習成果の達成に資する体制として整備されており、教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準と手続に沿い、公正性に配慮しながら適切に行っている。

看護学研究科

看護学研究科の教員は看護学部の教員が兼任しており、学長、学部長、研究科長が教員選考の必要があると認めるときは教授会に対し教員選考の発議を行い、承認を得たうえで教員資格審査基準に基づき選考している（資料3_日本赤十字東北看護大学教員選考規程）。

年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

大学の理念・目的及び将来を見据えた計画を実現するため、大学の運営に関する方針（資料22）を定め、教員の人事計画については経営会議の審議事項となっている。人事については、2019年度に策定した「日本赤十字秋田看護大学 教員配置方針」（資料23）において、教員の定数管理、職位別教員数のバランスを踏まえた昇任、人材育成を目的とした学内昇任の推進、若手教員の採用について明示している。現在もこの配置方針に基づき、年齢構成に著しい偏りが生じないように考慮した人事計画を立案し実施している。一方で、教員配置方針の策定から7年が経過しており、2025年に策定した経営改善計画（資料24）を踏まえた内容の見直し・更新には至っていないことから、現状に即した教員配置方針への改訂が課題で

ある。

評価項目③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教育理念・教育目的に基づき、教育・研究の充実と学生の学修成果の向上を実現するために、本学の「めざす教職員像」を念頭に、自らの教育活動等について継続的に内省・改善・向上につなげることを目的として、教員によるティーチング・ポートフォリオ（以下「TP」という。）を作成している（資料 1）。今年度から、勤務評価の期末面談にて「勤務評価記録書」の添付資料としてTPを活用している。今後は、教育改善への活用としてTPの学内共有やFDへ活用し、さらには、教育業績の評価に活用するための評価項目や評価方法の作成が課題である。

また、FD・SD委員会においては、「FD・SD委員会規程」（資料 25）に基づき、全学的なニーズを踏まえたFD・SD研修を体系的に企画・実施し（資料 26）、各研修の評価（アンケート）を各課・委員会と共有することで、教育活動の改善に資する基盤の整備を進めている。これらの取組は、「教学マネジメント・ポリシー」（資料 27）に示される教職員の能力向上機会および教育の質保証の方針に基づき、2023（令和 5）年度から 2025（令和 7）年度にかけて実施している。

今後は、教育改善への活用としてTP（資料 28）の学内共有やFDへの活用を推進するとともに、教育業績の評価に活用するための評価項目および評価方法の作成が課題である。

看護学部

看護学部の教員の教育能力の向上並びに教育課程及び授業方法の開発・改善につなげる組織的な取組として、大学のFD・SD委員会が各部局や委員会と共同し、組織的にFD・SDの年間計画を企画・実施している。看護学部では、令和 5 年度からアクティブラーニングを用

いた授業設計について理解を深めるための研修を企画・実施している。アクティブラーニングを用いた授業科目は、2024（令和6）年度は76.6%から令和7（2025）年度においては77.7%と増加している。また、学生の授業評価アンケートの「授業方法は工夫されていた」項目において、令和6（2024）年度は92.6%であったが、2025（令和7）年度では97.3%と上昇しており、授業改善につながる組織的取り組みによる成果を得ている（資料29_2025年度 看護学部教務委員会 活動報告）。

看護学研究科

修士課程では、大学のFD・SD委員会が各部局や委員会と共同し組織的にFD・SDの年間計画を企画・実施しており、同委員会と連携して修士課程のFDを実施し、教育課程（修士課程）の編成・実施においてシラバス改善の活性化を図っている（基準4 評価項目⑥で前掲）。

博士後期課程では、令和4年度の機関別評価において共同大学院の構成大学が博士後期課程に関するFD活動の実施状況に関する質問があったことを受け、令和5年度から博士後期課程に関するFDを構成大学共同で開催している。令和6年12月には共同看護学専攻の運営に関する要項に、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するためFDを構成大学が毎年持ち回りで開催することを定め組織的に実施している（資料30_令和6年度第8回共同看護学専攻研究科長会議議事録、資料31_共同看護学専攻の運営に関する要項、資料32_令和6・7年度共同看護学専攻博士課程FD研修会次第、資料33_FD研修会アンケート結果）。

教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の研究活動および社会貢献活動の活性化や資質向上を図るため、FD・SD委員会において、「FD・SD委員会規程」（資料25）に基づき、外部研修への参加促進および学外連携の推進に取り組んでいる。

具体的には、「大学コンソーシアムあきた」の高等教育セミナーへの教職員の派遣や、協定校との共同研修の実施等を通じて、教員の専門性の向上および教育・研究活動の活性化を図っている（資料34）。また、外部研修への参加状況を委員会において一元的に把握し、学内で共有することにより、組織的な資質向上の基盤整備を進めている。これらの取組は、「教学マネジメント指針」（資料35）に示されるFD・SDの高度化および教職員の能力向上に関する方針に基づき、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて継続的に実施している。

今後は、これらの研修成果や学外連携の成果をFD・SD活動に還元し、教育・研究活動の改善につなげる仕組みの構築が課題である。

大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

教員を含む職員の士気の高揚及び組織の活性化を図るため、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、教育、研究、学内貢献、社会貢献の領域における勤務評価記録書（資料 36）を活用し、職員の勤務評価を的確かつ統一的に実施している（資料 2_学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱）。被評価者が自己評価した勤務評価結果について、評価者が評価し、調整者による調整を経たのち、実施権者による調整者間の調整結果の不均衡を精査している。勤務評価結果の決定後、評価者は被評価者との期末面談を行う。また、勤務評価結果により、勤務成績優秀の場合には特別昇給（資料 37）を実施する制度も導入している。

2024（令和 6）年度より、教員は勤務評価と同時にティーチング・ポートフォリオ（TP）を作成・更新し、2025（令和 7）年度より期末面談時に評価者へ提出することとしている（資料 28 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部 ティーチング・ポートフォリオ等の作成・活用に関する内規）。今後、勤務評価とティーチング・ポートフォリオによる期末面談を実施した成果を確認し、本取り組みの検証をすることが課題である。

教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

看護学部

本学では、令和 6 年度よりティーチング・アシスタント（以下、TA）制度を導入した。本制度は、優秀な大学院生が学部教育の補助（チュータリング、実験、演習等）を行うことで、大学教育の充実と大学院生へのトレーニング機会の提供、および処遇改善を図ることを目的としている（資料 17_日本赤十字東北看護大学ティーチング・アシスタント制度規程）。看護学部の学則第 24 条 3 においても、授業補助を行う学生等に対し必要な研修を行うことが明示されている（資料 38：日本赤十字東北看護大学学則）。これに基づき、TA を担当する大学院生に対しては「TA ハンドブック」を用いたオリエンテーションを実施し、業務内容や教育者としての心構えを周知する体制を整えている（資料 18_日本赤十字東北看護大学大学院 TA ハンドブック p. 5）。

これらの取り組みにより、教員以外の指導補助者が教育に関わる際、適切な教育の質が維持されるよう組織的に図っている。

看護学研究科

本学では 2025 年度よりティーチング・アシスタント（TA）制度を開始した。TA 制度は「優秀な大学院生に対して、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生のトレーニングの機会

提供を図るとともに、これに対する手当での支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とした制度」と文科省が示すように、TA になるための資格を明確に示し学生へ提示、教員が「授業の出席状況及び単位習得状況が良好である」と認めることで認定を行っている（資料 18_ティーチング・アシスタント (TA) ハンドブック）。授業等の業務に携わる時には事前に研修を行うことを必須としており、授業内容の説明、学生とのコミュニケーション、ハラスメント、守秘義務等を説明している。授業に携わる場合は教員とともに行っており学生へのより手厚い指導体制を確保できており、一層質の向上が期待できる（資料 39_授業評価 母性看護学Ⅲ）。

評価項目④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

毎年度、各委員会等から当該年度の主な取組・成果や、組織体制に関する課題と課題解決に向けた提案を聴取し、現状及び課題の整理を行っている。次年度の組織編成に向けては、各委員会等から聴取した現状・課題、解決に向けた提案に加え、本学を取り巻く情勢の変化等踏まえ、内部質保証委員会において対応策を検討するとともに、経営会議において審議・承認され、全教職員会議において、点検の状況や課題等への対応方針、次年度の組織編成の基本的な方向性を説明し、認識の共有を図っている（資料 40-1～資料 40-2）。

教員組織については、収容定員に応じた充足率を維持しており、学則および大学設置基準に基づいた適切な配置を行っている。本学の理念である「人道」を理解し、看護系の実務経験や業績を有する実務家教員を主体とした組織構成となっており、2025（令和 7）年度においては、博士学位保持者も 20 名（45.4%）（資料 41_教員年齢等）を確保するなど、教育研究の質の維持に努めている。本学の経営改善計画（資料 24_日本赤十字東北看護大学 経営改善計画）に基づき、人件費抑制のため教員定数 45 名としているが、これは JANPU の実態調査による私立大学の教員数平均 31.7 名を大きく上回る体制である。これにより、教員 1 人あたりの学生数を 9.9 名と低く抑え、きめ細やかな指導体制を実現している。また、新規採用は原則 65 歳未満かつ若手教員とすること、長期的な職位別教員数のバランスを維持する配置方針を徹底している（資料 23_日本赤十字秋田看護大学 教員配置方針）。

点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

令和6年度においては、2022（令和4）年度の公益財団法人大学基準協会による大学認証評価により、実効性のある内部質保証システムの構築が求められていたことを踏まえ、教学マネジメント会議を内部質保証体系の中核に位置付けるとともに、内部質保証の責任機関として、内部質保証の推進に責任を負うことを明確化するための内部質保証委員会を独立した機関として位置づけ、各委員会や組織間の関係性を整理する見直しを行い、次年度から運用を開始した（資料42-1～資料42-2）。令和7年度においては、各委員会からの意見・要望を踏まえ、組織の改編は行わなかったものの、大学コンソーシアムあきたに係る高大連携授業の所管を地域貢献委員会から大学の入試・広報委員会に移管し、実施体制の強化を図ったほか、臨地実習委員会で年度途中で欠員が生じた場合の委員補充の対応について整理し、次年度以降の円滑な委員会運営に繋げた（資料40-1～資料40-2）。

定期的な点検の結果、講師層が13名（29.5%）と厚い職位構成であること、および令和10年度～12年度にかけて計6名の定年退職者が見込まれることを組織の課題として把握している。今後は、中長期的な人事計画を立案し、計画的な公募・昇任する体制を講じる必要がある。また、現在は個々の教員の「勤務評価」に留まっている評価制度については、今後は組織全体として教育・研究・学内貢献・社会貢献の各領域を集計・分析する仕組みを検討し、FD活動の充実や組織的な支援体制とさらなる向上に向けた取り組みが必要である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1）臨床経験と研究能力を兼ね備えた教員組織

本学の理念である「人道」を深く理解し、豊かな臨床経験と業績を有する実務家教員を主体とした組織を構築している。同時に、令和7年度において博士学位保持者を20名（45.4%）確保しており、実務と学術の両面から教育研究の質の維持・向上を図っている。

2）少人数教育による指導体制

本学の経営改善計画に基づき教員定数の適正化（健全化）を図る一方で、教員1人あたりの学生数は9.9名と極めて低い水準を維持しており、学生一人ひとりに寄り添う手厚い指導体制を実現している。

3）教育の質向上にむけた継続的体制

本学では毎年度、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、教育、研究、学内貢献、社会貢献の領域における勤務評価記録書を活用し、個々について自己評価を行い、各領域の教授と面談してリフレクションする機会としている。さらに、令和7年度より、勤務評価に「ティーチング・ポートフォリオ」を活用した期末面談を新たに導入し、教員個人の教育研究活動を可視化・活性化する仕組みを始動している。

「問題点」

1) 教員組織編成および教員配置方針の整合性の確保

「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像」を踏まえた教員組織編成方針及び「日本赤十字東北看護大学の求める教員像」が未整備であるため、教員配置方針を含めた体系的な整合性を図る必要がある。

2) 教員配置の持続可能性

経営改善計画に基づく定数管理とともに、今後の定年退職等を見据え、教育研究の質を落とさずに人員を確保・再配置するための「教員配置方針」の見直し・更新を行い、組織内で共有する必要がある。

3) 教員の業務負荷の偏り

現在、授業担当科目や時間数は一覧表を基に随時調整を行っているが、特定の教員への負担の偏りを防ぐため、教員全体の業務量(担当科目・時間数、学生指導、委員会活動等)の均衡を定量的に確認する仕組みの構築が課題である。

4) TPの今後の運用

新たに導入したティーチング・ポートフォリオ等を用いた期末面談について、教員の資質向上に寄与しているか、今後の効果検証が求められる。また、個人の「勤務評価(教育・研究・学内貢献・社会貢献)」に留まらず、そのデータを組織全体として集計・分析し、全学的なFD活動の充実や支援体制の向上に向けた仕組みづくりが必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善」

1) 教員組織編成および教員配置方針の整合性の確保

日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像」を踏まえ、教員組織編成方針を体系的に策定するとともに、教員に求める資質・能力を明確化するために「日本赤十字東北看護大学の求める教員像」を策定し、教員配置方針との整合性を図る。

2) 教員配置の持続可能性

定年退職や将来的な教育研究体制の変化を見据え、経営改善計画による教員定数管理を行うとともに、教員配置方針の更新内容について学内共有を図る。

3) 教員の業務負荷の偏り

授業担当、学生指導、委員会活動等を含めた教員業務量を可視化し、業務負荷の均衡を定量的に確認できる仕組みの構築を進める。

4) TPの今後の運用

ティーチング・ポートフォリオを活用した期末面談について効果検証を行うとともに、勤務評価データを組織的に集約・分析し、FD活動や教員支援体制の改善に活用する仕組みづくりを進める。

「全体のまとめ」

本学は、豊かな臨床経験と研究能力を兼ね備えた教員による手厚い教育体制を強みとする一方、定年退職等を見据え、教育研究の質を落とさずに人員を確保・再配置等の課題がある。今後は、「目指す教職員像」と教員組織編成方針との整合性を確認し、経営改善計画を踏まえた「教員配置方針」の策定等に取り組む予定である。

これらの取り組みを通じて、教員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、組織全体の教育研究力を体系的に向上させることで、社会の変化に対応し、質の高い看護専門職を育成するという本学の使命を果たしていく。

4. 根拠資料

- 資料 1 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教職員像
- 資料 2 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 資料 3 日本赤十字東北看護大学教員選考規程
- 資料 4 日本赤十字東北看護大学教員選考基準内規（採用）
- 資料 5 日本赤十字東北看護大学教員選考基準内規（昇任）
- 資料 6-1 修士：資格審査規程
- 資料 6-2 博士後期：資格審査内規
- 資料 7 令和 7 年度学部教員配置
- 資料 8 令和 7 年度大学院看護学研究科教員配置
- 資料 9 看護学研究科修士課程令和 8 年度科目名・担当者一覧
- 資料 10 合同ガイダンス資料 2025 年度共同看護学専攻教員一覧
- 資料 11 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部助手に関する内規
- 資料 12 看護学研究科教員の資格審査に関する内規（修士課程）
- 資料 13 看護学研究科共同看護学専攻教員の資格審査に関する内規
- 資料 14 2025 年度共同看護学専攻教員一覧
- 資料 15 ローテーション表
- 資料 16-1 令和 8 年度所属委員会一覧
- 資料 16-2 令和 8 年度事務分担表
- 資料 17 日本赤十字東北看護大学ティーチング・アシスタント制度規程
- 資料 18 日本赤十字東北看護大学 TA ハンドブック
- 資料 19 日本赤十字東北看護大学看護学研究科臨床教員に関する規程
- 資料 20 日本赤十字東北看護大学看護学研究科臨床教員に関する内規
- 資料 21 「助産師資格取得コース」における助手の科目担当に関する申し合わせ
- 資料 22 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部大学運

営に関する方針

- 資料 23 日本赤十字秋田看護大学 教員配置方針 2019 年度 1 月教授会資料
- 資料 24 日本赤十字東北看護大学 経営改善計画
- 資料 25 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部 F D ・ S D 委員会規程
- 資料 26 F D ・ S D 研修実績 (2023(令和 5) 年度～2025(令和 7) 年度)
- 資料 27 教学マネジメント・ポリシー
- 資料 28 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部ティーチング・ポートフォリオ等の作成・活用に関する内規
- 資料 29 2025 年度 看護学部教務委員会 活動報告：令和 7 年度第 11 回教務委員会資料
- 資料 30 令和 6 年度第 8 回共同看護学専攻研究科長会議議事録
- 資料 31 共同看護学専攻の運営に関する要項
- 資料 32 令和 6・7 年度共同看護学専攻博士課程 F D 研修会次第
- 資料 33 F D 研修会アンケート結果
- 資料 34 令和 7 年度外部研修参加状況一覧
- 資料 35 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における「教学マネジメント指針」
- 資料 36 勤務評価記録書
- 資料 37 特別昇給
- 資料 38 日本赤十字東北看護大学学則
- 資料 39 授業評価 母性看護学Ⅲ
- 資料 40-1 令和 8 年度組織編成について
- 資料 40-2 令和 8 年度に向けた組織体制点検結果一覧
- 資料 41 教員年齢等 (部外秘資料となります)
- 資料 42-1 令和 7 年度 日本赤十字東北看護大学 看護学部 内部質保証体系図
- 資料 42-2 令和 7 年度 日本赤十字東北看護大学大学院 看護学研究科内部質保証体系図

【基準 7】 学生支援

1. 現状分析

評価項目①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等で I C T を活用する場合は、I C T 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・I C T を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ I C T を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

日本赤十字東北看護大学では、学生支援の基本方針を「建学の精神である人道の理念を基調とし、学生が心身ともに健康で充実した大学生生活を送るために必要な基盤を整備すると共に、学生の人間性を育むように総合的な取り組みを行う。また、学生への支援は、学部・学科・大学院の学生支援委員会を中心に各種委員会が連携して全教職員で行う。」と定め、全教職員会議で共有している。また、この方針は本学ウェブサイトで広く社会に公表している（資料 1）。

現状の学生支援体制としては、学生支援の基本方針に則り、学部・大学院の学生支援委員会を中心に、学務課学生係などによる日常的な学生支援、ハラスメント相談制度などによる制度化された学生支援およびカウンセラーなどによる専門的な学生支援の 3 階層の支援体制を整備している（資料 1）。看護学部では、学生支援として看護師・保健師国家試験合格に向けて、学生支援委員会のもとに国家試験対策委員会を置くことを委員会規程第 7 条に定め、進路・キャリア支援、学生相談（国家試験対策）、福利厚生を担当し支援を行い（資料 2）、その活動内容を教授会および教員会議に報告している。また、看護学部では、単科大学であることのメリットを活かし、教員 1 名あたり 15 名程度の学生支援アドバイザー（専任教員）を配置し、入学から卒業時まで学生生活や課外活動および就職活動に関する手厚い支援体制を整備している（資料 3）。学生支援アドバイザー制度については、4 年間持ち上がりで支援を行っていたが、1 年次の学習習慣づけと学部レベルの成績不振者への対応の課題として検討した結果、2025（令和 7）年度より 1、2 年次生は基盤教育および基礎看護学の教員が持ち上がりで支援を行い、3、4 年次生には専門科目を中心とした教員が受け持ち支援を行う体制としている。なお、本制度における学生支援の実態の可視化のため、2025（令和 7）年度より学生と教員に対して「学生支援アドバイザーの支援に関する調査」を開始したため、今後は調査結果を基に体制の評価を行い改善に努めることが課題である。（資料 4）

教育研究等の環境については、学生の学習ならびに教員の教育・研究活動が十分に行える

環境を整備するため、東北地域の特性を踏まえた「教育研究等環境の整備に関する方針」2025（令和7）年度を定め、毎年度の自己点検・評価により検証し、その結果に基づき継続的な改善を図っていく。（資料5）

看護学研究科では、修学上や健康上の問題に関して、研究指導教員、学生支援委員やカウンセラーが相談に対応する体制を整備している。2025（令和7）年度より、大学院生への支援の実態に関する調査「学生の学習および生活の実態調査」を実施したため、学生のニーズに対応する支援について検討することが課題である。（資料6）

各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

学生支援については、学生支援委員会および学務課が中心となり、学生支援アドバイザー教員とともに継続的な修学支援、生活支援、進路支援を行っている。修学支援については、アドバイザー教員および学務課の職員による相談体制を設けている。また、キャリア支援においては、進路資料相談室に非常勤の職員が配置されており、進路相談に加え面接や小論文の添削等などの指導にあたっている。また、求人票や先輩の就職試験体験集などが閲覧できる環境を整えている。生活支援においては保健管理委員会、学生支援アドバイザー、秋田赤十字病院の公認心理士等と連携し、学生の心身の健康保持増進について自己管理できるよう支援する体制としている。ハラスメント発生の場合には、複数のハラスメント相談員により学生の不利益を最小限にするよう適切な対応を行う体制があり、相談員については学内の掲示およびホームページにて周知している。（資料7）

学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する情報は、日本赤十字東北看護大学学生便覧に明示し、入学時に学生に配布するとともに大学ウェブサイト公開している。（資料8～資料9）また、ガイダンスにおいて、学生支援委員より学生に対して説明を行うとともに、掲示板を利用し学生に周知している。不明な点は、学務課および学生支援アドバイザーなどが随時学生からの質問に回答し対応している。大学施設・設備に関することや授業に関しては、RCT ぼーたんのトップ画面に「お知らせ」として表示し、タイムリーに伝達されるよう配慮している。（資料10）

看護学研究科においては、大学院履修ガイドに学生相談、ハラスメント、健康管理等について記載し説明している。また、掲示板にも掲載し、継続的に周知を図っている。（資料11）大学院生への支援の実態については「修学と生活に関する調査」結果より、大学院修了後の進路に関する助言、希望する就職先への提出書類の添削や採用試験に向けた面接練習などについて指導教員から支援を受けたという回答が得られている。（資料12）院生室については、24 時間使用できることや自分専用の机とパソコンが整備されているが、セキュリティに関しては、内鍵はあるものの、夜間滞在への不安が一部みられたことから、警備員による

夜間巡回を強化した。その結果、その後は不安に関する意見は寄せられていない。また、図書館の使用に関しては、「購入希望リクエスト」箱の活用を周知し、大学院生の意見も反映されるよう環境を整えた。

【修学支援（学習面）】

学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

入学初期段階において、専門科目の基盤となる理科系科目（生物等）の未履修者や不安を抱える学生に対し、リメディアル教育（補習教育）を実施している（資料 13）。これにより、基礎学力の平準化を図り、専門教育への円滑な移行を支援している。

学生 14～15 名程度に対し教員 1 名を配置する「アドバイザー制」を軸に、定期的な面談を実施している。成績不振者や学習の進捗に課題がある学生を早期に把握（早期警告）し、f-GPA（学業成績）等の客観的データに基づいた具体的な学習方法のアドバイスや、科目担当教員との橋渡しを行っている（資料 14）。

今後は、現在推進中のカリキュラム・プロジェクトにおいて、数理・データサイエンス（資料 15-1～資料 15-5）・AI 教育等の導入に合わせた新たな学習支援メニューを検討し、デジタル・リテラシーの向上を含めた包括的な修学支援体制へと発展させる計画である。

障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

看護学部では、多様な背景を持つ学生全員が平等に看護学を修得できるよう、「障害のある学生の支援に関する基本方針」（資料 16）に基づき、障がいのある学生や留学生の実態を個別に把握し、組織的な修学支援を実施している。加えて、障害者差別解消法および本学の規程に基づき、障がいのある学生からの申請に応じて「合理的配慮」を提供できる体制があるが、現在申請がない状況である。（資料 17）

学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

f-GPA（学業成績）の著しい低下や、授業・実習の欠席状況を教務委員会において把握している。基準に該当する学生に対しては、アドバイザー教員が即座に面談を実施し（資料 3）、困難の背景（学業、家庭、精神面等）を詳細に聴取することで、問題の深刻化を未然に防いでいる。

看護学実習において強いストレスや適応困難を感じている学生に対し、実習指導教員、アドバイザー教員、および学生相談室（カウンセラー）が連携して支援にあたっている（資料 1）。必要に応じて、休学や履修計画の変更（次年度再履修等）を柔軟に提案し、学生が心身を整えた上で学習を再開できるよう、中長期的な視点での伴走支援を行っている。

遠隔授業をはじめ教育等で I C Tを活用する場合は、I C T機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

学内に Wi-Fi 環境の整った「PC ルーム」や空き教室を常時開放し、安定した通信環境下で学習ができる体制を整えている。トラブル発生時には、事務局と連携したヘルプデスク機能を提供し、技術的な不安が学修の妨げにならないよう配慮している。

I C Tを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

通信負荷を軽減するため、動画の解像度調整や、授業資料（PDF 等）の事前配布を徹底している。動画だけでなくテキストベースの学修も併用することで、個々の通信環境に左右されにくい、レジリエンス（回復力）の高い教育提供を行っている。

【修学支援（経済面）】

学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度（授業料免除）を設け、意欲のある学生に学ぶ機会を提供している。（資料 18～資料 19）奨学金受給と返還に関する情報提供はガイダンスおよび受給手続きの際に説明し、本学ウェブサイト、奨学金説明会、RCT ぽーたる、学内掲示により広く学生に周知している。このほかに、随時、学務課学生係と学習支援アドバイザーが個別相談に応じている。

特待生制度は、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために見直しを行い、現在は特待生 A については一般入学選抜の成績上位 2 名に対し 1 年間の授業料免除を行い、特待生 B については各年度の成績上位 4 名に対し 1 年間の授業料半額免除を行っている。（資料 20）

【生活支援】

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の修学上及び健康上の課題に対し、学生の個々のニーズに応じた相談体制として、学生支援アドバイザーとともに、保健室に常駐する看護師やスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）による支援体制およびオンライン相談（TPEC）体制を整えている。カウンセリングは、週 2 回で 1 回 1 時間とし、月に 8 回設けている。2024（令和 6）年度は、のべ 20 名（実数 7 名）、2025（令和 7）年度はのべ 13 名（実数 6 名）の学生がカウンセラーを受診している。（資料 21）オンライン相談（TPEC）の利用状況（短大、大学院、教職員含

む)は、2024(令和6)年度は、のべ3件、2025(令和7)年度はのべ2件であった。(資料22) 学生支援アドバイザーは2年間持ち上がり制であり、学生を継続的にサポートする体制として有効であると評価する。

学校保健安全法と学内の「保健管理委員会規程」に基づき、毎年1回定期的に外部業者による健康診断を実施している。実施にあたっては、学生への案内を徹底し受診率の向上に努めており、検査結果に基づき校医が面接指導を行っている。また、入学時に提出を求めている予防接種の記録と結核の罹患歴を保健室の看護師がチェックし、健康診断時に行った抗体価検査結果に基づいて学生に必要なワクチン接種を説明し追加接種を奨励し、入学後のワクチン接種歴も保健室で一元管理している。毎年、秋田市内の病院の協力を得てインフルエンザワクチン接種を学内で実施している。また学生後援会からの助成を得て、学生の個人負担を1000円とし、予防接種の機会及び経費にかかる負担軽減を図っている。

入学生を対象に、「学生の身を守る研修会、たばこ講座」を実施し2025(令和7)年度は「学生の身を守る研修会」104名、「たばこ講座」87名が参加し、好評であった。(資料23) また、入学ガイダンスにおいては、本学のハラスメントの防止・対策について説明も行っている。学内にハラスメント相談員を配置し、「学生便覧」をはじめ学内掲示ポスターや本学ウェブサイトといった様々な媒体を通してハラスメント防止について周知を図っている(資料7～資料8)。

大学院生に対しては、「大学院履修ガイド」に学生相談、ハラスメント、健康管理等について記載、掲示板にも掲載し、継続して周知を図っている(資料11)。現時点において、留学生や障がいのある大学院生は在籍していないので、支援に関する該当者はいない。また、第一種奨学金を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が設定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度があることを、「大学院履修ガイド」により周知している。(資料11) また、修士課程で専門看護師(CNS)を養成する3つの教育課程(がん看護、精神看護、老年看護)が、「職業実践力育成プログラム(BP)」として文部科学省に認定されており、2025(令和7)年度の受講者は1名となっている。(資料24)。大学院生は、現職に戻る社会人学生と助産師免許を取得後に就職する学生が混在している。このうち、就職活動を行う予定の学生は、指導教員および進路指導相談室を活用し進路選択に関する支援を受けることができる体制がある。

学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

学生間の交流としては、学友会主催の「新入生交流会」、「スポーツフェスティバル」、「大学祭」、「ハロウィンパーティ」などのイベントを実施し、学生の交流の場となっている。この他、2025(令和7)年度には本学が主催となり日本赤十字看護大学交流会を実施した。全国の赤十字看護大学より30名の参加者が集い「災害と地域支援」をテーマに交流を深め

ることができた。企画の段階から学生支援委員および学務課学生係の支援のもと、全国の赤十字六大学の学生が一堂に会することで、互いの大学の特色や取り組みを知るとともに、学生同士のネットワークを広げることができた。（資料 25）

コロナ禍が明け、多くの授業が対面で実施されているため ICT による遠隔授業は大学ではほとんど行われていない。看護学研究科においては、社会人学生に配慮し遠隔授業を主として実施している。遠隔授業においても双方向のコミュニケーションを意識した授業設計により、学生が孤立しない配慮をすることが課題である。

〔進路支援〕

各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

学生の進路支援として、学年毎の進路ガイダンスや病院合同説明会の開催、非常勤の相談員を配置した進路指導相談室の整備をしている。学生支援委員会では、進路指導相談室の相談件数と進路実績に関する情報を適宜把握し、卒後の進路（進学・就職）が 100%となるよう連携している。（資料 26）

本学主催の全学生を対象とした「病院合同就職説明会」は、秋田県内および赤十字関連施設を中心に招聘し、主に 3 年生が参加した。学生からは「病院の状況がわかって良かった」「様々な施設を比較することができた」などの意見があった（資料 27）。参加施設を対象としたアンケート結果（資料 28）および近年の採用試験実施時期の早期化をふまえ、3 年次生のみならず低学年も参加可能な時期を検討し、より多くの学生が進路決定の機会にできるよう改善することが必要である。

2025（令和 7）年度の各キャリア支援に係る講座を 1 年次から 3 年次までを対象に複数回実施し（資料 29）、いずれも参加した学生からは好評であった（資料 30）。2025 年度には 2 年生を対象とした「卒業生による講話」を企画し、実施後のアンケートから自己のキャリアについて明確にイメージできたという回答が複数見られた（資料 31）。各学年のレディネスに合わせて、卒後の社会人基礎力の育成のために系統立てたキャリア支援講座の年間計画を立案し、計画に基づいて実施している。また、4 年生を対象として卒業時に「就職、進学に関するアンケート」と称し進路選択の理由などの調査を実施している。（資料 31_就職、進学に関するアンケート）学生は、自己のキャリア形成において学びたい分野に特化した病院や地元への貢献を視野に病院を選択していることが確認されているが、実習の体験から就職先の病院を決定している傾向がみられ、本調査結果を実習施設に伝えている。

また、2026 年度より、入学後から卒業時までの一貫したキャリア支援として、従来運用していた実習ポートフォリオに関するこれまでの分析と検討をふまえ、正課内・外活動を統括した「学修ポートフォリオ・アドバイザー面談記録」へ変更し運用を開始した（資料 32）。本様式を活用することにより、学生と教員の双方向のやり取りが可能となり、1 年次から 4

年次への成長を可視化することにつながる。キャリア支援の全体像は、大学ホームページにも公開し、広く周知している（資料 33）。

〔その他支援〕

上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

課外活動は、サークル活動の顧問である教員と学生支援委員会が主に、その活動を支援している。2025（令和 7）年度、サークル等の団体は赤十字奉仕団、バレーボールサークル、バスケットボールサークルなど 17 団体あり、延 247 名の学生が所属している。学友会活動に対し、学生が主体的に運営できるよう教職員の支援を要する場面があったが、計画した行事を開催することができた。特に「新入生交流会」では、赤十字に関する講話や学友会主催のサークル紹介や先輩からのメッセージ等が企画され、1 年生のほぼ全員が赤十字への理解を深め、交流会の満足度も高かった。（資料 34）その他、2025（令和 7）年度は日本赤十字 6 看護大学交流会の主催校となり、企画運営を行った。（資料 25）全国の赤十字看護大学より 30 名が参加し、「自然災害と地域支援」をテーマに交流を深めた。

その他、学生の経済的負担の軽減を図るため、学生後援会による学生支援として、国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、看護学実習に関する助成、学習備品の助成を継続して行っている。今後は「学生の学習および生活の実態調査」の結果に基づき、学生のニーズに沿った助成を検討する必要がある。

大学院生の正課外活動については、本学学部生と同様の支援体制を継続している。

〔学生の基本的人権の保障〕

ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

ハラスメントに関する苦情相談等については、「ハラスメントの防止規程」（資料 35）に沿って対応する体制が整備され、相談員マニュアル（資料 36）に沿った相談体制が整備されている。ハラスメントの相談件数は、2023（令和 5）年以降は、1 件である。（資料 37）

ハラスメントに関する研修会は、毎年教職員を対象に研修を行っている。研修会後のアンケート調査では“様々なハラスメントを知り、知識のアップデートの機会となった。”という意見や今後の職務に活かせると回答した割合が 93.7%を占め、有効であった（資料 38）。今後もハラスメントに関する研修を定期的で開催し、教職員間のハラスメント防止意識の向上を図り、学生が安心して学業に専念できるような環境を整えていく。

プライバシー権の保証については、業務上知り得た全ての個人情報を、個人の人格を尊重する赤十字の理念のもと、「個人情報の保護に関する基本方針」等に則り、プライバシーポリシーを定め遵守している。プライバシーポリシーは大学ウェブサイトにて広く公開している。学生に対しては、入学時に写真や動画に関する個人情報の利用目的に関する同意を書

面にて取得し、定められた目的以外に知り得た個人情報を利用していない。(資料 39)

苦情申し立てについては、RCT ぽ一たるの意見箱からの申し立てや学生支援アドバイザー、相談員、学務課などで受け付けている。

評価項目②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生支援委員会の主な課題は、学生の実態把握と課題の抽出、前回(2022(令和4)年度)の認証評価の課題として挙がっていた学生支援アドバイザーによる支援の可視化の2点である。

学生の実態把握については、「学生の学習および生活の実態調査(資料6)」を2025(令和7)年度より開始し、継続的に実施していた「卒業生の就業状況調査(資料40)」などと合わせて学生の実態把握及び社会に求められる学生の育成に活用している。

学生支援アドバイザー制度の可視化については、2025(令和7)年度から実態調査を開始している。(資料4)

国家試験対策に関する評価は、毎年度、その適切性について「国家試験対策委員会」が、保健師・看護師国家試験合格状況をうけ、対策の検証から次年度の対策の立案・実施する、国家試験合格率向上に向けた仕組みがある。

2022(令和4)・2023(令和5)年度にわたり看護師国家試験合格率が全国平均を下回ったことから、2024(令和6)年度は、教授会の下部組織である「学習成果の可視化プロジェクト」に国家試験における課題への取組み強化を目的とした「国家試験対策プロジェクト」が設置された。「国家試験対策プロジェクト」では支援体制における多側面における課題解決にむけて取り組みが実施された(2024年度単年度の取組み)。2025(令和7)年度以降も「国家試験対策プロジェクト」設置時の取組み(学生支援アドバイザー・卒業研究担当教員・国家試験対策委員会が連携した学生支援)を継続し学生とのつながりが途切れない体制を整え、国家試験合格状況を指標とする国家試験対策の検証を実施している。

この支援体制のもと実施された第115回看護師国家試験において、新卒者合格率が93.1%(第114回98.1%)に低下、全国合格率を下回る結果となった。不合格となった要因を学生の学習への取組み・国家試験対策から分析した結果、国家試験に向けた学習開始時期の遅

さ、国家試験対策に活用する問題集の未購入または未活用、国家試験に向けた学習にかかる風土の変化、また学習に必要な能力の習得だけでなく、学生個々のライフプラン、自身のキャリアビジョンとの乖離に課題を抱えていることが明らかとなった。

点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

「学生の学習および生活に関する実態調査」の結果より、学生のコピー代の負担、実習施設までの交通費の負担などが明らかとなり、2026（令和8）年度は同窓会と課題を共有したうえでコピーカードの助成を増額する支援を行った（資料7-41）。また、本調査の回収率が低かったため、2026（令和8）年度は調査時期・方法を変更する予定である。「卒業生の就業状況調査」において、調査の協力を得られた施設が本学卒業生に望むことは、倫理観の醸成、社会人基礎力、多重業務への対応であることが明らかになり、正課内・外の活動において意識して教育することを教員会議で周知した（資料42）。全国学生調査において「幅広い知識や多角的なものの見方」の項目で高い評価が得られたことは、これらの学生支援の取り組みの成果のひとつだと考えられる。（資料43）

「アドバイザーによる学生支援の実態調査」結果より、1・2年生、3・4年生と2年ごとの持ち上がり制度について、アドバイザー交代の際の関係構築の困難感や、教員によってアドバイザーとしての関わりの差があるとの意見が聞かれた。本結果については教員会議で報告し周知している（資料42）。2025（令和7）年度に改正したアドバイザー制度検証のため、今後も継続的に調査を実施する予定である。

最新の国家試験受験結果は、第112回保健師国家試験合格率（新卒）82.6%、第115回看護師国家試験合格率（全体）91.5%（新卒）93.1%（既卒）60.0%、就職率96.9%、進学者4名（資料9）であった。

第115回看護師国家試験合格状況の分析を経て、2026（令和8）年度において、国家試験対策委員会構成員に看護師国家試験対策に実績の有する教員をオブザーバーとして新たに設置することとし、国家試験対策における戦略の強化を図っていく。支援体制としては、学生の抱える課題に早期に気づくための複数の教員で支援する体制を継続するとともに、抽出された課題解決にむけ、早期からの国家試験対策へ取り組み、共通した教材を用いた学習計画・目標の共有を図ることを目的とした共通の参考書および過去問題集の購入、学生の学習にかかる風土の変化を背景として、「ひとりで学習する」ことの国家試験対策への影響を考慮し、学内における講座の拡充から受験生が大学で国家試験に取り組む機会を意図的に増やす取組みを計画していく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1) 学生支援アドバイザー制度の見直しと支援の可視化

2022（令和4）年度の認証評価結果を受け、2025（令和7）年度より1・2年次生は基盤教育および基礎看護学領域の教員、3・4年次生は専門領域の教員が担当する新制度を開始するとともに、学生支援アドバイザー制度の実態調査を開始した。これにより、新アドバイザー制度の問題点が明確になり、教員間で共有し周知を図った。

学生支援アドバイザー・卒業研究担当教員・国家試験対策委員会が連携した学生支援による学生とのつながりが途切れない支援体制

4年次生に対しては学生支援アドバイザー教員と卒業研究担当教員の複数で支援を行うことにより、学習面のみならず精神面のサポートができる体制としている。

2）低学年からのキャリア形成支援

学生支援委員会では、学年ごとにキャリア支援講座を計画し支援を実施している。従来は3年生を中心とした合同就職説明会を実施していたが、2026（令和8）年度からは、1～3年生が参加可能な日程に調整して開催を予定している。また、2025（令和7）年度より、2年生を対象とした「卒業生による講話」を開催するとともに、学修ポートフォリオを導入し、低学年の段階からキャリアイメージを明確に持てるようつとめた。

3）在学生および卒業生の実態調査と結果の活用

2025（令和7）年度より、在学生を対象に「学習および生活の実態調査」を開始し、経費負担問題（コピー代、交通費）に対する支援強化（コピーカード助成増額）を実施するなど、学生の声を支援に反映している。また、4年生を対象とした「就職、進学に関するアンケート」調査の結果を実習施設と共有し連携している。

4）全学年国家試験対策ロードマップを道標とした、低学年からの国家試験対策の積み重ね

国家試験対策委員会では、全学年に対してロードマップを作成し、体系的に国家試験対策の支援を行っている。

「問題点」

1）新学生支援アドバイザー制度の検証

学生支援の可視化として調査の基盤づくりはされたものの、継続的な調査及び評価が必要である。また、調査結果を踏まえ新アドバイザー制度の検証を推進する必要がある。

2）タイムリーな学生の実態把握と課題の抽出

学生のニーズに応える支援に向けて、学生の抱える課題をタイムリーに抽出する必要がある。また、調査結果の有効性を高めるために回収率を高めることも必要である。

3）保健師・看護師国家試験合格率低下

国家試験対策において、学生の抱える課題の早期発見および解決が急務である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

1) 新学生支援アドバイザー制度検証の推進

「学生支援アドバイザーの支援に関する調査」の定期的・継続的な実施と検証を行い、必要があれば制度の改正につなげる。また、調査結果および検証結果について教職員にフィードバックを行う。

2) 学生の実態把握の継続と課題抽出の推進

学生の実態把握に関する調査の定期的・継続的な実施により、学生の抱える課題をタイムリーに明確化する。そのためには、調査の回収率向上のために学生への調査協力の周知および調査方法・時期の検討を行う。これにより、2026（令和8）年度以降、より多くの学生から回答を得て、より有効性の高い学生支援へとつなげる。

3) 保健師・看護師国家試験合格率の向上

新たにオブザーバーを設置した国家試験対策委員会を構築していく。また、早期からの国家試験対策へ取り組み、共通した教材を用いた学習計画・目標の共有、学内における講座の拡充を図っていく。

「全体のまとめ」

本学は人道の理念に基づき、委員会・事務局・専門職が連携する3階層の支援体制を確立している。特に2025（令和7）年度から導入した新アドバイザー制度により、学年段階に応じたより専門的で手厚い支援が可能とした。全国学生調査で「幅広い知識や多角的なものの見方」が高評価を得たことは、こうした多面的な支援の成果だと考える。現在は調査を通じた「支援の可視化」により、データに基づく改善を図る基盤が整った段階にある。今後は、アドバイザー制度の継続的な検証や国家試験合格率向上のための連携強化など、PDCAサイクルを確実に運用し、学生ニーズに即した支援の質向上を追求していく。

4. 根拠資料

- 資料1 学生支援の基本方針
- 資料2 日本赤十字東北看護大学学生支援委員会規程
- 資料3 日本赤十字東北看護大学学生支援アドバイザー制度に関する内規
- 資料4 令和7年度アドバイザーによる学生支援の実態調査
- 資料5 教育研究等環境の整備に関する方針
- 資料6 令和7年度学生の学習および生活の実態調査（看護学部）
- 資料7 大学ウェブサイト（学生支援 ハラスメント防止への取り組み）
- 資料8 日本赤十字東北看護大学 学生便覧
- 資料9 大学ウェブサイト（学生支援）
- 資料10 RCT ぽーたる（お知らせ）

- 資料 11 日本赤十字東北看護大学大学院 履修ガイド
- 資料 12 令和 7 年度学生の学習および生活の実態調査（修士課程）
- 資料 13 新入生ガイダンス教務委員会説明資料
- 資料 14 令和 7 年度学生便覧
- 資料 15-1 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度の概要
- 資料 15-2 リテラシーレベル【MDASH -Literacy】申請要領
- 資料 15-3 認定状況
- 資料 15-4 R07_東北ブロック各県支部・病院連絡協議会_議事録_20251210
- 資料 15-5R07_第 9 回_教務委員会議事録_20260113
- 資料 16 障害のある学生の支援に関する基本方針
- 資料 17 修学上の合理的配慮に関する概要
- 資料 18 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部奨学金
規程
- 資料 19 日本赤十字東北看護大学特待生制度規程
- 資料 20 特待生制度について
- 資料 21 カウンセラー受診状況
- 資料 22 TPEC 利用状況
- 資料 23 たばこ講座参加者アンケート
- 資料 24 文部科学省 職業実践力育成プログラム（BP）認定制度について
https://www.mext.go.jp/content/20251219-mxt_syogai03-100000982_3.pdf
- 資料 25 令和 7 年度 第 15 回日本赤十字 6 看護大学学生交流会報告書
- 資料 26 令和 7 年度第 9 回大学学生支援委員会議事概要
- 資料 27 令和 7 年度病院合同就職説明会アンケート（学生）
- 資料 28 令和 7 年度病院合同就職説明会アンケート（参加施設）
- 資料 29 キャリア支援に関わる講座の実態状況
- 資料 30 キャリア支援に関わる講座のアンケート
- 資料 31 R7_第 11 回学生支援委員会資料 6_卒業生による将来のキャリアに向けた講話
に関するアンケート結果
- 資料 32 R7-第 11 回教員会議資料_(17-2)_学修ポートフォリオ_学生用_20260324
- 資料 33 大学ウェブサイト（看護学部 看護学科 キャリア形成支援）
- 資料 34 令和 7 年度新入生交流会アンケート
- 資料 35 日本赤十字東北看護大学ハラスメントの防止規程
- 資料 36 ハラスメント相談員マニュアル
- 資料 37 ハラスメント防止対策委員会報告
- 資料 38 令和 7 年度ハラスメント防止対策研修会アンケート
- 資料 39 大学大学ウェブサイト 本学概要 プライバシーポリシー

- 資料 40 令和 6 年度本学卒業生の就業状況調査の集計結果
- 資料 41 R8 第 2 回大学学生支援委員会議事録
- 資料 42 R08_第 1 回_看護学部教員会議議事録_20260423
- 資料 43 令和 6 年度全国学生調査（第 4 回試行実施）

【基準 8】教育研究等環境

1. 現状分析

評価項目①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

日本赤十字東北看護大学は、建学の精神および赤十字の基本原則である「人道」の理念に基づき、その使命を実現するため、学生の学習ならびに教員の教育・研究活動が十分に行える環境を整備することを重要な責務とし、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている（資料 1）。この方針を基に、2025（令和 7）年度第 2 回教学マネジメント会議において、学習環境整備及び教学関係の設備機器導入の策定・検証について検討している。その結果、2026（令和 8）年度においては、予算による一定の制約はあるものの本学における教育課程の運営に必要な学習環境や研究活動に必要な設備機器の整備が行われるものと認められることから、次年度の教育研究環境の整備を進めることについて了承している。

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針（2025（令和 7）年 10 月制定）」に基づき、施設設備の整備をはじめ、情報通信環境の充実、学術情報基盤の整備、教育研究活動の支援、研究倫理およびコンプライアンスの徹底を掲げている。これらを通じて、学生の学習ならびに教員の教育研究活動を推進するための環境を計画的に整備・維持管理することを重要な責務としている。

施設・設備の整備にあたっては、校舎・実習施設・教育研究設備を計画的に整備し、適切な維持管理を行っている。特に、雪国秋田にふさわしい安全性・快適性・衛生面の確保に配慮し、災害や非常時にも強い学習環境の構築に努めている。

教員の教育研究環境については、役職や専門領域等に応じて適切に研究室を配置するとともに、室内の什器および教育研究設備等を計画的に整備し、良好な研究環境の維持管理を行っている。これにより、教育活動および研究活動を円滑かつ効果的に遂行できる体制を整えている。

学生の学習環境の整備としては、学生が主体的に学習できる環境を確保するため、演習室

およびゼミ室を 20 室設け、自己学習等に利用できる体制を整えている。利用にあたっては、学務課カウンターに設置されたパソコンで申請を行う運用としている。また、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、母性・小児看護実習室、0A 教室についても、授業に支障のない範囲で学生に開放している。さらに、学内各所に机やテーブル等を配置し、休み時間等に自由に利用できる学習スペースを設置するとともに、学生食堂についても営業時間外は学習スペースとして開放している。

安全対策としては、コロナ禍以降の感染症対策への意識の高まりを踏まえ、各教室に換気設備を設置し、衛生環境の向上に努めている。加えて、近年、秋田県をはじめ全国的に熊による被害が発生している状況を踏まえ、自動ドアを手動に切り替える措置や構内への熊忌避剤の設置など、地域特性を踏まえた安全対策を講じている。また、防犯対策として構内各所に防犯カメラ 30 台を設置し、学生および教職員の安全確保に努めている。

さらに、大雨や豪雪等の自然災害が頻発している状況を踏まえ、本学体育館が秋田市指定の避難所となっていることにも配慮し、非常食を毎年度更新しながら備蓄するなど、非常時対応体制を整備している。あわせて、学生および教職員に対する非常時対策の周知・徹底を図り、災害時にも教育研究活動を継続できる体制の確保に努めている。

教員の教育研究環境の整備の一環として、本学における先駆的かつ独創的な教育研究並びに他機関との共同研究等の研究活動を推進し、もって本学の教育研究の向上と社会の発展に寄与することを目的とし、教育研究開発委員会は各教員に個人研究費支給、外部資金獲得に向けた支援、教育研究活動を促進する交流の場の提供、教育研究活動を公表する紀要の発刊を行っている（資料 2～資料 3）。個人研究費の支給については、外部資金獲得に向け申請を行った者や受託事業に従事した者は通常研究費より増額するといったインセンティブを付与している（資料 4-1～資料 4-3）。外部資金（研究助成）公募に関する情報は、企画課より随時メール、学内掲示板で周知している。また、科研費を中心とした外部資金獲得に向けた動機付けおよび採択率の向上につながる取り組みとして、①外部資金獲得に係る研修会（年 1 回）、②科研費申請書レビュー支援（10 件程度）③教育研究に関する交流会（年 3 回）を実施している（資料 5～資料 7）。研修会、レビュー支援は計画どおり実施し、外部資金（科研含む）申請数 15 件以上（研究開始年度 R5：11 件、R6：14 件、R7：9 件、R8：12 件）、採択率 30%（R5：22.2%、R6：41.7%、R7：12.5%、R8：未確定）の目標達成には一部至らなかったものの研究に取り組む手法や外部資金申請書作成に関する支援は整備されている（資料 5～資料 7）。また、教員が教育研究に関する情報交換の場として、教育研究に関する交流会を年 3 回実施し、満足度は 80%以上と高く教育研究活動促進につながる取り組みを推進できている（資料 7）。教育研究活動を公表する紀要は電子媒体で年 1 回発刊し、投稿時期などの要望については R5 年度に学内ニーズ調査を行い改善につなげている（資料 5-1～資料 5-2）。

学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整

備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

本学では、全館に Wi-Fi 環境を整備し、学生および教職員が学内のいずれの場所においても安定してネットワークを利用できる体制を構築している。これにより、授業内外における ICT 活用学習やオンライン資料の閲覧、研究活動等を円滑に行うことが可能となっている。

教員の教育研究活動を支える ICT 環境については、5 年ごとの ICT 機器更新に際し、利便性および安全性の向上を重視するとともに、教職員アンケートの結果を踏まえて機器整備を実施している。これらは、教育研究等環境の整備に関する方針（資料 1）に基づき、情報システム委員会においてネットワーク保守業者と綿密な協議を行った上で、利便性・安全性・信頼性に配慮したシステムを導入するものであり、効率的かつ持続可能な運用を実践している。

さらに、これらのシステムの円滑な活用を図るため ICT 推進員を配置し、技術的支援を行っている。加えて、学生および教職員の情報倫理を担保する観点から利用規程等を整備（資料 8）し、適正かつ健全な情報活用を促進している。

学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

学生に対しては、「学生便覧」（pp. 162-174）（資料 9）および「大学院履修ガイド」（pp. 142-154）（資料 10）に掲載している情報セキュリティに関する留意事項をもとに、入学時ガイダンスならびに新年度ガイダンスにおいて説明および確認を行っている。加えて、カリキュラム上の基盤教育科目「情報リテラシー」において、情報モラルやインターネット利用時の情報倫理について体系的に教授している。（資料 11）

教職員に対しても、情報セキュリティに関する各種規程を整備しているほか、2025（令和 7）年度には、生成 AI の利活用の拡大を踏まえ、「生成 AI の利用における基本方針」の策定に向けて検討を進めた。さらに、近年、日本国内においてサイバー攻撃が頻発している状況を踏まえ、教職員を対象にメールによる攻撃やフィッシング詐欺等を模擬した実践的な訓練をセキュリティ研修として複数回実施するなど、情報セキュリティ意識の向上および情報漏えい防止の徹底に努めている。（資料 12）

評価項目②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

本学の「教育研究等環境の整備に関する方針」（資料 1）に基づき、学術情報基盤は整備されている。蔵書については「蔵書構築方針」に従い収集している（資料 13）。看護大学と介護福祉短期大学部の図書館であるため、医療や介護に関する資料の割合が多い蔵書構成となっているが、2018 年養護教諭課程設置に伴い、養護教諭関連資料も充実させた。災害や赤十字関連資料も本学の特色となっている（資料 13）。蔵書数は図書・製本雑誌約 4 万 6 千冊（うち電子書籍：和書 30 冊、洋書 273 冊）、視聴覚資料約 3 千タイトル、購入学術雑誌は 58 タイトルを数える（資料 14）。教員の研究室に保管されている図書は所蔵数に含まないが、OPAC 専用パソコンで一覧を確認し利用することができる。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツについては、目録所在情報サービス NACSIS-CAT システムと、図書館間相互貸借サービス NACSIS-ILL、共用リポジトリサービス JAIRO Cloud に参加している。

学術情報へのアクセスについては、医学系を中心とした 6 つのデータベース（外国語データベース 3 つを含む）を契約しており、国内海外問わず、保健医療福祉に関連する広範な学術領域におよぶ学術論文情報をインターネット上で取得できる環境にある（資料 15）。なお、利用頻度が高い「医中誌 Web」については、「最新看護索引 Web」同様、学外からも利用できるようにリモートオプションを追加契約している。「CINAHL」については今年度から最上位モデルの「Ultimate」に変更し、外国雑誌論文の充実を図った。データベースの文献管理ソフトも契約しており、「卒業研究」とリンクした講習会を開催するなど、学術情報の活用の幅を広げる一助となっている。また、本学紀要は JAIROCloud を通じたリポジトリで外部公開している。

以上のように、図書館を拠点に、看護・介護・養護教諭等に関する学術資料を計画的に充実させてきている。図書館には、必要な専門的知識を有する職員を配置し、適切な学術情報サービスを提供するとともに、国内外の赤十字関連機関や全国の教育研究機関との連携を図り、ネットワークを活用した学術情報の共有を推進している。

図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

図書館には、学生及び教員の利用のために専門的な知識を有する司書 2 名を配している（資料 11）。

本学図書館は、2 階と 3 階の 2 フロアから成り、延べ床面積は 835.02 m²、座席数は 118 席である（資料 10）。3 階閲覧室には個人用 AV ブースが 4 席あり、2 階 AV ルームには、8 人用 AV システムを 2 つ、3 人用 AV システムを 1 つ有している。そのほか、OPAC 専用パソコン 1 台、情報検索用パソコン 2 台、卒業論文検索パソコン 1 台、貸出用ノートパソコン 9 台があり、頻繁に利用されている。Wi-Fi 環境も整っているため、貸出用ノートパソコンは館

内でも館外でも利用可能である（資料 12）。

授業期間中の平日は、9:00 から 21:30、土曜日は 10:00 から 17:00、日曜日は 10:00 から 15:00（学内者のみ）を開館時間としているが、試験や実習、長期休業や大学行事なども考慮し、柔軟な対応をしている（資料 13）。

本学図書館においては、ノートパソコンやレファレンスブック、視聴覚資料などを館外へ貸し出すことにより、各室にホワイトボードが設置された演習室、学生ロビーやラウンジ等、学内の希望場所で利用できるようにしている。

評価項目③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。
また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

「教育研究等環境の整備に関する方針（2025（令和 7）年 10 月制定）」では、「4. 教育研究活動の支援」として「教育研究の質の向上と研究活動の活性化を図るため、教員の研究時間や研究費を確保するとともに、研究室や実習環境を充実させる。また、若手研究者の育成に努めるとともに、秋田の地域性に即した地域医療や看護・介護に関する研究を推進し、地域社会および秋田赤十字病院との連携を強化し、地域社会に貢献できる成果を生み出す環境を整える。」と方針を定めている（資料 1）。

研究費については、毎年度の物価や大学の財政状況等を踏まえ、教育研究開発委員会において、年度初めに教員の職位ごとに支給する個人研究費を定めており、前年度に研究代表者として外部資金に申請した者等に対しては研究費の額を増額するなど、適切な額を支給している（資料 4-1～資料 4-3）。各教員には、年度始めに研究計画書を、年度末には個人研究実績報告書を提出させるとともに、「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部研究費運用規程」に基づき、適切な研究費の執行確保に努めている（資料 19）。

研究室については、「教員の研究室割当ての基本的考え方（基本方針）」に基づき、新任教

員と退任教員の入替え時や教員の昇格時に、各教員の職位に応じて適切な面積の研究室を割り当てるとともに、机・書棚・ロッカー・電話・パソコン等、標準的な備品等を定めて配置するなど、研究環境の整備を図っている（資料 20-1～資料 20-2）。

実習施設については、基礎看護、母性・小児看護、成人・老年看護、公衆衛生看護学・教職課程の各実習室を確保するとともに、実習内容や社会情勢の変化等に応じて必要な設備や備品を整備・更新し、良好な実習環境の整備を図っている。

研究活動の支援としては、DX 化など時代に即した教育研究活動を推進するに当たり、あらゆるオープンデータを取り扱う際のリテラシー向上に対応できるよう、R7 年度に「授業と著作権」をテーマとした研修会を開催し教育研究に取り組む上で必要な知識の獲得に努めた（資料 21-1～資料 21-3）。また、臨床と大学の連携、大学の研究活動促進のために秋田赤十字病院への看護研究支援を教員が行う取り組みを実施している。教育研究開発委員会が教員と病院の研究班とのマッチングを行い、研究支援実施後のアンケート結果を踏まえた看護部との協議により研究支援の体制整備へ活かす取り組みを進めている（資料 22-1～資料 22-3）。

若手研究者育成のための仕組みの整備としては、R6 年度から研究手法の獲得をねらいとした勉強会を開始した。質的研究、量的研究に精通した講師を招き、課題論文を抄読しディスカッションを行う方式で R6 年度 3 回、R7 年度 2 回実施した（資料 6～資料 7、資料 23-1～資料 23-5）。

さらに、秋田の地域性に即した地域医療や看護・介護に関する研究を推進する取り組みとして、R7 年度より看護大学卒業後のキャリア志向に関する研究プロジェクトとして、学生および医療機関へ調査を行う取り組みを開始している（資料 24）。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、研究倫理および研究活動の不正防止に関して、全学的規程に基づき体制整備および運用を行っている。（日本赤十字東北看護大学・同介護福祉短期大学部研究倫理審査委員会規程、日本赤十字東北看護大学・同介護福祉短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程）（資料 25～資料 26）

これらの規程に基づき、教職員および大学院生を対象として、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を継続的に実施している。具体的には、2023（令和 5）年度以降、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の e ラーニングシステムを活用し、オンデマンド形式による研修を実施している。研修内容は、各年度の自己点検・評価結果や受講者アンケートを踏まえて改善を重ねている。（資料 5-2、資料 27-1～資料 27-3、資料 28-1～資料 28-3）

受講状況については、中間時点では各年度とも受講率が半数にも満たなかったが、周知およびリマインドを徹底した結果、最終的には教職員・大学院生の対象者全員が受講し、各年度受講率 100%を達成している。（資料 29-1～資料 29-3）

また、研究倫理に関する審査体制として、学内に研究倫理審査委員会を設置し、原則として毎月（8月を除く）開催している。各年度において開催し（R5：9回、R6：11回、R7：10回）、申請に対して適切な審査を実施している。審査にあたっては、事前に担当委員が申請書類を精査し、指摘事項を整理したうえで審議を行っている。（資料30～資料32）

また、研究不正防止に関する研修会は、年1回7月に実施している。研修の理解度はどの研修項目においても「理解できた」「まあまあ理解できた」併せて80%以上（R6～R7年度の研修。R5の研修は質問の形式が異なり、分析対象から除外した。）であり、研究不正該当事例は発生していない（資料33～資料34）。

研究活動の不正防止については、日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部公的研究費運営・管理規程第3条第2項に基づき、毎年度当初に公的研究費不正防止計画を策定するとともに、計画に基づき「不正防止ポスター」の掲示や「不正防止の啓発メール」の配信、コンプライアンス研修や公的研究費に係る内部監査の実施等に取り組み、研究費の不適切な執行の防止に努めている（資料35-1～資料35-4）。

評価項目④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

2025（令和7）年度第2回教学マネジメント会議において、「教育研究等環境の整備に関する方針」を基に、教育研究等環境に関わる事項を点検・評価している。2025（令和7）年度は、OA教室及びLL教室のPCの老朽化や業務効率化のための生成AIシステムの導入等の課題に対し、学習環境整備及び教学関係の設備機器導入の策定・検証について検討している（資料36-1～資料36-2）。

また、「教育研究等環境の整備に関する方針（2025（令和7）年10月制定）」では、「6. 教育研究環境の点検・改善」として「教育研究等環境の適切性は、毎年度の自己点検・評価により検証し、その結果に基づき継続的な改善を図る。学生・教職員・地域社会の声を反映させながら、学習と研究の質を高めるための改善サイクルを確立する。」という方針を定めている（資料1）。教育研究等環境に関わる事項については、教育研究開発委員会、研究倫理審査委員会、企画課、経理課等の委員会・部局が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価の結果、外部資金獲得に向けた研修会の受講者が少ないという研修方法に関する課題、本学の教育研究成果の公表の場である紀要の投稿数が少ないという課題が抽出された（資

料 5～資料 7)。

点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2025（令和 7）年度第 2 回教学マネジメント会議において、教育研究等環境に関する事項を点検・評価している。その結果、2026（令和 8）年度においては、予算による一定の制約はあるものの本学における教育課程の運営に必要な学習環境や研究活動に必要な設備機器の整備が行われているものと認められることから、PC の更新や生成 AI システムの導入等、次年度の教育研究環境の整備を進めることについて了承している。今後は、その成果や課題を適切に把握していく予定である（資料 36-1～資料 36-2）。

教育研究開発委員会における点検・評価により、取り組んだ項目としては二点ある。一点目として、外部資金獲得に向けた研修を年間通じていつでも視聴可能なオンデマンド方式としたところ非常に視聴者数が少なく受講につながる研修方法ではないという課題が R5 年度に挙げられた。この評価を受け、R6 年度から FDSD 研修として位置づけ、年 1 回の対面研修＋期間限定オンデマンド方式に切り替えたところ受講者が増加し 9 割以上の参加率となった（資料 5～資料 6）。今後は研修受講者が外部資金（科研費等）の申請に至るよう支援する取り組みを進めていく予定である。二点目として、紀要の投稿数が減少しているといった課題が R5 年度に挙げられた。R5 年度に学内で紀要に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ R6 年度には投稿者資格の拡大、投稿論文の種類を整理して投稿の門戸を広げる、といった投稿規程の改正を行った（資料 5～資料 6）。今後も定期的にアンケート調査を実施し、投稿数を確保できるような取り組みを進めていく予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1）教員の教育研究環境の整備

教員の教育研究環境の整備として、個人研究費の支給に加え外部資金獲得に向けた研修会や申請書レビューといった方策を講じ、研究活動に対する意識啓発や採択率の向上をねらいとしたスキルの獲得ができるよう取り組みを行うことにより環境整備を進めている。

2）教育研究の質の向上への取り組み

研究に関する様々な倫理を始めとするリテラシー向上を意図した研修をすることにより、教育研究の質の向上を図っている。さらに、教育研究に関する交流や成果を公表する機会を提供し、教員間の交流促進や本学教育研究成果の公表に努めている。

「問題点」

1) 外部資金獲得への動機づけ・科研採択率の向上

研修会の開催や科研申請書レビュー支援などに取り組むことにより、外部資金応募件数、採択率が向上した年もあったが、まだ目標達成には至っていない。

2) 研究倫理教育のさらなる充実の必要性

研究倫理に関する現状の取組は概ね適切に実施され、研究倫理および不正防止に関する教育は継続的に実施されているが、研究環境の変化や不正事案の多様化を踏まえ、コンプライアンス教育の内容をより実践的かつ高度なものへと充実させる必要がある。

3) 研究倫理教育研修の受講時期の偏り

e ラーニングの導入により受講しやすい環境は整備されているが、受講が研修期間の後半に集中する傾向があり、期初から中間時点までの受講率が低い状況が見られる。結果として、研究開始前の十分な倫理教育の機会確保という観点では改善の余地がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

1) 研究活動に取り組む意識の醸成

今後は、研究活動に取り組む意識の醸成に一層努めることにより外部資金獲得数を増やす取り組みを進めていくほか、研究助成に応募する意欲のある者が確実に採択されるような支援体制の強化に努めていく必要がある。

2) 研究倫理教育内容の進化および早期受講促進への取り組み

研究倫理教育については、受講者アンケートや社会的動向を踏まえ、内容の高度化・実践化を図る。研修受講の早期化を促進するため、年度当初からの計画的な周知および受講状況の可視化・管理を強化する。必要に応じて受講期限の設定方法やフォロー体制を見直し、計画的な受講を促す仕組みを検討する。

「全体のまとめ」

学生、教員の教育研究環境等の整備は、図書館を含む校舎や ICT 環境等のハード面においては、経理課、図書館、情報システム委員会、ソフト面においては企画課、教育研究開発委員会が規程に基づき適切に整備・運用し、活発な教育研究活動に寄与している。今後は、教員の研究活動の活性化を意図した環境整備や支援体制の強化により、研究活動に取り組む意識をさらに醸成していくことが求められる。

また、研究倫理審査および研究倫理教育の体制は、規程に基づき適切に整備・運用されている。研究倫理審査委員会は、多様な専門領域および一般の立場を含む委員により構成され、事前審査を含めた丁寧な審議が行われており、研究対象者の権利保護およびインフォームド・コンセントの適切な実施に寄与している。また、研究倫理教育についても、APRIN を活用した体系的な e ラーニングの導入により、全対象者の受講率 100% を達成しており、不正

防止に向けた基盤は確立されていると評価できる。今後は、教育内容のさらなる充実と受講時期の適正化を図ることで、研究倫理遵守の実効性を一層高めていくことが求められる。

4. 根拠資料

- 資料 1 教育研究等環境の整備に関する方針
- 資料 2 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部教育研究開発委員会規程
- 資料 3 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部紀要投稿規程
- 資料 4-1 2024 年度 個人研究費等の執行手続きについて
- 資料 4-2 2025 年度 個人研究費等の執行手続きについて
- 資料 4-3 2026 年度 個人研究費等の執行手続きについて
- 資料 5-1 R5 自己点検・評価シート（大学）【教育研究開発委員会】
- 資料 5-2 R5 自己点検・評価シート（大学）【研究倫理審査委員会】
- 資料 6 R6 年度中期計画の施策と年度事業計画の点検・評価シート（大学）【教育研究開発委員会】
- 資料 7 R7 年度事業評価シート（大学）【教育研究開発委員会】
- 資料 8 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部情報ネットワークシステム利用管理規程
- 資料 9 学生便覧 2025
- 資料 10 2025（令和 7）年度 履修ガイド
- 資料 11 2025 看護学部看護学科シラバス「情報リテラシー」
- 資料 12 情報漏洩防ぐくんレポート
- 資料 13 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部図書館蔵書構築方針
- 資料 14 日本赤十字東北看護大学図書館資料報告（2025 年度期中）
- 資料 15 日本看護図書館協会 2024 年度会員実態調査 ＊2025 年度は未実施
- 資料 16 日本図書館協会図書館調査 2025
- 資料 17 文部科学省学術情報実態調査（令和 7 年度）
- 資料 18 図書館利用案内
- 資料 19 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部研究費運用規程
- 資料 20-1 教員の研究室割当ての基本的考え方（基本方針）
- 資料 20-2 研究室（必需品）について
- 資料 21-1 R7 年度第 7 回教育研究開発委員会_オープンリソース活用促進研修について
- 資料 21-2 「AXIES 著作権出前講習会」実施報告書

- 資料 21-3 オープンリソース活用促進研修会アンケート結果
- 資料 22-1 臨床（秋田赤十字病院）への研究支援 実施要領（R5 年度）
- 資料 22-2 臨床（秋田赤十字病院）への研究支援 実施要領（R6 年度）
- 資料 22-3 臨床（秋田赤十字病院）への研究支援 実施要領（R7 年度）
- 資料 23-1 R6 年度第 2 回教育研究開発委員会_新規勉強会企画について
- 資料 23-2 R6 新規勉強会ポスター
- 資料 23-3 R7 年度第 3 回教育研究開発委員会_めざせ研究会のオータニ年間計画について
- 資料 23-4 R7 第 1 回勉強会ポスター（めざせ研究会のオータニのつどい）
- 資料 23-5 R7 第 2 回勉強会ポスター（めざせ研究会のオータニのつどい）
- 資料 24 令和 7 年度第 4 回教育研究開発委員会資料（研究プロジェクト）
- 資料 25 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部研究倫理審査委員会規程
- 資料 26 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- 資料 27-1 令和 5 年度研究倫理教育研修会企画
- 資料 27-2 令和 6 年度研究倫理教育研修会企画
- 資料 27-3 令和 7 年度研究倫理教育研修会企画
- 資料 28-1 令和 5 年度研究倫理教育研修会アンケート結果
- 資料 28-2 令和 6 年度研究倫理教育研修会アンケート結果
- 資料 28-3 令和 7 年度研究倫理教育研修会アンケート結果
- 資料 29-1 令和 5 年度研究倫理教育研修会受講状況一覧
- 資料 29-2 令和 6 年度研究倫理教育研修会受講状況一覧
- 資料 29-3 令和 7 年度研究倫理教育研修会受講状況一覧
- 資料 30 R5 研究倫理審査委員会議事録
- 資料 31 R6 研究倫理審査委員会議事録
- 資料 32 R7 研究倫理審査委員会議事録
- 資料 33 2024 教育研究開発委員会共催 FD・SD 研修会アンケート集計結果
- 資料 34 2025 教育研究開発委員会共催 FD・SD 研修会アンケート集計結果
- 資料 35-1 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部公的研究費運営・管理規程
- 資料 35-2 公的研究費不正防止計画
- 資料 35-3 不正防止啓発ポスター
- 資料 35-4 公的研究費の適正な執行に向けて
- 資料 36-1 令和 7 年度第 2 回教学マネジメント会議資料
- 資料 36-2 令和 7 年度第 2 回教学マネジメント会議議事録

R5 年度教育研究開発委員会議事録（第 1 回～11 回）

R6 年度教育研究開発委員会議事録（第 1 回～11 回）

R7 年度教育研究開発委員会議事録（第 1 回～11 回）

【基準 9】社会連携・社会貢献

1. 現状分析

評価項目①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

学校法人日本赤十字学園は「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」第2条において、大学においては、看護および介護福祉に関する教育・研究事業とともに、それらに関連する「日本赤十字社と連携した事業」および「地域等と連携した社会貢献事業」を実施することを明示している（資料1）。本規程に基づき、日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部は「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部憲章」（以下、「大学憲章」）において、「教育・文化の向上を通じて地域の発展と活性化に貢献」するために、「地域との連携を深め、研究者、学生、臨床指導者の双方向交流を促進し、ボランティア活動、災害・防災教育を推進」する方針を明示している（資料2）。

大学憲章の方針に基づき、本学は社会連携・社会貢献を推進する組織として、「赤十字教育委員会」およびその下部組織として「赤十字防災ボランティアステーション」を設置している。赤十字教育委員会は、「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部赤十字教育委員会規程」に基づき、社会連携・社会貢献に関連する事業として、赤十字教育、災害救護訓練、および赤十字防災ボランティアステーションの運営を所掌している（資料3）。赤十字防災ボランティアステーションは、「日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部赤十字防災ボランティアステーションの運営に関する細則」に基づき、地域における防災・減災教育を所掌している（資料4）。

本学は、赤十字の理念、歴史、活動を広く普及することを目的に「赤十字・国際人道教育フォーラム」を年1回開催し、毎回、高大連携協定を締結している聖霊学園高校の学生を招待している（資料5-1～資料5-7）。また、日本赤十字社秋田県支部と共催で「赤十字キッズタウン」にブースを出展している（資料6-1～資料6-6）。さらに、同支部の赤十字救急法指導員の協力のもと、本学は年1回災害救護訓練を開催している（資料7-1～資料7-6）。

その他、令和7年度の新規事業として、明治安田生命保険相互会社秋田支社と包括パートナーシップ協定を締結し、同社主催の「こどもシゴト博」にもブースを出展している（資料8-1～資料8-3）。

赤十字防災ボランティアステーションは、赤十字防災キャンプ（夏季・冬季）や「3.11 私には忘れない未来につなげるプロジェクト」を通して、学生を対象に防災・減災教育を展開している。また、本ステーションは、地元の新聞社が主催する「AKITA 防災キャンプフェス」を後援している（資料9-1～資料9-10）。

令和6年度から、本学では所定の赤十字関連科目を修得するとともに、様々な赤十字活動の実践を行ったと認められる学生に「赤十字マイスター認定証」を交付する「赤十字マイスター制度」を導入し、学生による赤十字活動、防災・減災活動、およびボランティア活動の推進を図っている（資料10-1～資料10-7）。

以上のように、憲章が明示する方針に基づき、本学の教職員および学生は地域の関連機関と連携し、大学が有する教育研究成果を適切に地域社会に還元している。また、学生による社会貢献活動を奨励する制度を設けている。

社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は、上記した赤十字・国際人道教育フォーラムに聖霊学園高校の生徒および職員を招待し、赤十字の理念、歴史、活動の普及に貢献している（資料5-1～資料5-7）。また、日本赤十字社秋田県支部および明治安田生命保険相互会社秋田支社と連携し、赤十字キッズタウンおよびこどもシゴト博に実習着の試着、車いす操作、傷の手当などを体験できるブースを出展している（資料6-1～資料6-6、資料8-1～資料8-3）。これらの事業は、急速に少子化が進む地域社会において、子どもたちの健全な育成や将来の赤十字の担い手となる人材の育成に貢献している。

防災・減災に関する事業については、本学は、赤十字防災ボランティアステーションを中心に、平時から防災キャンプを企画し、本学の学生に災害ボランティアに必要な知識・能力を修得する機会を提供し、災害現場において活躍が期待される災害ボランティアの育成に貢献している。また、本ステーションは定期的に秋田県、秋田県内の市町村、および教育機関などに講師を派遣し、地域の防災・減災の取り組みを支援している。さらに、上記したAKITA 防災キャンプフェスは、新型コロナウイルス感染症の影響が収束した令和6年度から再開され、令和6年度は3,246人（資料11）、令和7年度は約3,600人が来場した（資料12）。このように本事業は、本学が有する防災・減災に関する知見を還元する貴重な機会となっている。

一方、災害時において、本学は、日本赤十字社秋田県支部をはじめ、被災した市町村、社会福祉協議会、NPOなどと連携し、教職員および学生ボランティアを被災地に派遣している。令和5年度は秋田県豪雨災害（同年7月）および能登半島地震（令和6年1月）、令和6年

度は秋田県から山形県にかけての豪雨災害（同年 8 月）、令和 7 年度は秋田県豪雨災害（同年 8 月）において、本学の教員および学生が災害対応に当たり、被災家屋の復旧や被災者の生活支援に貢献している（資料 13-1～資料 13-8）。

以上のように、平時・災害時両面において、本学では、赤十字教育委員会および赤十字防災ボランティアステーションを中心に、人材育成、防災・減災、災害対応などの地域社会の課題解決に取り組んできた。そして、本委員会・ステーションが所掌する赤十字キッズタウン（資料 6-1～資料 6-6、資料 14）、AKITA 防災キャンプフェス（資料 9-7～資料 9-10、資料 15）、および災害ボランティア活動（資料 13-1～資料 13-8）は各施設のホームページや報道機関などで紹介され、本学の存在価値の向上に貢献している。

評価項目②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

赤十字教育委員会および赤十字防災ボランティアステーションでは、アンケートや開催報告書を用いて自己点検を行い、個別事業の成果と課題を把握している。

赤十字・国際人道教育フォーラムについては、本学だけでなく聖霊高校の生徒も参加しており、赤十字の理念と活動を高校生に普及することにつながっている（資料 16）。赤十字キッズタウンについては、本学に加え、日本赤十字社秋田県支部、秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター、秋田赤十字乳児院もブースを設け、日赤の幅広い活動をお仕事体験という形で普及する貴重な機会となっており、地域の子どもたちに好評を得ている（資料 17）。AKITA 防災キャンプフェスについては、例年多数の方が来場している。令和 6 年度も当初 2 日間の開催予定のところ、雨天により 1 日間の開催期間を短縮したにもかかわらず、3,246 人が来場した。このように、本事業は、県内の各団体・企業の防災の取り組みを地域の方々に広く普及する貴重な機会となっている（資料 18）。こどもシゴト博については、赤十字キッズタウンと同様に、地域の子どもたちに学びの機会を提供する機会となっており、出展社満足度も約 95%に達している（資料 19）。赤十字マイスター制度については、年度末に各学生のポイントを集計し、赤十字活動やボランティア活動への貢献度を評価する仕組みになっている（資料 10-2）。

上記した成果がある一方、課題もある。災害救護訓練については、学生にループリック形式のフィードバック用紙を配布し、自己の技術（トリアージ、搬送、応急処置）を振り返る機会を設けているが、これを体系的に集計し、訓練の課題の抽出・改善にはまだつなげられていない。令和 7 年度に初めて県内で開催されたこどもシゴト博については、本学、秋田赤十字病院、秋田赤十字乳児院がブースを出展したものの、赤十字間の連携があまりなく、連帯感を十分に出せなかった。災害ボランティア活動については、県内外で活動しているものの、被災地までの学生の移動手段が課題となっている。また、ボランティア活動に参加するのが特定の学生に限定されている点も課題である。

点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

上記した自己点検の評価に基づき、令和 8 年度以降、以下のような改善を行うことを検討している。

災害救護訓練については、フィードバック用紙を集計し、学生がどの救護技術に課題を抱えているかや学生自身の成長実感等を明確にし、災害救護訓練のプログラムの改善につなげていく。こどもシゴト博については、出展する他の赤十字関連施設と事前に打ち合わせを行い、連帯感を生むような演出を検討していく予定である。ボランティア活動の推進については、赤十字マイスター制度の周知を行うとともに、認定要件（ポイント）の改正も検討していく予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1) 災害対策に関する豊富な知見

本学は平時において、地域における防災・減災の取り組みを支援するだけでなく、災害時、教職員および学生を災害ボランティアとして被災地で活動している。これらの事業は地元メディアでも度々紹介され、高い社会的評価を得ている。

2) 外部とのネットワーク

本学は、日本赤十字社関連施設だけでなく、秋田市社会福祉協議会、聖霊学園高校、明治安田生命保険相互会社秋田支社などと各種協定を締結しており、これらのネットワークを生かし、赤十字活動の普及や地域の子どもの健全な育成に貢献している。

3) 赤十字マイスター制度

令和 6 年度および令和 7 年度の赤十字マイスター認定者数はいずれも 11 名であった。認定された学生の多くは、本学が主催する防災キャンプや地域におけるボランティア活動に積極的に参加しており、学生にとって、本制度は社会貢献活動への参加の動機づけになっていると推察される。

「問題点」

1) 災害救護訓練の成果分析

学生の自己評価用にループリック形式のフィードバック用紙を使用しているものの、学生の学びを体系的に分析するために、この評価基準が活用されていない。

2) ボランティア活動の推進

赤十字活動およびボランティア活動に積極的に参加するのは特定の学生に限られている。

このうち、災害ボランティアについては、人材育成に取り組んでいるものの、実際に災害が発生した場合、被災地までの移動手段の確保に課題がある。令和6年8月に発生した豪雨災害において、本学の学生・教職員は秋田県にかほ市と山形県酒田市で災害ボランティア活動を実施した。酒田市での活動については、秋田県がボランティアバスを手配したため、13名の学生が参加したものの、にかほ市での活動については、現地集合としたため、参加した学生は1名に留まった。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

全般的に、本学が主催・共催する種々の活動は地域社会の課題解決に貢献している。一方、残された課題もある。

「改善・発展方策」

1) 災害救護訓練の評価基準の導入

本訓練は日本赤十字社秋田県支部の協力のもと、4年生を除く全学生が参加する大学行事で、これまで本学の存在価値の向上に大きく寄与してきた。今後、本訓練のさらなる発展のために、学生の学びを体系的に分析するために、客観的な評価基準の導入が必要である。

2) ボランティア活動の推進

本学学生による社会貢献活動への参加を推進するために、ガイダンスなどで赤十字マイスター制度の周知を図るとともに、認定要件の改正も検討する。

災害ボランティアについては、学生の参加を容易にするために、移動手段の確保が重要である。赤十字防災ボランティアステーション専用の車両の手配が最も望ましいが、予算的に困難な場合は、地方公共団体や県内の大学と連携して車両を手配するしくみが望まれる。

「全体のまとめ」

本学はこれまで外部とのネットワークを生かし、災害救護訓練、災害分野を中心としたボランティア活動、ボランティアの育成、および地域の児童・学童などとの交流と通じて、地域連携および地域社会の発展に貢献してきた。今後、赤十字マイスター制度を基軸に、社会

貢献のさらなる推進を図っていく。

4. 根拠資料

- 資料 1 学校法人日本赤十字学園看護大学規程
- 資料 2 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部憲章
- 資料 3 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部赤十字教育委員会規程
- 資料 4 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部赤十字防災ボランティアステーションの運営に関する細則
- 資料 5-1 第 14 回赤十字・国際人道教育フォーラム ポスター・チラシ
- 資料 5-2 R5 赤十字・国際人道教育フォーラム 座席表
- 資料 5-3 第 15 回赤十字・国際人道教育フォーラム ポスター・チラシ
- 資料 5-4 R6 赤十字・国際人道教育フォーラム 座席表
- 資料 5-5 第 16 回赤十字・国際人道教育フォーラム ポスター・チラシ
- 資料 5-6 R7 赤十字・国際人道教育フォーラム 座席表
- 資料 5-7 高大連携に関するアンケート 第 16 回赤十字・国際人道教育フォーラム
- 資料 6-1 赤十字キッズタウン 2023 チラシ
- 資料 6-2 赤十字キッズタウン 2023 イベントパンフレット
- 資料 6-3 赤十字キッズタウン 2024 チラシ
- 資料 6-4 赤十字キッズタウン 2024 イベントパンフレット
- 資料 6-5 赤十字キッズタウン 2025 チラシ
- 資料 6-6 赤十字キッズタウン 2025 イベントパンフレット
- 資料 7-1 2023 年度災害救護訓練実施要領
- 資料 7-2 2023 年度災害救護訓練講師派遣依頼文（日赤秋田県支部）
- 資料 7-3 2024 年度災害救護訓練実施要領
- 資料 7-4 2024 年度災害救護訓練講師派遣依頼文（日赤秋田県支部）
- 資料 7-5 2025 年度災害救護訓練実施要領
- 資料 7-6 2025 年度災害救護訓練講師派遣依頼文（日赤秋田県支部）
- 資料 8-1 こどもシゴト博 2025 in 秋田 チラシ①
- 資料 8-2 こどもシゴト博 2025 in 秋田 チラシ②
- 資料 8-3 こどもシゴト博 2025 in 秋田 チラシ③
- 資料 9-1 赤十字防災キャンプ開催要項 2023
- 資料 9-2 赤十字冬季防災キャンプ開催要項 2023
- 資料 9-3 赤十字防災キャンプ開催要項 2024
- 資料 9-4 赤十字冬季防災キャンプ開催要項 2024
- 資料 9-5 赤十字防災キャンプ開催要項 2025

- 資料 9-6 赤十字冬季防災キャンプ開催要項 2025
- 資料 9-7 第 5 回 2024AKITA 防災キャンプフェス チラシ①
- 資料 9-8 第 5 回 2024AKITA 防災キャンプフェス チラシ②
- 資料 9-9 第 6 回 2025AKITA 防災キャンプフェス チラシ①
- 資料 9-10 第 6 回 2025AKITA 防災キャンプフェス チラシ②
- 資料 10-1 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部赤十字
マイスター制度に関する内規
- 資料 10-2 赤十字マイスター制度に関する内規の運用に関する申し合わせ
- 資料 10-3 赤十字マイスター制度のご案内
- 資料 10-4 赤十字マイスターへの道
- 資料 10-5 赤十字マイスター認定要件（別表 1）
- 資料 10-6 赤十字活動参加証明書
- 資料 10-7 赤十字マイスター認定証、副賞タンブラーデザインについて
- 資料 11 第 5 回 2024 AKITA 防災キャンプフェス開催報告書
- 資料 12 R7 事業評価シート（大学）【赤十字教育委員会】
- 資料 13-1 令和 5 年秋田県豪雨災害支援活動 赤十字ボランティアステーション活動報
告
- 資料 13-2 秋田市社会福祉協議会からの感謝状
- 資料 13-3 令和 6 年能登半島地震学生ボランティアについて
- 資料 13-4 令和 6 年能登半島地震学生ボランティア体調及び活動報告
- 資料 13-5 令和 6 年能登半島地震災害支援活動報告
- 資料 13-6 令和 6 年秋田・山形豪雨災害支援活動について（山形県酒田市）
- 資料 13-7 令和 6 年秋田・山形豪雨災害支援活動について（山形県酒田市）写真報告（簡
易版）
- 資料 13-8 秋田テレビ. (2025 年 9 月 25 日). “寄り添い”は被災者支援の一つの形 川
の氾で浸水した旅館兼食事どころ、ボランティアの支えで営業再開への一歩
踏み出す 8 月の記録的大雨から 1 カ月【秋田発】. FNN プライムオンライン.
<https://www.fnn.jp/articles/-/936507?display=full>
- 資料 14 日本赤十字社秋田県支部. (2025 年 6 月 12 日). 「赤十字キッズタウン 2025」
を開催しました！.
[https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/about/topics/2025/0612_047372.ht
ml](https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/about/topics/2025/0612_047372.html)
- 資料 15 秋田魁新報. (2025 年 9 月 28 日) 防災の知識、体験して学ぼう！秋田市で 28
日まで「キャンプフェス」
<https://www.sakigake.jp/news/article/20250928AK0006/>
- 資料 16-1 R5 自己点検・評価シート（大学）【赤十字教育委員会】

- 資料 16-2 R6 自己点検・評価シート（大学）【赤十字教育委員会】
- 資料 16-3 R6 自己点検・評価シート根拠資料一覧（大学）【赤十字教育委員会】
- 資料 16-4 2023 (R5) 年度～2025 (R7) 年度自己点検・評価報告書【赤十字教育委員会】
- 資料 17 学校法人日本赤十字学園 第四次中期計画 2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）
- 資料 18 高大連携に関するアンケート 第 16 回 赤十字・国際人道教育フォーラム
- 資料 19 日本赤十字社秋田県支部. 「赤十字キッズタウン 2025」アンケート集計
- 資料 20 秋田魁新報社. 第 5 回 2024 AKITA 防災キャンプフェス 開催報告書
- 資料 21 CHEERS. こどもシゴト博 2025in 秋田開催報告

【基準 10】大学運営・財務（１）大学運営

1. 現状分析

評価項目①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

具体的な大学運営については、学校法人日本赤十字学園が策定する5カ年計画に基づき、計画的に行われており、現在は第四次中期計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）に沿って事業を推進している（資料1）。さらに、中期計画のもと毎年度事業計画を定め（資料2）、当該計画の責任部署を明示した上で進捗管理と自己点検を行い、中期計画の実現性を担保している。

大学運営・組織については、諸規程として整備し、学内規程管理システム上で教職員に明示され、学外者には冊子体として設置しており、いつでも閲覧可能となっている。また、年度当初の全教職員会議において、第四次中期計画の年度事業計画を全教職員に説明し、大学運営に関する方針を共有している（資料3）。

関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長の選任は、学園の選考規程に基づき、学長候補者選考委員会（委員：理事長、理事3

名、大学教職員 3 名) を立ち上げ、学長候補者を選出し、理事長が同委員会の選出結果を踏まえ学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用している (資料 4)。

その他の役職者の選任方法は、副学長、学部長及び研究科長はそれぞれ本学の選考規程に基づき候補者の選出、決定、任命の手続きが定められている (資料 5～資料 7)。

学長の権限は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」第 9 条第 1 項に規定されており、「学長は、大学 (大学院を含む。以下同じ。) の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と明示している (資料 8)。

教授会の役割及び学長による意思決定の関係については、「日本赤十字東北看護大学組織分掌規程」第 12 条「日本赤十字東北看護大学教授会規程」第 2 条に規定されており、教授会は学生の入学や卒業、その他教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができるとされている (資料 9～資料 10)。

「日本赤十字東北看護大学学則第 48 条」(資料 11) において、「看護学部教授会を置く」とされ、「日本赤十字東北看護大学組織分掌規程」において、事務局、図書館及び学長の業務決定を助けるための経営会議のほか、学長に意見を述べるための教授会及び研究科委員会を設置することとしている。

法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任については、「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」において明確に規定されており、理事会の決定事項 (第 2 条)、常務理事会への委任 (第 3 条)、理事長への委任 (第 4 条)、学長への委任 (第 5 条) にその役割・権限が定められている。なお、学長には第 2 条 (理事会決定) 及び第 3 条 (常務理事会委任) に規定する事項を除き、大学の管理運営に関する業務が理事長から委任されている (資料 12)。

また、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」に基づき、業務監査として、学園職員及び監事による内部監査を 3 年に 1 度受けており、諸規程の整備状況や関係法令等の遵守状況等について実施状況の確認を行い、適正な処理を行うための指導や助言を受けている。 (資料 13)

評価項目②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成においては、各委員会および事務局所管課からの要望を受け、その必要性、教育効果ならびに費用対効果を十分に検討した上で、収支均衡を前提として予算を積算している。事業内容および予算案については、経理課長（出納責任者）、事務局長（経理責任者）および学長（経理単位の長）の三者による事前確認を行い、その後、経営会議における学内審議を経て、理事会の承認を得た上で決定している。

また、期中には自己点検・評価の中間評価を実施し、事業計画および中期計画の進捗管理を通じて、予算執行に伴う効果の分析・検証を行っている。検証結果は、次年度の事業計画および予算案の策定に反映している。

予算執行については、経理課による事前確認のもと、予算執行担当部署である各委員会および事務局所管課が、経理規程および関係諸規程に基づき適正に執行している。執行状況は各委員長および事務局所管課長が管理・把握しているほか、すべての予算情報を学内グループウェア上で共有しており、本学の予算執行等の状況における透明性は十分に確保されている。

評価項目③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

学園には、学園の機構全体にわたる業務を管理運営するために法人本部が置かれ、法人本部の事務局は、総務部（総務課、財務課）、学事部（学事課）で構成されている。（資料 14）

大学には、大学運営に関わる必要な組織として本学の組織分掌規程に制定されており、事務局組織は5課7係で編成し、大学運営を有効に機能させる適切な人員配置に努めている。（資料 15）

組織及び分掌業務に変更を要する場合には日本赤十字学園看護大学規程施行細則に基づき、法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている。（資料 16）

職員の採用は、「日本赤十字東北看護大学職員就業規則」第5条に規定されており、試験又は選考によるものとされており、職員の退職や業務量を勘案して、新規学卒者あるいは職務経験者を採用している（資料 17）。職員の昇格に関しては、本学が実施する勤務評価や学園が定める規定に基づき、厳正かつ公正に実施している。

大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

委員会やプロジェクト等に職員も委員や事務局として参加し、活発な意見交換等により、大学の運営に職員の意見が反映されるなど、教職協働・連携が図られている（資料 18）。

必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

大学業務が多様化、専門化していることに対応し、事務職員の資質向上に向けた取り組みとして、全学体制で開催されているFD・SD研修会の他、学校法人日本赤十字学園が主催する研修会、職員向けにWEB研修（資料 19）の年間契約をしている。これらを積極的に受講することを推進し、職員のスキルアップを図り、専門的な知識を活かせる配置を目指している。

職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の士気の高揚及び組織の活性化を図ることを目的に、年度ごとに職員（嘱託は除く）を対象に勤務評価を実施している。被評価者による自己評価、評価者による評価が項目ごとに行われ、勤務評価の結果については、各所属課長から被評価者に対して、期末面談で説明を行うこととしている。その他、年に1度、事務局長による事務職員へのヒアリングが行われており、職員からの意見聴取、事務局長からの指導、助言を行うとともに、昇格等への処遇改善にも反映させている。

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学では、「FD・SD 委員会規程」に基づき（資料 20）、職員（事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等を含む）を対象として、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に必要な知識及び技能の習得を図り、その能力及び資質の向上を目的として、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を実施している。

SD 活動については、各課・委員会等で個別に実施されていた研修を FD・SD 委員会において一元的に把握し、レベル、機能及び経験段階に応じて区分することにより、FD・SD 研修の組織的・体系的な実施基盤を整備してきた。この体制のもと、本学の「めざす教職員像」（資料 21）を踏まえ、教学マネジメント・ポリシー（資料 22）に示される教職員の能力向上及び教育の質保証に関する基本方針に基づき、教学マネジメント指針（資料 23）において具体的な運用方法を定め、第三次中期計画（2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度まで）から第四次中期計画（2025（令和 7）年度から）への移行を踏まえ、各年度の年間研修計画を策定している（資料 24）。

具体的には、2023（令和 5）年度から 2025（令和 7）年度にかけ、大学運営、内部質保証、研究倫理教育、外部資金獲得支援、ハラスメント防止、情報システム等、教育研究活動の適切な運営に必要な内容について継続的に研修を実施してきた。SD 研修の実施回数は、2023（令和 5）年度 12 回、2024（令和 6）年度 9 回、2025（令和 7）年度 14 回（FD との合同開催を含む）であり、各回の参加率は概ね 7～9 割で推移している。また、新任教職員を対象とした基礎研修を継続的に実施し、大学組織の理解及び業務遂行に必要な知識の習得を支援してきた。

さらに、学内で専門人材の確保及び育成が困難な場合においても、職能及び経験段階に応じた外部研修への参加並びに学外連携コンソーシアム及び外部コンテンツの活用を促進し、継続的な SD 機会の確保に努めてきた。大学コンソーシアムあきた高等教育セミナーへの派遣実績は、2023（令和 5）年度 9 名、2024（令和 6）年度 2 名、2025（令和 7）年度 5 名であった（資料 25）。

これらの SD 活動は教員及び事務職員が共同して参加する形で実施されており、教職協働による大学運営に関する共通理解を形成してきた。加えて、研修実施後には参加状況及び理解度・有用性を確認するとともに、IR 推進室と連携し、評価結果を次年度研修計画へ反映する改善循環の構築を進めている。

これらの SD 活動は FD・SD 委員会が中心となり、年間計画の策定及び実施状況の確認を行うなど、全学的運用体制のもとで継続的に実施してきた。大学運営に関する教職員の資質向上を目的とした SD 活動が組織的かつ継続的に実施されており、本学の大学運営を支える取組として適切に機能していると判断する。

評価項目④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

監査については、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」（資料 13）に基づき、法人本部による内部監査を 3 年に 1 度定期的に受けている。監査は業務監査と会計監査があり、業務の有効性、適法性、制度・組織・内規等の妥当性に関する監査、指導及び助言を行うことになっている。理事長は、監査の結果を学長に通知し、必要があると認めるときは、学長に対して是正又は改善の措置を指示する。さらに、点検・評価の客観性、妥当性を確保するために、外部有識者会議を設置して大学の運営に関する重要事項を調査審議し、大学等の取組について点検・評価のサイクルを確立するために検討が行われている。外部有識者会議の構成員は、①秋田県高等教育政策担当者、②秋田県内の高等学校関係者、③病院関係者、④福祉施設関係者、⑤卒業生又は保護者等、⑥学識経験のある者である。（資料 26）

大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、未来を支える人材をはぐくむ特色ある教育研究の推進や地域と連携した取組等を通じた地域社会への貢献など、自らの特色や強み等を活かした改革を進めるため、文部科学省への申請は行わないものの、私立大学等改革総合支援事業で求められている基準の達成に取り組んでいる。2025（令和 7）年度より、各部署の自己採点に対し、内部質保証委員会にて内容の確認を行った。

タイプ1では、学部52/100 点（2024（令和6）年度:52/96 点） 修士9/22 点 博士0/9 点であった（資料27）。「アクティブ・ラーニング型科目の開講」や「学習成果等の可視化・企業等との意見交換」等、既に満点の項目もある一方、実績や成果が不十分で更なる改善の

取組が必要な項目も少なくなかった。各取組の点検では、「卒業時アンケート調査の実施・公表及び活用」の項目で、「卒業時満足度調査の項目への正課外活動に関する項目の追加」が課題となっていた。また、「ICTを利活用した教育」の分野では、ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援の基盤となる電子テキストの導入が課題であることのほか、「大学の教育活動への学生の参画促進」の項目において、大学の意思決定への学生の参画や、学生を教育サポートスタッフとして活用することが課題となっていることを把握した。

タイプ3では、学部 18/50 点（2024（令和6）年度:14/59 点） 修士 10/18 点 博士 4/12 点であった（資料 28）。秋田赤十字病院の研究班に対する研究支援やボランティア活動においては既に満点を獲得している。一方で、自治体・企業との連携拡大や地域ニーズに応える活動の充実、地元就職へのサポート等、本学の専門性をより積極的に地域へ発信・還元し、地元に貢献する人材を地元に送り出すことが課題となっている。

点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

私立大学等改革総合支援事業に基づく点検・評価を通じて把握した課題を踏まえ、本学の現状に即した現実的な対応が可能と推測される項目について、内部質保証委員会から提案を行った。その結果、卒業時アンケート調査への正課外活動に関する設問の追加や令和8年度からの電子テキストの導入等、対応・改善が進んだ項目があったほか（資料 29～資料 30）、学生の大学等の教育研究活動への参画できる機会の確保等、大学運営の改善に向けた検討が開催された取組もあるなど（資料 31）、教育改善の PDCA サイクルが機能していることが確認できた。また、修士・博士課程についても、さらなる教育の質向上と体制整備に向けて着実に取り組んでいくことが望まれる。今後は、各部署におけるそれぞれの課題に対し、一層の教育改善に向けた PDCA サイクルの実質化の積み重ねが必要である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

本学は、看護に携わる人材養成を目的に、日本赤十字学園が設置する東北ブロックの拠点として開設され、同一敷地内に設置されている介護福祉士を養成する短期大学部と一体的に運営されている。

職員の研修については、以前課題に挙げられていたが、近年はオンラインによるライブ配信やオンデマンド方式の研修も増えてきているため、研修機会の増加につながっている。

「問題点」

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善」

特になし

「全体のまとめ」

学園の「第四次中期計画」および年度ごとの事業計画に基づき、責任部署を明確にした進捗管理と自己点検を行っている。諸規程はシステム上で公開し、全教職員会議を通じて運営方針を周知・共有している。

学長、副学長、学部長等の役職者選任は、規程に基づき適正な手続きで実施している。学長の統理権限と、教授会の審議・意見具申の役割を規程で明確化し、法人と教学の適切な権限委任と内部監査体制を構築している。

大学運営に必要な事務組織を整備し、適正な人員配置を行っている。職員の採用・昇格は就業規則に基づき厳正に行い、年度ごとの勤務評価や事務局長面談を通じて、意欲向上と処遇改善に繋げている。

各種委員会への職員参画による「教職協働」を推進している。また、FD・SD委員会を中心に、学内研修や外部コンテンツ、WEB研修を活用した組織的なSD活動を継続し、職員の専門性とスキルの向上を図っている。

引き続き中期計画や事業計画等を軸に、教職員の共通認識を高め、社会の要請に応える大学運営を推進していく。

4. 根拠資料

- 資料 1 第四次中期計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）
- 資料 2 事業計画
- 資料 3 大学運営に関する方針
- 資料 4 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学部学長候補者選考規程
- 資料 5 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部副学長選考規程
- 資料 6 日本赤十字東北看護大学看護学部長候補者選考規程
- 資料 7 日本赤十字東北看護大学看護学研究科長候補者選考規程
- 資料 8 学校法人日本赤十字学園看護大学規程
- 資料 9 日本赤十字東北看護大学組織分掌規程
- 資料 10 日本赤十字東北看護大学教授会規程
- 資料 11 日本赤十字東北看護大学学則
- 資料 12 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
- 資料 13 学校法人日本赤十字学園内部監査規程
- 資料 14 日本赤十字学園法人本部事務局組織図

- 資料 15 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部職員配置
- 資料 16 日本赤十字学園看護大学規程施行細則
- 資料 17 日本赤十字東北看護大学職員就業規則
- 資料 18 令和 8 年度職員所属委員会一覧
- 資料 19 e-JIMZAI チラシ
- 資料 20 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部 FD・SD 委員会規程
- 資料 21 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部がめざす教員像
- 資料 22 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部教学マネジメント・ポリシー
- 資料 23 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における「教学マネジメント指針」
- 資料 24 FD・SD 研修実績（2023(令和 5) 年度～2025(令和 7) 年度）
- 資料 25 FD・SD 活動報告資料（教学マネジメント会議提出資料：2023(令和 5) 年度～2025(令和 7) 年度）
- 資料 26 1-1-6 日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部外部有識者会議設置要綱
- 資料 27 令和 7 年度私立大学等改革総合支援事業 採点結果一覧（大学）（タイプ 1）
- 資料 28 令和 7 年度私立大学等改革総合支援事業 採点結果一覧（大学）（タイプ 3）
- 資料 29 R7 私立大学等改革総合支援事業調査表等（タイプ 1）③
- 資料 30 R7 私立大学等改革総合支援事業調査表等（タイプ 1）⑥
- 資料 31 R7 私立大学等改革総合支援事業調査表等（タイプ 1）⑩

【基準 10】大学運営・財務（2）財務

1. 現状分析

評価項目①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

本学では、大学の将来を見据え、2022（令和 4）年度に 2040（令和 22）年までを見通した長期財政計画を策定している。

また、1996（平成 8）年竣工の施設建物については、経年劣化に伴う不具合の増加が見込まれることから、2024（令和 6）年度に大規模修繕計画を策定した。本計画は、施設建物の適切な維持管理を図るとともに、中長期財政計画との整合を確保することを目的としている。さらに、突発的な大規模修繕費の発生を抑制するため、定期的な点検・診断を実施し、予防的修繕および計画的改修を行うなど、施設・設備の長寿命化を前提とした管理体制を構築している。（資料 1）

加えて、2023（令和 5）年度には金利上昇局面を踏まえ、収入源の多様化および拡大を図るため、3～5 年を基本とする債券のローリング運用を開始した。

さらに、2025（令和 7）年度には学園本部主導による総合経営会議が発足し、各大学の経営分析を踏まえた経営改善体制を整備した。これに基づき 3 カ年の経営改善計画を策定し、短期集中的な取組により健全経営の確保を図っている。（資料 2～資料 3）

財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

3 カ年の経営改善計画は、財務関係比率を基礎とした経営分析に基づき、各取組に数値目標を設定した実効性の高い計画である。（資料 3）

学生確保については、入学定員充足率 100%以上の維持を重要目標としている。

支出面では、人件費比率が約 57%と比較的高い水準にあるが、本学は看護学部で看護教諭一種課程を設置しており、教育課程の特性上、教員数の大幅な削減は困難である。そのため、収支均衡が確保されている現状を踏まえ、人件費比率は現行水準を維持する方針としている。

また、科研費等外部資金については、採択・継続課題数 10 件以上の維持を数値目標としている。

さらに、2025（令和 7）年度より開始したふるさと納税制度により、新たな収入源の確保

を図っている。

これらの取組により、継続的な収支均衡の確保を目指している。

評価項目②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

教育に供される固定資産の取得に係る第1号基本金は、2025（令和6）年度末で3,858百万円である。教育活動を安定的に継続するために必要な施設・設備の整備は概ね確保されており、財政基盤は一定程度安定していると評価できる。

授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

18歳人口の減少が著しい秋田県においては、今後学生確保が一層厳しくなることが見込まれる。このため、本学では収入の多様化を積極的に推進している。

秋田県との包括連携協定に基づく受託事業の実施により、2025（令和7）年度には自治体保健師現任教育支援事業において約1.7百万円の収入を確保した。

科研費については申請支援体制を整備し、継続的な外部資金獲得を推進している。

また、秋田市内高等教育機関、秋田市およびSCSK株式会社と連携し、ふるさと納税制度を開始した。今後、寄付金収入の拡大が見込まれる。

さらに、2023（令和5）年度より債券のローリング運用を開始した結果、利息収入は開始前と比較して約700万円増加した。

2025（令和7）年度実績としては、受託事業収入及び利息収入の合計で9,226千円の収入となっており、学納金に換算すると約6名分の学納金収入に相当する。今後も収入の拡大を図り、将来的に見込まれる学生数の減少を補完し得る収入基盤を確保していく必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

「長所」

1) 中長期的な財務運営体制の整備

本学は、2040（令和22）年までを見据えた中長期財政計画を策定するとともに、大規模修繕計画および3カ年の経営改善計画を整備し、計画的な財務運営体制を構築してい

る。特に、施設設備の長寿命化を前提とした予防的修繕体制を整備しており、将来的な財務負担の平準化と安定的な施設管理に取り組んでいる。

2) 収入源の多様化に向けた取組の推進

2023(令和5)年度より開始した債券のローリング運用により利息収入が増加するなど、資産運用を通じた収入確保に成果が見られる。また、受託事業、科研費およびふるさと納税制度等を通じて外部資金の獲得を推進しており、学納金収入への依存度低減に向けた取組を進めている。

3) 安定した財務基盤の維持

日本私立学校振興・共済事業団による経営状態区分では A2(正常状態)に位置しており、現時点において安定した財務基盤を維持している。また、教育研究活動を支える施設・設備の整備状況や基本金の積立状況からも、一定の財務健全性が確保されている。

「問題点」

1) 学生数減少を見据えた収入基盤の強化

現時点において安定した財務基盤を維持しているものの、黒字幅は 10%未満にとどまっており、財務余力は必ずしも大きくない。今後、受験者数の減少がさらに進行する可能性を踏まえると、外部資金等による収入多様化は進みつつあるものの、学生数減少の影響を十分に補完できる規模には至っていない。

2) 教育の質を維持した支出構造の最適化

人件費比率は比較的高い水準にあり、教育課程上、急激な人件費削減が困難であることから、教育の質を維持しながら業務効率化および支出構造の見直しを継続的に進める必要がある。また、収入源の多様化と併せて、教育活動支出の重点化・効率化を一層推進する必要がある。

3) 将来の施設更新を見据えた財源確保

施設設備の老朽化に伴い、今後も一定規模の修繕・更新費用が継続的に発生することが見込まれる。そのため、中長期財政計画および大規模修繕計画と連動した安定的な財源確保と計画的な資金管理が課題となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「改善・発展方策」

1) 収入構造の多様化の推進

入学定員充足率の維持・向上を図るとともに、地域連携事業、受託事業、科研費、寄付金および資産運用収益の拡充を進め、学納金収入への依存度低減と収入構造の多様化を推進する。

2) 支出構造の見直しと財務体質の強化

教育研究活動の質を維持しながら、業務効率化および支出の重点化を進める。また、限

られた経営資源を効果的に配分し、持続可能な財務体質の構築を図る。

3) 財務計画に基づく継続的な検証と改善

中長期財政計画、大規模修繕計画および3カ年の経営改善計画を相互に連動させ、財務関係比率等を定期的に検証する。PDCAサイクルに基づく改善活動を継続し、経営環境の変化に柔軟に対応できる財務運営体制を強化する。

「全体のまとめ」

本学は、中長期財政計画、大規模修繕計画および3カ年の経営改善計画を整備し、計画的かつ安定的な財務運営体制を構築している。また、債券運用による利息収入の確保や外部資金獲得の推進など、収入源の多様化にも積極的に取り組んでいる。

一方で、18歳人口の減少に伴う学生数の減少や施設設備の老朽化など、将来的な財務運営上の課題も存在している。今後は、収入構造の多様化と支出構造の最適化を両輪として進めるとともに、財務関係比率の継続的な検証と改善を通じて、教育研究水準の維持・向上を支える安定的な財政基盤を確保し、持続可能な大学運営の実現を目指していく。

4. 根拠資料

資料1 長期修繕計画

資料2 経営改善計画

資料3 総合経営会議諮問事項3 第2回会議資料

資料4 令和6年度決算 計算書類（未完成）